市政記錄

2021年版

[第1分冊]

第1部 市勢編/第2部 市政編 第1章~第5章





可以記錄

2021年版

横浜市き章



横浜市き章は、明治 42 年の開港 50 周年 を記念して、市民の皆さんから募集してつ くられたもので、ハマの 2 字をデザインし たものが採用されました。

公示は同年6月5日。 地質は白、き章は赤です。

市の花「バラ」



横浜市の花「バラ」は、花と緑あふれる 横浜を創造するシンボルとして、平成元年 9月23日市民の皆さんにより定められま した。

西洋バラの多くは開港間もない横浜から 日本へ上陸したといわれ、その後1世紀以 上にわたって市民の皆さんに親しまれてい ます。

横浜市歌

されば港の数多かれど
この横浜にまさるあらめや
むかし思えば とま屋の煙
ちらりほらりと立てりしところ

今はもも前もも千角 造品るところぞ見よや 果なく栄えて行くらんみ代を が節る宝も入りくる港



竹春 市 山中 市会議長 清水 富雄 長 平原 敏英 市会副議長 正治 髙橋 副市長 小林 副市長 城 博俊 副市長

琢己

林

副市長

●市政記録2021年版目次●

第1部	市勢編
	市域
	気象・地震4
	人口
	横浜のあゆみ
	横浜の経済
	横浜港12
第2部	市政編
第1章	賃 横浜市基本構想(長期ビジョン)と横浜市中期4か年計画 …16
第2章	章 令和3年度予算と主要事業19
第3章	章 市政への提言と指針29
第4章	章 市政の仕組み34
第5章	賃 18区のプロフィール44
第6章	章 各局統括本部の事業案内
	温暖化対策統括本部
	デジタル統括本部
	政策局
	総務局
	財政局
	国際局
	市民局
	文化観光局
	経済局
	こども青少年局
	健康福祉局
	医療局・医療局病院経営本部
	環境創造局
	資源循環局 ······ 198
	建築局
	都市整備局
	道路局
	港湾局
	消防局
	水道局
	交通局
	教育委員会
	公立大学法人横浜市立大学

付 録 横浜市機構図

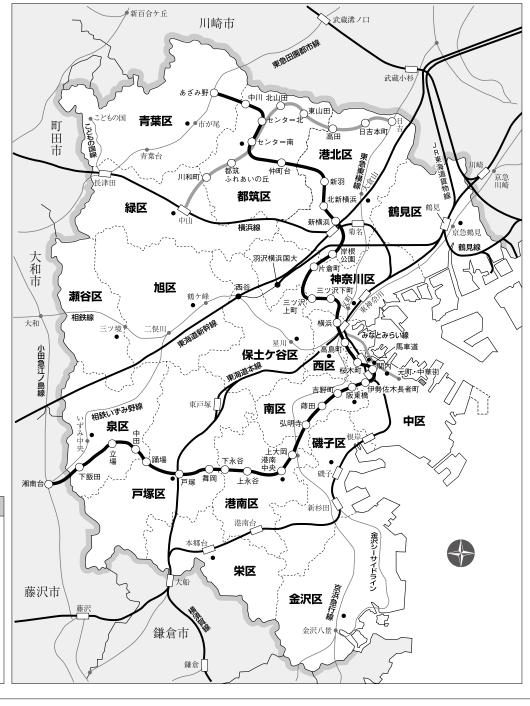
第 1 部	
市勢編	_
■市 域■気象・地震■人 口■横浜のあゆみ	
■横浜の経済 ■横浜港	

市域

横浜市は神奈川県の東端に位置し、 東は東京湾、北は川崎市、西は町田 市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・ 逗子市・横須賀市に接しています。 横浜市の中心部から東京都心部まで は、約30キロメートルです。我が 国を代表する国際貿易港である横浜 港を基盤として、首都圏の中核都市 としての役割を担っています。総面 積は、約435平方キロメートルで、 これは東京23区の約7割にあたり ます。

市の位置

東西 23.6 キロメートル (東経 139° 27′ 53″~ 139° 43′ 31″) 南北 31.1 キロメートル (北緯 35° 18′ 45″~ 35° 35′ 34″)



凡

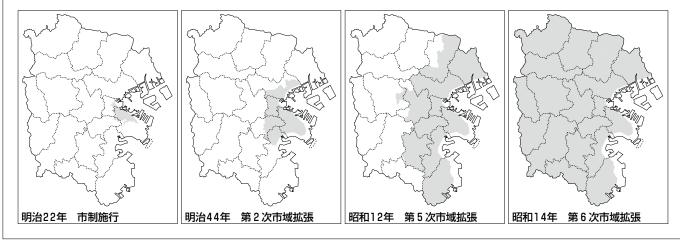
例

■市制施行後の市域拡張と行政区再編成

年 月 日	事 項	面積	拡 張 地 域
		km ²	
明治22.4.1	市制施行	5.40	
34.4.1	第1次市域拡張	24.80	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橘樹郡神奈川町、保土ケ谷町の一部
44.4.1	第2次市域拡張	36.71	橘樹郡保土ケ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部
大正 9.10.1	_	37.03	第2次市域拡張の数値に千若町、守屋町の埋立てを加えた数値
昭和2.4.1	第3次市域拡張	133.88	橘樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ケ谷町、都筑郡西谷村、久良岐郡大岡川
			村、日下村、屏風浦村
2.10. 1	区制 施 行	_	鶴見区、神奈川区、中区、保土ケ谷区、磯子区が誕生
10.10. 1	_	135.63	第4回国勢調査の際、「全国市町村別面積調」による内閣統計局の公表数値
11.10. 1	第4次市域拡張	168.02	久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村
12. 4. 1	第5次市域拡張	173.18	橘樹郡日吉村の一部
14.4.1	第6次市域拡張	400.97	都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川
			村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村
"	区 新 設	_	港北区、戸塚区が誕生
18.12. 1	行政区再編成	_	中区から 南区 が誕生
19.4.1	"	-	中区から 西区 が誕生
23.5.15	"	-	磯子区から 金沢区 が誕生
25.10. 1	_	408.66	第7回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
30.10. 1	_	405.56	第8回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
35.10. 1	_	405.60	第9回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
40.10. 1	_	412.94	第 10 回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
44.10. 1	_	417.29	建設省国土地理院公表の数値
//	行政区再編成	_	南区から 港南区 、保土ケ谷区から 旭区 、港北区から 緑区 、戸塚区から 瀬谷区 が誕生
45.10. 1	_	417.63	建設省国土地理院公表の数値
50.10. 1	_	421.46	<i>"</i>
55.10. 1	_	426.72	<i>"</i>
60.10. 1	_	430.75	<i>"</i>
61.10. 1	_	430.80	<i>"</i>
61.11. 3	行政区再編成	_	戸塚区から 栄区、泉区 が誕生
62.10. 1	_	431.57	建設省国土地理院公表の数値
平成 3.10.1	_	433.17	横浜市区別町別面積調の数値
	行政区再編成	_	港北区、緑区から 青葉区、都筑区 が誕生
	埋立地編入	435.71	埋立てによる拡張 (複数回)
現在			

- (注) 1 大正 9 年第1回国勢調査の際、内閣統計局の公表数値は 33.00km²です。 2 昭和 25 年の建設省地理調査所公表の数値は 408.9km²です。 3 昭和 30、35、40 年の面積は金沢区と横須賀市の境界未定のため、総理府統計局の推定数値を掲載しました。

市域の変遷



気象・地震

令和2年の気象・地震概況

■全般

■全般
1月は、冬型の気圧を通過する場所を通過する場所を通過を表示を表現した。2月は、冬型の気圧配置が過過する場所を通過を表現した。2月は、冬型の気圧を変更を表現した。2月は、中旬に変した。2月は、中旬に変にとりまる。3月までは、中旬には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力にない。3月まででは、1月のでは、1月のででは、1月の

横浜の年降水量は、1687.5mm (平年 比 97%) で平年並となりました。

■**日照時間** 横浜の年間日照時間は、2005.1時間(平年比99%) で平年より少なくなりまし

■神奈川県に影響を及ぼした台風

10月5日09時に日本の南で発生した台風第14号は、発達しながら北西に進み、7日15時には南大東島の東

で強い台風となり、9日夜には四国の南に達しました。9日21時には強強いち人なりましたが、その時にはは後の勢力をほぼ維持しつつ、比較的ゆ東海は1日朝にかけて東京で11日朝にかけてみました。この台風の影響により、県内ではがけ崩れや道路損壊などが発生しまた。

た。 なお、令和2年の台風の発生数は23 個(平年値25.1個)で、接近数(全国) は7個(平年値11.7個)、上陸数(全国) は0個(平年値3.0個)でした。

は0個(半年順 3.0 回) この地震 地震 横浜地方気象台(横浜市中区山手町)で震度1以上を観測した地震は、51回発生しました。 また、横浜市内で震度3以上を観測した地震は、以下のとおり7回発生しました(発生日、震央地名、横浜市内の最大震度)。 1月14日 茨城県南部 震度3

1月14日 2月1日 茨城県南部茨城県南部 震度3 4月12日 震度3 千葉県北西部 千葉県東方沖 5月 6日 震度3 6月25日 震度3 7月 9日 茨城県南部 震度3 10月28日 千葉県北西部 震度3

(横浜地方気象台まとめ)

令和2年(2020年) 横浜地方気象台年表

横浜地方気象台

	海面気圧	(hPa)	平均気流	昷 (℃)	日最高気	温(℃)	日最低気	温(℃)	相対湿息	度(%)	平均雲量	日照時間	日照率
	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年	(10分比)	(時間)	(%)
平成 26 年	1013.8	1013.8	16.2	15.8	20.3	19.7	13.0	12.5	66	67	6.7	2220.7	50
27年	1014.1	1013.8	16.7	15.8	20.5	19.7	13.6	12.5	70	67	6.9	2076.1	47
28年	1014.4	1013.8	16.9	15.8	20.7	19.7	13.7	12.5	70	67	7.2	1935.2	44
29 年	1013.1	1013.8	16.3	15.8	20.3	19.7	13.0	12.5	67	67	6.6	2174.6	49
30年	1014.2	1013.8	17.1	15.8	21.1	19.7	13.9	12.5	68	67	6.7_	2194.6	50
令和元年	1014.0	1013.8	16.9	15.8	20.9	19.7	13.7	12.5	68	67	3.4]	2020.7	46
令和2年	1013.9	1013.7	17.0	16.2	20.9	20.2	13.8	13.0	70	67		2005.1	45
1月	1016.6	1015.6	7.8	6.1	11.3	10.2	4.7	2.7	63	53		157.9	51
2月	1018.5	1015.9	8.9	6.7	13.0	10.8	5.2	3.1	54	54		203.2	65
3月	1013.8	1015.1	11.2	9.7	15.7	14.0	7.1	6.0	64	60		172.0	47
4月	1012.6	1013.8	13.4	14.5	18.1	18.9	9.3	10.7	63	65		218.2	56
5月	1011.4	1011.8	19.7	18.8	23.8	23.1	16.5	15.5	73	70		185.0	43
6月	1007.5	1009.0	23.4	21.8	27.3	25.5	20.5	19.1	80	78		139.1	32
7月	1009.2	1008.7	24.4	25.6	27.6	29.4	22.1	22.9	87	78		61.2	14
8月	1011.2	1010.0	29.1	27.0	33.7	31.0	25.9	24.3	75	76		298.2	72
_9月	1012.3	1012.9	24.6	23.7	28.1	27.3	22.2	21.0	81	76		124.3	33
10月	1017.2	1016.5	17.9	18.5	21.6	22.0	15.3	15.7	72	71		121.3	35
11月	1020.2	1018.1	14.7	13.4	18.5	17.1	11.4	10.1	64	65		155.7	50
12月	1016.7	1016.9	8.8	8.7	12.5	12.5	5.3	5.2	59	57		169.0	56

	亚地巴油	目夕日白	ゆより目		階	級	別 E	数			震度 1
	平均風速 (m/s)	最多風向 (16 方位)	降水量 (mm)	日最大風	.速 (m/s)		日陰	水量(m	im)		以上の
	(111/5)	(10711)	(111111)	≥10.0	≧15.0	≧0.0	≥0.5	≧1.0	≥10.0	≥30.0	地震回数
平成 26 年	3.6	N)	1860.0	32	0	196	113	103	43	18	47
27年	3.4	N	1836.0	24	1	204	132	119	57	18	40
28年	3.4	N	1969.5	24	1	217	132	116	53	18	50
29 年	3.5	N	1628.5	34	1	196	111	97	48	16	43
30年	3.7	N	1573.5	38	2	195	117	104	52	21	47
令和元年	3.5	N)	1937.0	33	2	224	130	111	49	13	40
令和2年	3.6	N	1687.5	36	0	228	128	108	46	18	51
1月	3.4	N	124.5	0	0	18	9	9	5	1	3
2月	3.7	N	32.5	6	0	14	5	5	1	0	9
3月	4.1	N	166.5	7	0	20	12	9	6	1	0
4月	4.0	N	244.5	5	0	18	10	7	4	3	5
5月	3.6	SSW	97.5	2	0	19	10	6	3	1	5
6月	3.4	SSW	242.5	4	0	22	14	13	5	2	5
7月	3.9	SSW	378.5	6	0	31	25	20	11	6	3
8月	3.1	SW	48.0	0	0	14	4	3	2	1	7
9月	3.7	N	107.0	3	0	27	22	20	4	0	4
10月	3.4	N	219.5	1	0	21	10	9	5	3	2
11月	3.3	N	9.0	1	0	13	4	4	0	0	2
12月	3.0	N	17.5	1	0	11	3	3	0	0	6

平年値は、1991年~2020年までの30年間の平均値である。 震度1以上の地震回数は、横浜市中区山手町で震度1以上を観測した地震の回数である。 データに付加した「)」は、許容範囲内の次測を含む値である(準正常値)。 データに付加した「」は、許容範囲内を超えるアルカを含む値である(資料不足値)。 目視観測自動化にともない、2019年2月1日以降、雲量は観測しない。

人口

■人口の動き

令和2年国勢調査結果に基づく令和3年1月1日現在の横浜市の総人口は3,776,286人、世帯数は1,754,256世帯でした。また、男性は1,866,381人、女性は1,909,905人であり、1世帯あたりの人員は2.15人でした。

昭和40年以降の横浜市の人口の推移をみると、48年に250万人を超え、53年に東京都区部に次いで大都市中第2位となりました。昭和60年に300万人を超え、平成14年に350万人を、25年には370万人を突破しました。

平成以降の人口増加数の動きをみると、7年に7,049人に低下した後、13年に36,405人に増加しましたが、その後は減少に転じ、22年以降は小さく増減を繰り返しながら1万人未満で推移しています。29年に1,988人と大きく減少した後、令和元年に8,985人まで増加しましたが、2年は5,278人と再び減少しています。

■令和2年中の社会増加数

経済の拡大期には、東京圏への人口集中等に伴い、社会増加数 (≒転入数-転出数) が自然増加数 (=出生数-死亡数) を上回る伸びを示しました。

その後の景気低迷のなかで社会増加数は年々低下し、平成6年には社会減(転出超過)となりました。平成8年から再び社会増(転入超過)となりましたが、13年をピークに徐々に低下し、23年に再び社会減となりました。24年以降は社会増となり、増減を繰り返しながら上昇傾向にあります。

令和2年中の転入者数は前年より 9,879 人少ない142,051 人、転出者数 は前年より8,091 人少ない127,562 人 で、その他の異動数を加えた社会増 加数は13,481 人となりましたが、前 年に比べると2,704 人減少していま す。行政区別の社会増加数では、港 北区、中区、青葉区の順で多くなっ ています。

■令和2年中の自然増加数

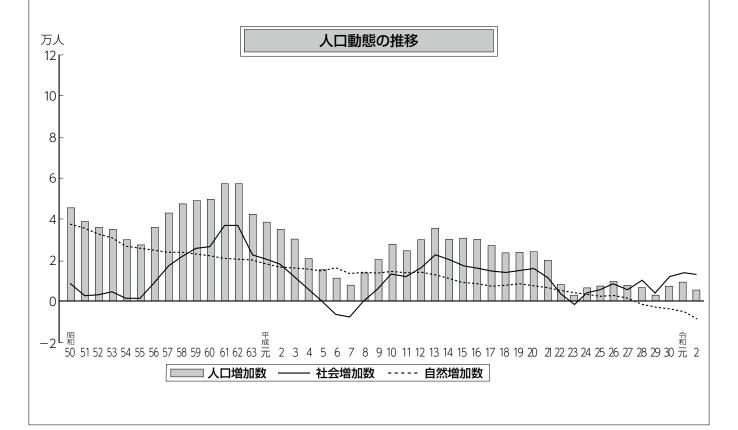
出生数は第2次ベビーブーム(昭和46年~49年)をピークにその後減少し、昭和61年以降は3万人台前半で推移していましたが、平成28年に3万人を割り込みました。一方、死亡数は増加傾向にあり、28年に出生数を上回ると、以降は自然増加数のマイナスが続いています。

令和2年の出生数は25,720人、 死亡数は33,923人で、自然増加数 は8,203人のマイナスでした。

■行政区別の人口

令和3年1月1日現在の人口を行 政区別にみると、最も多いのは港北 区の358,527人で、以下青葉区 311,009人、鶴見区297,147人と続 いています。

人口の最も少ないのは西区の 104,761 人で、栄区 120,051 人、瀬 谷区 122,480 人の順となっています。



■昼夜間人口

(平成27年国勢調査)

昼間人口とは、横浜市の常住人口 (夜間人口)に、市外に常住し市内 に通勤・通学する者の数(流入人口) を加え、市内に常住し市外に通勤・ 通学する者の数(流出人口)を減じ たものをいいます。(買い物等の移 動は含みません。)また、夜間人口 100に対する昼間人口の割合を昼夜 間人口比率といい、都市の活力を示 す指標として使われています。

平成27年国勢調査によると、平成27年10月1日現在の横浜市の常住人口は3,724,844人、流入人口は418,231人、流出人口は727,015人で、昼間人口は3,416,060人となり、平成22年の国勢調査結果と比較すると、昼間人口が約4万人の増となっています。昼夜間人口比率は91.7で、平成22年の91.5と比べ02ポイント上昇しています。

■行政区別昼夜間人口比率 (平成27年国勢調査)

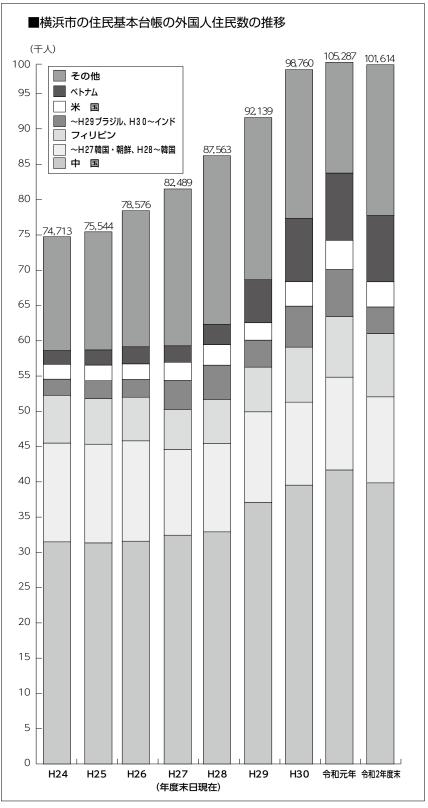
昼夜間人口比率を行政区別にみると、最も高いのは西区で186.0、次いで中区で161.2、神奈川区で100.1となっており、その他の区では100を下回っています。

一方、昼夜間人口比率が低い区を みると、青葉区が76.2と最も低く、 次いで泉区が77.9、港南区が79.9と なっています。

■横浜市の外国人住民数

令和2年度末現在の横浜市の外国 人住民数は、101,614人で横浜市の 人口3,776,146人(令和3年4月1 日現在推計)の2.7パーセントに当 たり、令和元年度末に比べ3,673人、 3.5パーセント減少し、5年前の平 成27年度末に比べると19,125人、 23.2パーセント増加しています。

国籍別に見ると、中国が39,980 人と最も多く、12,409人の韓国が 続いています。元年度末に比べて、



中国は 1,897 人減少しています。構成比では中国が 39.3 パーセントです。

行政区別に見ると、中区が 16,328 人で全市の 16.1 パーセントを占め て最も多く、以下、鶴見区 (13,670 人、 13.5 パーセント)、南区 (10,585 人、 10.4 パーセント) の順で続き、最少 は栄区(1,181 人、1.2 パーセント) となっています。

横浜のあゆみ

■開港前

文献でたどることのできる横浜の 起源は、11世紀まで遡ることができま す。横浜は桓武平氏の出身といわれ る、平良文の子孫の一族、平子氏に よって支配されていました。この支配 は、その後16世紀まで続きます。

12世紀、鎌倉時代になると、横 浜地方の開発も進み、金沢では、北 条氏により、称名寺や金沢文庫が建 てられ、また小机では、佐々木泰綱 により水田が開かれました。

その後、江戸幕府のもとでは、大部分が旗本領、幕府直轄の天領でしたが、大名領としては、金沢の六浦藩がありました。

1601(慶長6)年、神奈川、保土ケ谷が、次いで、1604(慶長9)年には、戸塚が東海道の宿駅となり、19世紀前期になると、人口も増え、特に神奈川は城下町小田原と肩を並べるほどになりました。

■開港

1854(安政元)年、日本代表林大学 頭と米国代表ペリーとの間で、日米 和親条約(神奈川条約)が結ばれま した。その後、1858(安政5)年、米 国総領事ハリスによって日米修好通 商条約が結ばれ、続いてオランダ、 ロシア、英国、仏国とも通商条約が 締結され、横浜の開港は1859年7月 1日(太陰暦では安政6年6月2日) と定められました。

幕府はこの年、運上所を置き、これを境界として以南を外国人居留地、以北を日本人居住地としました。日本人居住地を、5区域に分割して、横浜町と名付け、各区域に名主を置き総年寄が町全体を統括しました。

■市制施行

1889 (明治 22) 年 4 月 1 日に市制が施行されました。市域は、現在の中区のうち本牧、根岸を除いた狭い区域でしたが、すでに戸数 27,209 戸、人口 121,985 人に達していました (1889 年末現在)。

■歴史年表

安政元 (1854)年 日米和親条約(神奈川条約)を締結する。

5 (1858)年 日米修好通商条約を締結する。

6 (1859)年 横浜が開港(旧暦 6月2日)される。 応接所跡に運上所が置かれる。

横浜町(5か町)ができる。

文久 2 (1862)年 生麦事件が起きる。

明治元(1868)年 神奈川県が置かれる。

2 (1869)年 横浜灯明台役所・裁判所間に電線が敷かれる(電信のはじめ)。 吉田橋が鉄橋になる(鉄橋のはじめ)。

3 (1870)年 横浜毎日新聞(我が国最初の日刊日本語新聞)が創刊される。

5 (1872)年 新橋・横浜間に鉄道が開通する。

6 (1873)年 横浜商人が生糸改会社を設立する。

7 (1874)年 十全病院(横浜市大病院の前身)ができる。

11 (1878) 年 郡区町村編成法を公布する。横浜第一大区は久良岐郡から独立 して横浜区となり、横浜区長が管轄する。

13(1880)年 横浜商法会議所(現在の横浜商工会議所)が設立される。 横浜正金銀行が本町に設立される。

14(1881)年 横浜連合生糸荷預所を設立する。

20 (1887)年 県営水道ができ、野毛山貯水場から市街への配水が始まる。

22 (1889) 年 横浜に市制が敷かれる(4月1日)(人口 116,193 人・面積 5.40 km²)。

23 (1890)年 横浜貿易新聞が創刊される。

水道が市営になる。 横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火する。

24(1891)年 十全病院が市営になる。

25 (1892)年 ガス局が市営になる。

27(1894)年 伊勢佐木・石川・山手の3消防組ができる。 横浜港鉄桟橋(現在の大さん橋)が完成する。

28 (1895)年 生糸検査所が設立される。

横浜商業会議所(横浜商法会議所の後身)が設立される。

32(1899)年 条約改正で居留地が撤廃される。

34 (1901)年 第 1 次市域拡張(人口 299,202 人・面積 24.80km²)。

37(1904)年 横浜電気鉄道(後の市電)、神奈川・大江橋間が開通する。

39 (1906)年 本牧三渓園が公開される。

41 (1908) 年 横浜鉄道、東神奈川・八王子間(現在の JR 横浜線)が全通する。

42 (1909)年 開港 50 年記念祭が行われる。市章・市歌を制定する。

44(1911)年 2代目市庁舎が完成する。

第 2 次市域拡張(人口 444,039 人・面積 36.71km²)

大正6 (1917)年 開港記念横浜会館が開館する。

8 (1919)年 千歳町から出火、8か町、3,248戸を焼失する(埋地の大火)。 主要道路を中心に都市計画を立てる。

10(1921)年 市内電車が市営となる。

12 (1923)年 関東大震災で大きな被害を受ける。

15 (1926)年 野毛山公園が開園する。

昭和 2 (1927)年 第 3 次市域拡張(人口 529,300 人·面積 133.88km²)。

区制を施行する(10 月)。鶴見区・神奈川区・中区・保土ケ谷区・ 磯子区が誕生。

3 (1928)年 市バスが開業する(7路線・30.2km)。

5 (1930)年 山下公園が開園する。

6 (1931)年 横浜市中央卸売市場を開設する。

10 (1935)年 復興記念横浜大博覧会が開催される。

11 (1936)年 第 4 次市域拡張(人口 738,400 人·面積 168.02km²)。

12 (1937)年 第 5 次市域拡張(人口 759,700 人·面積 173.18km²)。

14 (1939) 年 第 6 次市域拡張(人口 866,200 人・面積 400.97km²)。 港北区・戸塚区が誕生する(4月)。

16(1941)年 太平洋戦争に突入する。

17(1942)年 人口が100万人を超える。

18 (1943)年 中区の一部が南区になる(12月)。

19(1944)年 中区の一部が西区になる(4月)。

市会は図書館へ、市庁舎は老松国民学校などの鉄筋コンクリー ト校舎に移転する。

20 (1945)年 横浜大空襲(5月29日)、市街地の46パーセントが被害を受ける。 ポツダム宣言を受け、日本が降伏する(8月15日)。

■近代貿易都市

開港当初、横浜からは生糸・茶・海産物が輸出され、絹織物・毛織物が輸入されましたが、貿易は外国商館の手に握られていました。横浜商人は1873(明治6)年に生糸改会社を、1881(明治14)年に生糸荷預所を設立して居留地貿易の主導権を確立しました。

明治20年代に入ると、1887(明治20)年に県営水道ができ、1890(明治23)年に横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火し、1891(明治24)年十全病院が、翌年ガス局・報時所が市営に移管されるなど、横浜の都市基盤の整備がなされました。

さらに、1895(明治 28)年の生糸 検査所の設立と、商業会議所の設立 は、近代貿易都市の機能を確立する ものでした。

■関東大震災

1923(大正 12)年9月1日、関東大震災のため、横浜市の家屋建築物はことごとく倒壊して、火の海と化しました。死者2万余人、全壊家屋6万戸を出し、徹底的に打ちのめされましたが、市民の懸命の努力によって、1929(昭和4)年には、ほぼ旧状に復しました。

■区の新設

1901(明治34)年、1911(明治44)年に続いて、1927(昭和2)年には、第3次の市域拡張が行われ、鶴見町、保土ケ谷町などを編入、同年10月には区制が敷かれ、市域を中区、磯子区、神奈川区、保土ケ谷区、鶴見区の5区に分けました。1936(昭和11)年に第4次、翌1937(昭和12)年に第5次拡張と続き、1939(昭和14)年の第6次拡張によって、港北区、戸塚区を新設しました。さらにその後、区域変更を行い、1948(昭和23)年までに南区、西区、金沢区の3区が置かれ、合計10区となりました。1969(昭和44)年には港南区、

市の中心部、港湾を中心に土地(918 万㎡) 建物(96 万㎡)が接収される。

21 (1946)年 日本国憲法が公布される(11月3日)。22年5月3日施行。

22(1947)年 地方自治法が施行される(4月)。市長公選が行われる。

23(1948)年 磯子区の一部が金沢区になる(5月)。

24(1949)年 野毛、反町で日本貿易博覧会を開催する。

25 (1950) 年 横浜国際港都建設法が公布される。 市役所が貿易博反町会場跡に移転する。

26 (1951) 年 横浜港の管理権が国から市へ移る。

27(1952)年 大さん橋が接収解除となる。

28 (1953)年 第1回みなと祭が開催され、国際仮装行列が行われる。

29 (1954)年 開国百年祭が行われる。

31 (1956)年 政令指定都市となる。

33 (1958)年 開港百年祭が行われる。

34(1959)年 7代目市庁舎が完成する。

36 (1961)年 マリンタワーが開業する。 大黒町地先埋立てが完成する。

37(1962)年 港の見える丘公園・横浜文化体育館が完成する。

39(1964)年 根岸線(桜木町・磯子間)が開通する。 東海道新幹線が開通し新横浜駅ができる。

40 (1965) 年「横浜の都市づくりの将来計画の構想」を発表する。

41 (1966) 年「横浜国際港都建設総合計画」を発表する。

42 (1967)年 平潟湾の埋立てが完成する。

43 (1968)年 市営地下鉄(上大岡・関内間)の建設に着手する。 人口が 200 万人を超える (全国第 3 位)。

44 (1969) 年 行政区の再編成により、南区から港南区、保土ケ谷区から旭区、 港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区が誕生し、14 区となる(10 月)。 本牧市民公園が誕生する。

45 (1970)年 港北ニュータウン建設事業に着手する。 根岸線(磯子・洋光台間)が開通する。

46 (1971)年 金沢地先埋立て事業に着手する。

47(1972)年 市営地下鉄(上大岡・伊勢佐木長者町間)の営業を開始する。 市電、トロリーバスを全て廃止する。

48 (1973) 年 「横浜市基本構想」に基づく「横浜市総合計画 1985」と第 1 次 5 か年指標を策定する。

根岸線全線(洋光台・大船間)開通する。 49(1974)年 第2回アジア卓球選手権大会が開催される。

)年 第2回アンア早球選手権大会が開催される 各区で区民会議が誕生する。 人口が250万人を超える。

51 (1976)年 市営地下鉄(上永谷・横浜間)が開通する。

52 (1977)年 新(第2次)5か年指標を策定する。

53 (1978)年 人口が 2,729,433 人に達し、全国で第 2 位となる。 大通り公園、横浜スタジアムが完成する。

54(1979)年 横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)が開業する。

55 (1980) 年 横浜ベイブリッジ建設事業に着手する。

56 (1981)年 「よこはま 21 世紀プラン」を策定する。「よこはま 21 世紀プラン第 1 次実施計画 (1981 ~ 1985)」を策定する。 横浜開港資料館がオープンする。

57 (1982) 年「国連アジア太平洋都市会議」が開催される。

58 (1983) 年「みなとみらい 21 事業」に着手する。

59 (1984)年 横浜こども科学館がオープンする。

金沢シーサイドライン建設に着手する。

60 (1985)年 「よこはま 21 世紀プラン第 2 次実施計画 (1986 ~ 1989)」を策定する。

市営地下鉄(舞岡・新横浜間)が開通する。

人口が300万人を超える。帆船「日本丸」が公開される。

61 (1986)年 戸塚区から栄区・泉区が誕生する(11月)。

横浜人形の家がオープンする。関内ホールがオープンする。

62 (1987)年 近代水道 100 周年、水道記念館がオープンする。

市営地下鉄(舞岡・戸塚間)が開通する。

国連「ピース・メッセンジャー」(平和の使徒)に認定される。

63 (1988) 年 各区で市政 100 周年記念事業地域イベントが開催される。

横浜女性フォーラムが開館する。

平成元(1989)年 市政100周年・開港130周年記念式典が行われる。

横浜博覧会がみなとみらい 21 地区で開催される (3月25日~

旭区、緑区、瀬谷区が置かれて合計 14 区となり、1986(昭和 61)年 11 月 には、栄区と泉区が新設され合計 16 区となりました。さらに、1994(平 成 6)年 11 月に青葉区と都筑区が誕 生して、計 18 区となり現在に至っ ています。

■商業貿易都市から工業都市へ

横浜は、1931(昭和6)年に鶴見川河口の埋立てが完成して、以降臨海部の埋立てが進み、京浜工業地帯として発展しました。

開港以来、商業貿易都市として発展してきましたが、さらに、重化学工業都市化が急速に進みました。

■横浜空襲

1945(昭和 20)年、米軍の空襲は激しさを増し、横浜も度重なる空襲により、市街地は焦土と化しました。特に、5月29日の空襲では、死傷者・行方不明者合わせて14,157名、被災家屋79,017戸を出し、市街地の46パーセントが被害を受けました。

■戦後復興の遅れ

1945(昭和20)年8月15日の敗戦により、横浜は連合軍により、港湾施設の90パーセント、市街地の27パーセントが接収されました。この接収により、横浜の基盤整備の回復は、他都市に比べて、かなり遅れてしまいました。しかし、1951(昭和26)年、対日講和条約の調印により日本は独立を取り戻しました。

この年6月1日、横浜港の管理権が国から市に移り、さらに1952(昭和27)年には、大さん橋の接収が解除され、これを契機として横浜の接収解除は、市民の努力により着々と実を結んできました。

10月1日)。

新交通金沢シーサイドライン(新杉田・金沢八景間)が開通する。 市の花として「バラ」を制定する。

横浜ベイブリッジが開通する。

「よこはま 21 世紀プラン第 3 次実施計画(1990~1994)」を策定する。

3 (1991)年 みなとみらい 21 地区に横浜国際平和会議場が完成する(7月)。 国連ピース・メッセンジャー都市会議が、横浜国際平和会議場 で開催される(8月)。

4 (1992)年 金沢自然公園の建設が完了する。

5 (1993)年「横浜業務核都市基本構想」が国の承認を得る。

市営地下鉄3号線(新横浜・あざみ野間)が開通する。

横浜八景島がオープンする。

新総合計画「ゆめはま 2010 プラン(長期ビジョン)」を策定する。

6 (1994)年 横浜市中央図書館が全面オープンする(4月)。 国連防災世界会議がパシフィコ横浜で開催される(5月)。 第10回国際エイズ会議がパシフィコ横浜で開催される(8月)。 行政区の再編成により、港北区・緑区から青葉区・都筑区が誕

生し、18 区となる(11 月)。 **7 (1995)年**「ゆめはま 2010 プラン事業計画」を策定する。

8 (1996)年 横浜市歴史博物館がオープンする(1月)。

横浜能楽堂が開館する(6月)。

第7回国際廃棄物会議がパシフィコ横浜で開催される(10月)。

9 (1997)年 「ゆめはま 2010 プラン 5 か年計画(1997 ~ 2001)」を策定する。 「シティネット 97 横浜 - アジア太平洋都市間協力ネットワーク 会議 - 」がみなとみらい 21 地区で開催される(11 月)。

10(1998)年 横浜国際総合競技場がオープンする(3月)。 横浜みなとみらいホールがオープンする(5月)。 横浜国際プールがオープンする(7月)。

11(1999)年 よこはま動物園(ズーラシア)が開園する(4月)。 脳血管医療センターが開院する(8月)。 市営地下鉄(戸塚・湘南台間)が開通する(8月)。 横浜ワールドポーターズがオープンする(9月)。

12(2000)年 市大医学部附属市民総合医療センターが開院する(1月)。 横浜情報文化センターがオープンする(10月)。

13 (2001) 年 「横浜トリエンナーレ 2001」が開催される(9月~10月)。

14(2002)年 赤レンガ倉庫がオープンする(4月)。

横浜港大さん橋国際客船ターミナルがオープンする (5月)。 2002 FIFA ワールドカップ™決勝戦等が横浜国際総合競技場で 開催される(6月)。

人口が350万人を超える(10月)。

15 (2003)年 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館がオープンする(3月)。

16(2004)年 みなとみらい線が開業する (2月)。

18 (2006)年「横浜市基本構想 (長期ビジョン)」を策定する (6月)。 「横浜市中期計画」を策定する (12月)。

20 (2008) 年 市営地下鉄「グリーンライン」(中山・日吉間) が開通する (3月)。 第4回アフリカ開発会議が開催される (5月)。

21(2009)年 横浜みどり税が創設される (4月)。

開国博 Y150 が開催される (4月~9月)。

22(2010)年 APEC (アジア太平洋経済協力) 首脳会議が開催される (11 月)。 「横浜市中期 4 か年計画 2010 ~ 2013」を策定する (12 月)。

24(2012)年 「Dance Dance @YOKOHAMA2012」が開催される(7月~10月)。

25(2013)年 人口が 370 万人を超える (5月)。 第5回 アフリカ開発会議が開催される (6月)。

26 (2014) 年 「横浜市中期 4 か年計画 2014 ~ 2017」を策定する (12 月)。

27(2015)年 人口が過去最多の372万になる(10月)。

29(2017)年「第33回全国都市緑化よこはまフェア」開催(3月)

高速横浜環状北線開通(3月)

30 (2018)年「横浜市中期4か年計画2018~2021」を策定する(10月)。

相鉄線星川駅~天王町駅間が全線高架化(11月)。

令和元(2019)年 横浜でラグビーワールドカップ 2019™ が開催される(9月~11月)。 新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」がオープンする(10月)。

相鉄線と JR 線が相互直通運転を開始(11 月)。

2 (2020)年 横浜北西線開通(3月)。8 代目市庁舎が完成する(6月)。

■人口の急増

横浜の人口は、1945(昭和 20)年には、62万人に減少しましたが、1951(昭和 26)年に再び100万人台になり、1962(昭和 37)年150万人、1968(昭和 43)年200万人、1974(昭和 49)年250万人をそれぞれ突破し、1978(昭和 53)年5月に大阪市を抜いて、東京23区に次ぐ全国第2位の大都市になり、1985(昭和 60)年12月には、ついに300万人の大台に乗りました。その後、2002(平成14)年には、350万人、2013(平成25)年には、370万人となりました。

■市制100周年を迎える

1989(平成元)年には、市制 100 周年を迎え、3月25日から10月1日まで(191日間)「横浜博覧会」が開催されました。また、6月2日には、「市政100周年・開港130周年記念式典」が盛大に行われました。(市民と市がともに培った100年という意味から、記念事業については「市制」ではなく「市政」としました。)

■計画の策定

横浜市は 1973 (昭和 48)年に、「横 浜市基本構想」(旧)を制定、その後、 「市民力と創造力により新しい「横 浜らしさ」を生み出す都市」をテーマに掲げた新「横浜市基本構想(長 期ビジョン)」を、2006 (平成 18) 年に発表しました。この間、総合計画として、「よこはま 21 世紀プラン」 (1981年)、「ゆめはま 2010 プラン」 (1994年)を策定しました。2006年 の「横浜市基本構想(長期ビジョン)」 のもと、中期計画を 2006、2010、 2014、2018年に策定しました。

■歴代市長

順位	就任年月日	退職年月日	氏 名
初代	明治 22. 6.18	明治 23. 2.15	増 田 知
2代	23. 3. 3	29. 3. 2	佐藤 喜左衛門
3代	29. 6. 3	35. 9.20	梅田義信
4代	36. 1. 9	39. 5. 2	市原盛宏
5代	39. 9.28	43. 6.25	三 橋 信 方
6代	43. 9.10	大正 2.11.13	荒 川 義太郎
7代	大正 3. 7.24	7. 7.23	安藤謙介
8代	7. 8.26	11. 5.27	久保田 政 周
9代	11.11.29	14. 4.10	渡 辺 勝三郎
10代	14. 5. 7	昭和 6. 2.26	有 吉 忠 一
11代	昭和 6.3.3	10. 7.18	大 西 一 郎
12代	10. 8. 3	16. 2.10	青 木 周 三
13代	16. 2.10	21.11.30	半 井 清
14代	22. 4. 9	26. 4. 4	石 河 京 市
15代	26. 4.25	30. 4. 3	平 沼 亮 三
16代	30. 4.25	34. 2.13	平 沼 亮 三
17代	34. 4.25	38. 4.22	半 井 清
18代	38. 4.23	42. 4.22	飛鳥田 一 雄
19代	42. 4.23	46. 4.22	飛鳥田 一 雄
20代	46. 4.23	50. 4.22	飛鳥田 一 雄
21代	50. 4.23	53. 3. 1	飛鳥田 一 雄
22代	53. 4.16	57. 4.15	細郷道一
23代	57. 4.16	61. 4.15	細郷道一
24代	61. 4.16	平成 2. 2.15	細郷道一
25代	平成 2.4.8	6. 4. 7	高 秀 秀 信
26代	6. 4. 8	10. 4. 7	高 秀 秀 信
27代	10. 4. 8	14. 4. 7	高 秀 秀 信
28代	14. 4. 8	18. 4. 7	中 田 宏
29代	18. 4. 8	21. 8.17	中 田 宏
30代	21. 8.30	25. 8.29	林 文子
31代	25. 8.30	29. 8.29	林 文子
32代	29. 8.30	令和 3. 8.29	林 文子
33代	令和 3.8.30	現 在	山中竹春

横浜の経済

■他都市比較からみた横浜経済

横浜市は、人口 370 万人を超える大都市であり、東京特別区の 965 万人に次ぐ第 2 位の都市です。

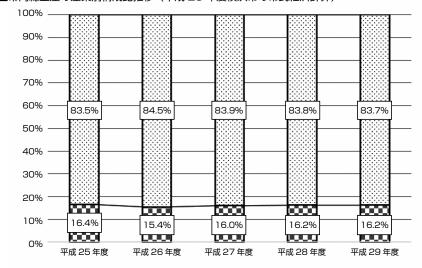
市内での経済活動を表す「市内総生産」は約13.7兆円で東京都(全域)の 約106.2兆円、大阪市の20兆円に次いで第3位、市民の生産した付加価値を

■他都市比較からみた横浜経済

人口	1位	2位	3 位	4位	5 位
3,776,146人	東京特別区	横浜市	大阪市	名古屋市	札幌市
(全国シェア:3.0%)	(965万人)	(378万人)	(275万人)	(233万人)	(197万人)
市内総生産(H29年度)	1位	2位	3 位	4位	5 位
13兆6,998億7,700万円	東京都(全域)	大阪市	横浜市	名古屋市	福岡市
(全国シェア:2.5%)	(106.2兆円)	(20.0兆円)	(13.7兆円)	(13.6兆円)	(7.8兆円)
市民総所得(H29年度)	1位	2位	3 位	4位	5 位
16兆8,170億3,600万円	東京都(全域)	大阪市	横浜市	名古屋市	川崎市
(全国シェア:3.0%)	(97.9兆円)	(17.3兆円)	(16.8兆円)	(12.7兆円)	(7.9兆円)
事業所数(H28年度)	1位	2位	3位	4位	5 位
114,930事業所	東京特別区	大阪市	名古屋市	横浜市	札幌市
(全国シェア:2.2%)	(49万事業所)	(18万事業所)	(12万事業所)	(11万事業所)	(7万事業所)
従業者数(H28年度)	1位	2位	3 位	4位	5 位
1,475,974人	東京特別区	大阪市	横浜市	名古屋市	福岡市
(全国シェア:2.6%)	(755万人)	(221万人)	(148万人)	(142万人)	(87万人)

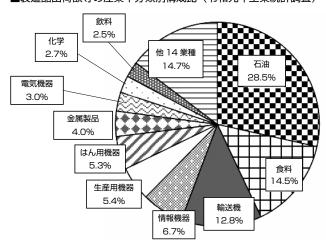
〔出典〕人口…人口推計(総務省及び各都市)(令和3年4月1日現在)市内総生産・市内総所得…H29市民経済計算(各都市)事業所数・従業者数…平成28年(平成28年経済センサス - 活動調査)

■市内総生産の産業別構成比推移(平成29年度横浜市の市民経済計算)



■ 2次産業 図3次産業

■製造品出荷額等の産業中分類別構成比(令和元年工業統計調査)



表す「市民総所得」は約16.8 兆円 で東京都(全域)の約97.9 兆円、 大阪市の17.3 兆円に次いで第3位 となっています。(出典:平成29年 度 市民経済計算)

また、「事業所数」は11万事業所で東京都特別区の49万事業所、大阪市の18万事業所、名古屋市の12万事業所に次いで第4位、「従業者数」は148万人で東京都特別区の755万人、大阪市の221万人に次いで第3位となっています。(出典:平成28年経済センサス)

■横浜市の産業構造の推移

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第3次産業の構成比が80%を超えています。一方で製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は15%から16%台で推移しています。(出典:平成29年度 市民経済計算)

■製造品出荷額等の産業別 構成比

横浜市の製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、石油が29.1%と最も高く、次いで食料が14.8%、輸送機が13.1%となっています。

石油・食料・輸送機で57%を占めています。(出典:2019年工業統計調査)

横浜港

横浜港は安政 6 (1859)年の開港以来 160年以上、貿易立国日本の物流及び生産の拠点として、日本経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました。

また、横浜港は、賑わいのある市 民の「みなと」として愛され、多く の市民から「横浜らしさ」の象徴と して親しまれています。

■日本を代表する国際貿易港

1 日本一の外航船の入港隻数を 誇る

横浜港の令和2年の入港隻数は28,995隻となり、このうち外航船は8,525隻で日本一となっています。外航船のフルコンテナ船隻数は、4,610隻(前年比4.6パーセント減)で、外航船隻数の54.1パーセントを占めています。

2 コンテナによる貨物輸送が主流 海上貨物取扱量は、外貿貨物量 が 6.521 万トン、内 貿 貨 物 量 が 2,841 万トン、総貨物量が 9,362 万 トン (前年比 15.4 パーセント減) となっています。 貿易額は9 兆 8,659 億円で、全国シェア 7.2 パー セント、港湾では国内第3位です。 輸出貨物量は、2,388万トン(前

年比 19.5 パーセント減)となりました。品種別では「完成自動車」(構成比 32.4 パーセント)が第1位、続いて「自動車部品」(構成比 12.8 パーセント)となっています。

輸入貨物量は、4,133 万トン(前年比 178 パーセント減)となりました。品種別では「原油」(構成比 165 パーセント)が第 1 位、続いて「LNG(液化天然ガス)」(構成比 162 パーセント)となっています。

現在の海上輸送はコンテナによる貨物輸送が主流となっています。 完成自動車やガス・石油等の取扱 量の多い横浜港でも、コンテナ化 が進んでいます。輸出では58.7パ ーセント、輸入では53.1パーセ ントがコンテナ貨物です。

外貿コンテナ貨物量は、輸出入 とも前年を下回り、前年比10.4 パーセントの減少となっていま す。

3 横浜港を支えるアジア諸国との 貿易

国別では、輸出入貨物、輸出入 コンテナ貨物ともに、第1位は中 国(ホンコンを含む)で平成12

■横浜港の入港船舶、貨物取扱実績 (令和2年)

主要指標	単 位	数量	前年比
入 港 隻 数船 船 総 ト ン 数	隻 千総トン	28,995 264,581	89.8% 88.5%
外 航 船	隻	8,525	90.2%
うちフルコンテナ船			
隻数 総トン数	隻 千総トン	4,610 124,764	95.4% 96.3%
内 航 船	隻	20,470	89.6%
海上貨物量 合計	千トン	93,623	84.6%
外 貿 合 計 輸 出 輸 入	千トン 千トン 千トン	65,212 23,878 41,334	81.6% 80.5% 82.2%
うちコンテナ貨物 合 計 輸 出 輸 入	チトン チトン チトン	35,979 14,023 21,956	89.6% 86.8% 91.5%
内貿	チトン	28,411	92.6%
貿易額※1 合計	億 円	98,744	83.4%
輸 出 輸 入	億 億 円	58,200 40,545	83.8% 82.9%

※1:横浜税関資料より

年にアメリカを抜き、現在に至っています。また、コンテナ貨物について取引相手国をみると、アジア諸国が輸出入貨物量全体の5割以上を占めています。主な品目は、輸出では自動車部品で、輸入では製造食品や電気機械、野菜・果物等となっています。

■横浜市経済に貢献する横浜港

横浜港の機能としては、その中心となる「物流機能」に加え、原材料が調達しやすく、製品の輸出も容易であるなどの立地特性を生かした「生産機能」、さらには港の景観やイメージを活用した「観光文化機能」などがあげられます。

これらに関わる各産業の地域経済 にもたらす効果は、間接効果も含め ると所得創出効果、雇用創出効果と もに、市全体の約3割に関わってい ます。

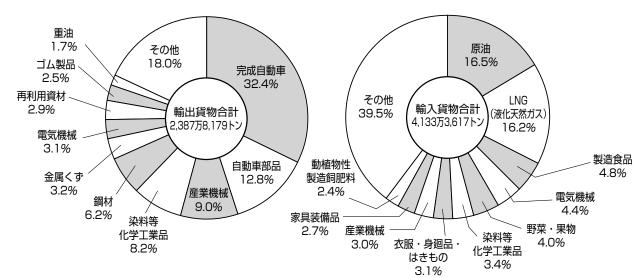
■市民の皆さんに 親しまれている横浜港

横浜は港とともに発展してきた都市であり、横浜港は横浜のシンボルとして市民の皆さんから親しまれています。

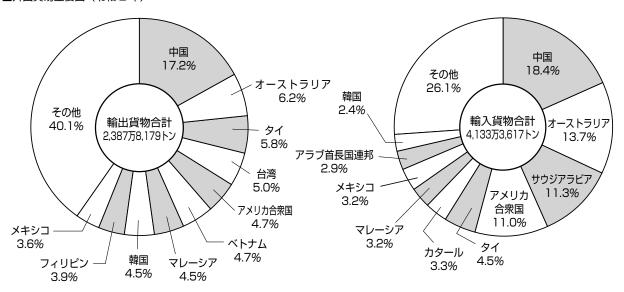
特に、みなとみらい 21 中央地区 の臨港パークから、新港ふ頭客船ターミナル、赤レンガ倉庫、大さん橋 国際客船ターミナル、山下公園に至るまでの水際線は横浜の顔であり、いつも多くの市民や観光客で賑わっています。

また、帆船日本丸・横浜みなと博物館や、横浜・八景島、横浜ベイサイドマリーナなど多彩な施設も充実し、横浜港は、賑わいのある市民の皆さんの「みなと」として、さらにその魅力を増しています。

■外国貿易主要品種(令和2年)



■外国貿易主要国(令和2年)



■横浜港の経済波及効果 (平成29年7月公表)

	直接効果			直接効果		経済波及効果	
	物流機能	生産機能	観光文化機能		間接効果	直接効果+間接効果	
所得創出効果	581,795	1,093,796	1,031,493	2,707,084	1,293,601	4,000,686	
(百万円)	4.5%	8.4%	8.0%	20.9%	10.0%	30.8%	
雇用創出効果	69,220	105,531	129,208	303,959	173,862	477,821	
(人)	4.3%	6.6%	8.1%	19.1%	10.9%	30.0%	

第 2 部 市政編 ■第1章 横浜市基本構想(長期ビジョ ン)と横浜市中期 4 か年計画 ■第2章 令和3年度 予算と主要事業 ■第3章 市政への提言と指針 ■第4章 市政の仕組み ■第5章 18区のプロフィール ■第6章 各局統括本部の事業案内 (第2分冊に掲載)

第1章

横浜市基本構想(長期ビジョン)と横浜市中期4か年計画

本市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成 18 年 6 月に、横浜のこれからのおおむね 20 年間を展望した市政の根本となる指針として、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定しました。

これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、「横浜市中期 4 か年計画 2018 ~ 2021 】を策定しました。

なお、策定にあたっては、横浜市議会基本条例(平成 26 年 4 月施行)に基づき、本計画の「政策の目標・ 方向性」、「現状と課題」などに関する部分を議案としてとりまとめ、平成 30 年第 3 回市会定例会に提出し、 平成 30 年 10 月 4 日に議会の議決をいただきました。

◆横浜市の計画の構成

○ 基本構想

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」は、平成18年からのおおむね20年間にわたり、横浜が目指すべき都市の姿を描いたものです。

横浜の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市 政運営の根本となるものです。

○ 中期 4 か年計画 2018 ~ 2021

「横浜市中期4か年計画2018~2021」は、2030年を展望した中長期的な戦略、計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策及び政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示したものです。

◆横浜市基本構想(長期ビジョン)

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」は、平成18年からのおおむね20年間にわたり横浜が目指すべき都市の姿を描いています。横浜にかかわるすべての個人や団体、企業、行政などが課題を共有しながら取り組んでいくための指針であるとともに、横浜市の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市政運営の根本ともなる指針です。

平成21年に開港150周年・市政120周年を迎えることも契機に、旧基本構想を33年ぶりに見直し、人口減少・少子高齢社会の到来、社会経済のグローバル化の進行などの社会情勢を踏まえ、新しい基本構想を平成18年6月23日に策定しました。

○策定経過

平成17年2月から、約1年5か月間にわたり、「横浜国際港都建設審議会」(会長:伊波洋之助横浜市会議長(当時)、起草委員長:明石康元国連事務次長)を中心として、市民提案グループなど多くの市民の皆さんとともに活発な議論を重ね、最終的に横浜市会の議決を経て策定しました。

○これからの20年、横浜が目指す都市の姿~市民力と 創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市~

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民の皆さんが生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。

市民の皆さんの意識と行動が、これからの横浜を形づくります。新しい「横浜らしさ」を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

【市民力】市民の活力と知恵の結集

横浜の最大の活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民の皆さん一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参画し、知恵と行動を結集することにより、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげていきます。

【創造力】地域の魅力と創造性の発揮

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です。国内外から人や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創造し、世界で活躍する人をはぐくむ、躍動する創造的都市をつくりあげていきます。

○都市像を支える5つの柱

①世界の知が集まる交流拠点都市

知的財産や活動の重要性が高まる中で、国内外の 知識や人が集まる場を豊富に提供するとともに、次 代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実し た教育環境の下、世界で活躍する人々をはぐくみま す。

国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信することで、横浜は世界の知識と知恵の拠点を目指します。

②新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間 競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外か ら企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。

高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新 しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動 する活力あふれる都市を目指します。

③多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

働き方が多様化し、年齢や性別による固定的な役割が変化する中で、個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるような、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していきます。

また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民の皆さん自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。

④市民の皆さんの知恵がつくる環境行動都市

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を 創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての 役割を果たします。

世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。

⑤いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

少子高齢社会の進行や人口の減少により、地域コミュニティが変化しても、そこで生活する人々が、 人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合うことができれば、暮らしの安全と安心が生まれます。

横浜は、一人ひとりの知恵と行動力を結集しつつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

○実現の方向性と取組

- ①多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- ②充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- ③子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- ④横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- ⑤活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう
- ⑥個性を生かして働ける社会をつくろう
- ⑦暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- ⑧地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- ⑨住み続けたいと感じられる魅力をつくろう
- ⑩ゆとりをもって安心して暮らそう

○実現のための基本姿勢

・市民力の発揮〜新しい公共の創造〜

【市民主体の取組】

自らできることは自らが行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民の皆さんが主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組みます。

【協働による取組】

市民の皆さんと行政が互いに特性を生かし、地域 課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニ ーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の 向上を目指します。

・行政の役割〜自律と分権の地方自治を目指して〜

地方分権の流れの中で、特色ある「横浜らしさ」を発信し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民の皆さんとの協働による「自治」と「経営」を進めるとともに、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

◆横浜市中期 4 か年計画 2018 ~ 2021

「横浜市中期4か年計画2018~2021」は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくための政策や行程を示した4か年の計画です。

○策定経過

平成30年1月に「新たな中期計画の基本的方向」、5月に「横浜市中期4か年計画2018~2021(素案)」、9月に「横浜市中期4か年計画2018~2021(原案)」を公表しました。計画の策定にあたっては、市民の皆さんへのアンケートや外部有識者へのヒアリング、各種団体への説明、パブリックコメントの実施など、様々な手法で幅広く意見を募集し、参考にしました。

○全体像

横浜市中期4か年計画2018~2021は、「中長期的な戦略」、「38の政策」、「行財政運営」から構成されており、「中長期的な戦略」では、2030(令和12)年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための6つの戦略、「38の政策」では、計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策、「行財政運営」では、政策を進めるにあたっての土台となる持続可能な行財政運営の取組を示しています。

◆基本姿勢

本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として、次の点を重視して取組を進めていきます。

(1) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた取組

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。本市としても、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいきます。

(2) データ活用・オープンイノベーションの推進

市民ニーズの複雑・多様化が進む一方、社会のデジタル化が進展し、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整いつつあります。このため社会的課題の解決や、新たな価値・サービスの創出に向け、データ及び先端技術の活用や、市民、企業、大学研究機関等と連携したオープンイノベーションの取組を進めていきます。

(3) 地域コミュニティの視点に立った課題解決

少子高齢化の進展などにより家族や地域のあり方が変化する中で、身近な地域の課題を解決するためには、地域の様々な団体・人々がつながり、お互い協力していくことが重要になります。そのため、区局が連携し、地域において様々な取組を進める方々に寄り添いながら、地域コミュニティを支える取組を進めていきます。

◆計画の構成

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成します。人権尊重の考え方に立ち、計画を推進していきます。

2030年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための6つの戦略 力強い経済成長と 花と緑にあふれる 環境先進都市 文化芸術創造都市の実現 人が、企業が集い 超高齢社会への挑戦 躍動するまちづくり 未来を創る 未来を創る 多様な人づくり 強靱な都市づくり 計画期間 2018 (平成30) 年度~2021 (令和3) 年度の4年間の取組 38の政策 多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策 政策を進めるにあたって土台となる持続可能な行財政運営の取組 行財政運営

◆計画の PDCA

社会経済状況の変化に柔軟に対応する、中長期的な戦略、38の政策、行財政運営、それぞれのPDCAサイクルにより、しっかりと検証しながら進める計画としていきます。

	2018(平成 30)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2030(令和 12)年			
中長期的な戦略	進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、実現性を高めるために柔軟に対応し、戦略の方向性に沿った取組を進めていきます。							
38の政策 行財政運営		選択や、予算編成	の方向性に沿った 等に活用すること		_			

計画期間

第 2 章

令和3年度 予算と主要事業

令和3年度予算の概要

令和3年度は、中期4か年計画の最終年度であると同時に、特に新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている現状を踏まえ、「市民の命と医療を守り、市民に寄り添い、市内経済を再生し、そして更なる飛躍につなげる」ことに重点をおいて、取り組みます。

-令和3年度の主な取組-

(1) 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

中小企業・小規模事業者への総合的な支援(訪問相談、 設備投資・販路開拓の経費助成、資金繰り支援)、商店 街の振興(プレミアム付商品券の発行支援、社会課題解 決に取り組む商店街支援)、戦略的な企業誘致とイノベ ーション創出(企業誘致の促進、「グローバル拠点都市」 の推進)、公民連携による国際技術協力の推進 (Y-P ORT事業)、市内企業の海外ビジネス支援、活力ある 都市農業の展開(スマート農業技術の導入支援、新規就 農者等の多様な担い手に対する支援)に取り組みます。 また、区民文化センターの整備(瀬谷区、港北区、都筑 区での整備、金沢区での基礎調査)、芸術創造の推進(次 世代育成、海外劇場等とのネットワークづくり)、文化 芸術活動に対する支援(文化芸術事業に対する感染症対 策経費等の支援)、横浜らしい特色のある芸術フェステ ィバルの開催(「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」開催)、国内外からの誘客促進(市内観光の復興 支援、観光資源の充実・開発、観光・MICE戦略の策 定)、グローバルMICE都市としての競争力強化(新 たな開催形態に対応したMICEの支援)のほか、ラグ ビーワールドカップレガシーの推進(ラグビー競技の普 及、芝生の練習場等の整備)、東京2020オリンピック・ パラリンピックの開催(感染症対策を踏まえた大会運営、 機運醸成)を行います。

(2) 花と緑にあふれる環境先進都市

ガーデンシティ横浜の推進(「ガーデンネックレス横浜 2021」等の開催)、国際園芸博覧会の開催に向けた取組(事業計画等の検討、開催組織の設立に向けた準備)を行います。また、「SDGs未来都市・横浜」の実現(横

浜市SDGs認証制度"Y-SDGs"を軸とした推進)、グリーン成長につながる2050年の脱炭素社会実現に向けた取組の推進(再エネの普及・拡大、技術革新等の取組の加速)、将来を見据えたごみ焼却工場の再整備(鶴見工場の長寿命化対策工事、保土ケ谷工場の整備計画策定)、プラスチック対策の推進・食品ロスの削減(民間事業者等と連携した取組や啓発)に取り組みます。

(3) 超高齢社会への挑戦

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制、救急 医療体制の確保(ワクチン接種の実施、コールセンター 運営、検査費自己負担助成、医療機関への支援金支給)、 福祉施設の感染防止、継続運営に向けた支援(感染症対 策経費助成、ICT活用促進)を行います。また、生活 習慣病予防対策の強化(「第2期健康横浜21」の最終 評価を実施し、次期計画の策定に着手)、地域包括ケア システムの構築・推進(もの忘れ検診の拡充)、特別養 護老人ホームの整備(年間約600人分の整備)のほか、 介護人材の確保に向けた取組の推進(入門的研修オンラ イン実施、介護職員の宿舎整備費補助)、2025年に向け た医療機能の確保(医療人材の確保・育成支援、ICT の活用意識調査、在宅医療の推進)、地域医療の充実・ 強化(AYA世代がん患者への相談支援体制の整備)、 救急救命体制の充実・強化(日勤救急隊3隊の増隊)に 取り組みます。

(4) 人が、企業が集い躍動するまちづくり

関内・関外地区の活性化の推進(旧市庁舎街区、港町民間街区の開発に向けた協議)、エキサイトよこはま22の推進(横浜駅西口駅前広場整備、横浜駅きた西口鶴屋地区再開発)に取り組むとともに、地域交通の維持・充実(地域の総合的な移動サービスのあり方検討、バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備)、通学路等の安全確保、踏切安全対策の推進(未就学児の移動経路や交差点等の安全対策の推進)に取り組みます。また、市営住宅の再生(金沢区瀬戸橋住宅建替え、港南区野庭住宅再生ビジョン策定、旭区ひかりが丘住宅住戸改善)、米軍施設の跡地利用(旧上瀬谷通信施設、旧深谷通信所、根岸住宅地区)に取り組みます。

(5) 未来を創る多様な人づくり

妊娠期からの切れ目のない支援(特定不妊治療費助成

の拡充、不育症検査費助成の創設)、保育・幼児教育の 充実(2,155人分の認可保育所等整備)、小児医療費の助 成(1、2歳児の所得制限撤廃)に取り組むとともに、 放課後の居場所づくり(放課後キッズクラブの質的充実、 利用料減免対象世帯の拡充)、子どもの可能性を広げる 教育の推進(小学校高学年における一部教科分担制の推 進、部活動指導員の配置拡充)、GIGAスクール構想 の推進(ICT支援員の派遣、「1人1台端末」活用に よる学びの充実)、多様な教育的ニーズに対応した教育 の推進(日本語指導が必要な児童生徒への支援体制拡 充)、中学校給食(デリバリー型)の実施(安全・安心 で質の高い給食の提供)、より良い教育環境の整備(体 育館空調設備設置、学校建替え、少人数指導体制整備に 向けた小学校改修) に取り組みます。また、子どもの貧 困対策の推進(寄り添い型生活・学習支援の拡充、ひと り親世帯への支援充実)、児童虐待対策の充実(「こども 家庭総合支援拠点」機能の設置による相談対応等の強 化)、障害児・者の地域生活支援の充実(重度障害者の 移動支援拡充、医療的ケア児・者等の実態調査)、総合 的な依存症対策の推進(「横浜市依存症対策地域支援計 画 (仮称)」策定)、ひきこもり状態にある方への支援の 充実(中高年のひきこもり状態にある方への支援体制強 化)、生活に不安を抱える方への支援(住居確保給付金 支給、自立相談支援員の増員)、雇用機会の創出・就職 支援(緊急雇用創出事業の実施、WEB合同就職面接会 の開催)、協働による地域づくりの推進(市民公益活動、 地域の防犯活動への支援)に取り組みます。

(6) 未来を創る強靱な都市づくり

災害情報の伝達手段の強化(防災スピーカー 90 か所増 設)、災害時の感染症対策 (医療救護隊の資器材配備)、 地震・地震火災に強い都市づくりの推進(ブロック塀等 改善工事への補助、防火規制区域内の建築物不燃化)、消 防団活動の充実強化と消防本部機能の強化(消防団員報 酬額の引き上げ、新消防本部庁舎の建築工事)、局地的な 大雨等への対策の推進(河川改修、雨水幹線整備等の推進) に取り組みます。また、緊急輸送路等の整備、道路の無 電柱化の推進(環状3号線等の都市計画道路の整備、環 状2号線等の無電柱化の推進)、連続立体交差事業の推進 (星川駅~天王町駅間の事業推進、鶴ヶ峰駅付近の都市計 画手続き)、神奈川東部方面線整備事業の推進(相鉄・東 急直通線(羽沢横浜国大~日吉間)の整備推進)、高速鉄 道3号線延伸事業の推進等・グリーンラインの6両化(6 両化に向けた駅等改良工事)、ふ頭機能の再編・強化の推 進(新本牧ふ頭の整備推進、大黒ふ頭自動車取扱機能の 強化)に取り組みます。

なお、限られた経営資源の中で必要な施策を推進する ため、徹底した事務事業の見直しに取り組むとともに、 行政サービスを向上するため、デジタル化を推進します。 併せて、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に 関する条例」を踏まえた財政運営を推進します。

■「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(以下、「財政責任条例」という。)」を踏まえ、施策の推進と財政の健全性の維持を両立し、持続可能な財政運営に取り組んでいます。そのため、「中期4か年計画2018~2021」では、「横浜方式のプライマリーバランス(以下、「横浜方式PB」という。)の4か年通期での均衡確保」や「一般会計が対応する借入金残高の管理」、「未収債権額のさらなる縮減」、「保有資産の戦略的

活用」などを財政目標として設定しています。

これらのうち、「横浜方式PBの4か年通期での均衡確保」「一般会計が対応する借入金残高の管理」は、元年度決算や2年度当初予算時までは目標達成に向けた進捗を図ることができていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により社会環境が激変し、歳入の中心を占める市税は2年度から減収に転じ、3年度は過去最大の減収となる見込みです。そこで、コロナ禍の大幅な一般財源の減収等により市民生活や市内経済に支障が生じないよう、財政目標を変更し、追加で赤字地方債を活用することとしました。

①市債活用

「中期 4 か年計画 2018 ~ 2021」で設定した計画的な市債活用の考え方を基本としつつ、コロナ禍で大幅な減収となる市税等の一般財源の補填などに、2年度と3年度の国の地方財政措置の範囲で財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」と定義して695億円を活用することとしました。内訳は、2年度分が195億円、3年度分が500億円です。

市民に身近な施設整備や公共施設の保全・更新など公共投資に必要な建設地方債は、3年度から2年度への前倒し補正活用分も含め計画どおりの活用とし、3年度は938億円を計上しました。この結果、3年度の市債活用額の合計は、「中期4か年計画2018~2021」で予定していた臨時財政対策債(280億円)も含めると、1,718億円となりました。

②一般会計が対応する借入金残高の管理

3年度末の一般会計が対応する借入金残高は、3兆1,785億円となる見込みです。目標値として設定した平成29年度末残高見込みに比べ235億円の増となり、コロナ禍での「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」の活用による影響です。また、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除いた3年度末残高は3兆1,090億円の見込みで、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ財政目標は達成できる見込みでした。

③財源確保の取組

多額な財源不足(▲ 970 億円)を抱えスタートした 3年度予算編成では、職員一人ひとりが全庁的な事務 事業の見直し方針を理解し、中期 4 か年計画事業も含 めたスケジュールの練り直しやコロナ禍にあった事業 手法の採用など、徹底した歳出抑制に取り組むととも に、国との連携等による国費等の特定財源の確保に積 極的に取り組みました。

また、2年度中の執行見込額を洗い出し、2年度2月補正予算で可能な限りの減額補正を行い、3年度予算の財源として活用できる「財源の年度間調整額」を捻出しました。

一方、大規模な土地売却収入は見込めず、コロナ禍にあって外郭団体からの繰上償還金を見込むことも難しい中、義務的経費である社会保障経費は構造的に増加していきます。

こうした中で、基金残高や健全化判断比率への影響等を考慮しつつ、透明性を高めた財政運営を行い起債市場からの信頼確保に最大限努めていくことを前提に、減債基金を活用することとしました。

④債権管理の適正化の推進

未収債権額の縮減や、収納率の向上に向けて、債権 管理の適正化を推進します。

「中期4か年計画2018~2021」の目標値(令和3年度末における未収債権額220億円)を目指しつつ、令和3年度は、コロナ禍の状況を踏まえ、債務者の実情

に応じた債権管理を進めます。また、引き続き、民間 事業者を活用した電話による納付案内や弁護士への徴 収委任を効果的に実施していきます。職員研修を通し てコロナ禍における債権管理に関する情報やノウハウ の庁内共有を図り、未収債権の早期解決等もさらに進 めていきます。

⑤保有資産の適正管理・戦略的な活用

本市で保有する土地・建物について、適正な管理の もと、利活用が可能と考える資産については、公共公 益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等を積極 的に進めます。

市立小中学校や市営住宅等の公共建築物については、 建替えなどの機会をとらえた多目的化や複合化等の再 編整備に取り組みます。また、今後も公共施設を通じ たサービスを維持していくため、将来を見据えた公共 施設のあり方の検討を進めていきます。

用途廃止施設等の資産については、令和2年12月に改定した「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を踏まえ、民間事業者のノウハウを活かしながら、まちづくりの促進や地域課題の解決につながるような利活用を進めるとともに、利用見込みのない代替地等については、各区局と連携のうえ、公募売却を推進します。

また、公有財産の管理においては、先行取得資金保有土地の適正化を進めるとともに、財産の点検・改善、区局職員の人材育成等の取組や固定資産台帳の円滑な運用等の対応を進めていきます。

■歳入について

市税収入は、新型コロナウイルス感染症拡大による 経済への影響などを踏まえ、令和2年度当初予算額に

表 1 会計別予算

(億円、%)

会 計	令和3年度	令和2年度	増減率
一般会計	20,073	17,400	15.4
特別会計	13,013	12,697	2.5
公営企業会計	5,934	5,963	△ 0.5
総 計	39,020	36,060	8.2
純 計※	32,477	29,141	11.4

※ 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

表 2 一般会計予算総括表

(億円、%)

【歳入】				(億円、%)
区 分	令和3年度	令和2年度	比	較
	で作り牛皮	で加ィナ反	増△減	増減率
市税	7,923	8,441	△ 518	△ 6.1
地方交付税	230	200	30	15.0
地方特例交付金	113	51	63	123.8
地方譲与税	87	90	$\triangle 3$	△ 3.2
県 税 交 付 金	1,056	1,101	$\triangle 45$	△ 4.1
国・県支出金	4,806	4,253	554	13.0
市債	1,718	1,267	451	35.6
建設地方債(計画値)	938	967	△ 29	△ 3.0
臨時財政対策債(計画値)	280	300	△ 20	△ 6.7
臨時財政対策債 「さらなる赤字地方債 (コロナ対策)	500	-	500	皆増
その他の収入	4,139	1,998	2,141	107.1
合 計	20,073	17,400	2,672	15.4

注:各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

比べて 488 億円減となる 7.953 億円を見込んでいます。

主な税目では、個人市民税は、雇用環境の悪化による給与所得納税者数の減などにより 294 億円の減、法人市民税は、企業収益の減少や税制改正の影響などにより 146 億円の減、固定資産税、都市計画税は、税制改正の影響などにより、あわせて 52 億円の減となる見込みです。

【歳出】

(億円、%)

ਹ			△和り左帝	△和↑左帝	比	較
区		分	令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
人	件	費	3,726	3,713	14	0.4
扶	助	費	5,331	5,206	125	2.4
行政	(運	営 費	4,925	2,700	2,225	82.4
行政	推進	℄経費	4,488	2,202	2,286	103.8
行政	基盤	経経費	437	498	△ 61	△ 12.3
施設	等整	叠備費	2,269	2,016	253	12.5
市単	独事	業費	1,610	1,288	321	24.9
国庫	補助	事業費	659	728	△ 69	△ 9.4
公	債	費	1,888	1,892	△ 3	△ 0.2
繰	出	金	1,933	1,874	59	3.2
合		計	20,073	17,400	2,672	15.4

注:各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

表 3 施設等整備費の状況

(億円、%)

	区	5.)	令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
-	般	会	計	2,269	2,016	253	12.5
特	別	会	計	642	563	80	14.2
公	営企	業会	計	1,392	1,475	△ 84	△ 5.7

注:各項目で四捨五入をしているため、「増△減」と一致していません。

表 4 会計別総括表

(億円、%)

	区	分		令和3年度	令和2年度	増減率
_	般	会	計	20,073	17,400	15.4
特	別	会	計	13,013	12,697	2.5
国民	健康	保険事	業費	3,175	3,164	0.4
介訂	蒦 保	険 事	業費	3,147	2,936	7.2
後期	高齢者	医療	事業費	845	824	2.5
			業 費	457	375	22.0
中与	夬 卸	売 市	場 費	32	31	4.0
	央と		易費	35	51	△ 30.4
母子	父子舅	享婦福祉	上資金	11	10	11.1
勤労	者福祉	此共済	非業費	5	5	7.1
公害	被害者	對教済	事業費	0.4	0.4	0.5
市往	5地開	見発事	業費	122	95	28.9
	車駐	車場事		5	5	2.1
新	墓園		業 費	16	17	△ 2.8
風っ	り発	電事	業 費	1.0	0.9	22.4
		è創造		124	127	△ 2.0
			地 費	524	119	342.0
市		債	金	4,512	4,939	△ 8.6
公営			計	5,934	5,963	$\triangle 0.5$
下		道事		2,534	2,524	0.4
埋	<u>立</u>	事	業	457	375	22.0
水	道	事	業	1,298	1,266	2.5
		水道		52	51	3.8
自		車事		235	253	△ 7.2
	速鉄		事業	891	952	△ 6.3
病	<u>院</u>	事	業	466	543	△ 14.2
	会言		計	39,020	36,060	8.2
(全	会計	純計	※)	32,477	29,141	11.4

※会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額 注:各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。 また、市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、28億円を見込んでいます。

なお、ふるさと納税による税収への影響額(減収額) は、▲ 157 億円としています。

地方交付税については、国の予算等を踏まえ、普通 交付税 220 億円、特別交付税 10 億円、合計 230 億円(対 前年度比 15.0%増)を計上しました。

県税交付金については、地方消費税交付金の減 (73 億円) などにより、総額で 45 億円減の 1,056 億円 (対 前年度比 4.1%減) を計上しました。

国・県支出金について、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う補助金等の皆増 (250 億円)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増 (89 億円) などにより、508 億円増の 3,862 億円(対前年度比 15.1%増)を計上しました。県支出金は、衆議院議員総選挙の実施に伴う衆議院議員選挙費委託金の皆増 (13 億円)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の皆増 (11 億円) などにより、46 億円増の 944 億円(対前年度比 5.1%増)を計上しました。

市債については、「中期 4 か年計画 2018 ~ 2021」の活用計画額に加え、コロナ禍での市税等の一般財源の減収等を補うため、財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を 500 億円発行することとし、1,718 億円を計上しました。

その他の収入について、中小企業制度融資預託金元 利収入の増(1,566 億円)や横浜北西線の資産売却収入 の増(338 億円)などにより、4.139 億円となっています。

■歳出について

人件費については、新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化、児童相談所の体制強化、マイナンバーカード交付への対応などにより、全体で14億円増の3.726億円(対前年度比0.4%増)を計上しました。

扶助費については、保育・教育に係る給付の増(53 億円)や、住居確保給付金の増(18億円)などにより、 全体で125億円増の5,331億円(対前年度比2.4%増) を計上しました。

公債費については、元金が 1,639 億円、利子等が 249 億円となり、全体で 1,888 億円(対前年度比 0.2%減)を計上しました。

行政運営費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増(250億円)、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた令和2年度及び3年度の融資枠拡充に伴う中小企業制度融資事業の増(1,566億円)、横浜北西線の資産売却収入を活用した(一財)横浜市道路建設事業団債務の早期返済(249億円)などにより、全体で2,225億円増の4,925億円(対前年度比82.4%増)を計上しました。

施設等整備費については、建設地方債の計画的活用の 範囲で、市民生活に身近な道路・公園・河川・学校施設 の整備・営繕、将来に向けた投資を行うとともに、(一財) 横浜市道路建設事業団の資産買取を行うことなどによ り、2,269 億円(対前年度比 12.5%増)を計上しました。

繰出金については、介護保険事業費会計繰出金の増(27億円)や後期高齢者医療事業費会計繰出金の増(13億円)などにより、59億円増の1,933億円(対前年度比3.2%増)を計上しました。

令和3年度の主要事業

◇力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

事業名	事業費	説明	局	名
中小企業・小規模事業者への総合的な支援	197,244	横浜経済の再生に向け、中小企業・小規模事業者の事業の継続・展開を力強く 支援するため、令和2年度2月補正で行う小規模事業者への訪問相談等を通じ て、設備投資・販路開拓に係る経費助成などの効果的な支援策につなげていき ます。制度融資においては、リーマンショック時(平成20年度)の実績を上回 る2,300億円の融資枠を確保するとともに、一部の融資メニューを受ける際に必 要なセーフティネット保証等の認定申請手続のオンライン化を更に進めます。 また、新型コロナウイルス感染症によるビジネス環境の変化等が及ぼす横浜経 済への影響や、今後の施策の方向性について、調査・検討を実施します。	経済局	
商店街の振興	268	商店街が消費喚起策として行うプレミアム付商品券の発行を支援します。また、SDGsなどの社会課題解決に取り組む商店街を支援するほか、商店街会員によるプロジェクトを立ち上げ、ウィズコロナ社会における商店街活性化策を検討します。さらに、商店街組織の持続化に向け、ICT導入や次世代の担い手育成を支援します。	経済局	
戦略的な企業誘致と イノベーション創出	2,970	働き方やオフィス立地動向の変化を捉え、「イノベーション都市・横浜」の推進や関内地区のまちづくり施策などとも連動させながら、国内企業・外資系企業の誘致を積極的に展開します。また、I・TOP横浜とLIP. 横浜の連携を強化し、特にヘルスケア分野に重点を置いて、イノベーション創出を推進します。さらに、「グローバル拠点都市」として、国や他都市と連携し、国内外から人・企業・投資を呼び込むビジネス環境を構築します。	経済局	
公民連携による国際技 術協力の推進(Y-P ORT事業)、市内企 業の海外ビジネス支援	117	海外都市や国際機関等との連携を通じて、公衆衛生の改善への寄与も視野に、公民連携による国際技術協力を推進します。Y-PORTセンターの進化・高機能化を進め、最新技術・オンラインによる通信機能を活用した情報発信の強化や、国際会議の開催等によるビジネス機会の創出、市内企業等の海外インフラビジネスの案件形成支援を促進します。この他、海外のビジネス機会の創出に向けて、本市海外事務所における、市内企業と海外企業のオンライン商談等に用いるオンライン会議同時翻訳システムの導入や、オンラインでの現地セミナー等を開催し、市内企業の海外ビジネス展開に寄与します。	国際局	

外国人材の受入れ・共 生の推進	127	横浜市多文化共生総合相談センター及びよこはま日本語学習支援センターを円滑に運営し、在住外国人の支援を推進するとともに、国際交流ラウンジの機能強化に向けたコーディネーターの配置を4区に拡大します(鶴見区、中区、南区、緑区)。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、在住外国人への情報提供・相談対応等を強化するため、区・国際交流ラウンジ・横浜市国際交流協会におけるICT機器を活用した通訳・翻訳対応及び事業のリモート化支援等を行います。	国際局
活力ある都市農業の展開	160	活力ある農業経営につながる取組として、ICT活用等のスマート農業技術の 導入支援等、多様なニーズに対応した生産振興と、都市農業の新たな担い手で ある新規就農者に対する農業機械等の導入に必要な経費の助成や農福連携の参 入促進の検討など、多様な担い手に対する支援を進めます。北部下水道センタ 一内に設置する環境制御型モデルハウスに最先端のスマート農業機器を導入し、 離れた場所からでも農産物の生育管理が可能となる新しい農業の実証実験・P Rを進めるとともに、下水道資源(二酸化炭素、熱、再生水等)の有効活用を図 ります。	環境創造局
区民文化センターの整備	1,711	市民の主体的、創造的な文化芸術活動の身近な拠点となる区民文化センターを、 各区の特性に応じて瀬谷区、港北区、都筑区で整備します。また、金沢区で基 礎調査を実施します。	文化観光局
芸術創造の推進	39	舞台芸術の活性化や文化芸術による次世代育成のほか、海外劇場等とのネットワークづくりを推進します。また、ワークショップの開催や多様な媒体を活用した広報に取り組みます。	政策局
文化芸術活動に対する支援	109	市内の文化施設を利用してリアルで実施される文化芸術事業に対し、新型コロナウイルス感染症対策経費や会場費などを支援します。また、文化芸術関係者の多様な相談に税理士・弁護士等の専門資格者が対応する特別相談窓口「YES!」を運営します。	文化観光局
横浜らしい特色のある芸 術フェスティバルの開催	473	横浜の「街」そのものが舞台、次世代育成、社会包摂、国際発信の4つをコンセプトとして、ダンスフェスティバル「 Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2021 」を開催します。公募による市民とゲストのアーティストが出演するステージやトップアーティストによる公演などを実施し、横浜らしい特色ある文化芸術を発信します。	文化観光局
世界から選ばれる都市 型イルミネーションの 創出	300	横浜におけるナイトタイムエコノミー活性化の契機とするため、都心臨海部において、夜を美しく彩る横浜ならではの都市型イルミネーションを実施し、街全体で光と音の演出を行います。より一体感ある演出とするため、光の演出ポイントを増やすとともに、街を回遊して楽しむプログラムや、地域のイルミネーションとの連携を進めます。	文化観光局
国内外からの誘客促進	245	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、コロナ禍で打撃を受けた市内観光事業者を支援するため、着地型旅行商品の販売や市内宿泊促進プロモーションを実施します。あわせて、観光地としての魅力向上を目指し、回遊促進や宿泊促進など観光消費につながる観光資源の充実・開発に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、観光レップによる情報発信・市場把握等、海外誘客セールス・プロモーションを行います。さらに、横浜市が目指す観光・MICEの姿や方向性を示す戦略を策定します。	文化観光局
グローバルMICE都市としての競争力強化	558	MICEによる市内経済活性化を図るため、会場とオンラインを併用したハイブリッド形式等に対応したMICE開催を支援します。また、オンラインでの視察や商談会など新しいMICE誘致活動に対応するためのコンテンツを制作するとともに、セミナー開催等により市内のMICE関連産業を育成し、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた受入環境整備を行います。	文化観光局
ラグビーワールドカッ プレガシーの推進	25	ラグビーワールドカップ 2019 の開催による機運の高まりを契機に、ラグビー選手等による小学校訪問等、子どもたちがラグビーを身近に感じられる取組やトップレベルの試合誘致等による観戦機会の提供など、ラグビー競技の普及を通じたスポーツ振興に取り組みます。また、子どもたちをはじめ市民がラグビーに親しめる芝生の練習場等の整備を進めます。	市民局
東京 2020 オリンピック・パラリンピック の開催	1,658	新型コロナウイルス感染症の影響により大会の開催が1年延期となったことを踏まえ、大会組織委員会をはじめとした関係機関と連携しながら、感染症対策に万全の態勢で臨むとともに、大会の簡素化を図り、安全・安心な大会を実現します。また、都市ボランティアの運営や都市装飾等による機運醸成、英国等の事前キャンプ受入れ、ホストタウンの取組を行います。さらに、オリンピアン・パラリンピアンと連携した学校訪問を実施し、より一層のスポーツ振興を図ります。	市民局
デジタル技術の活用に よる地域活性化検討	10	本市の抱える地域課題等に対し、課題解決や地域の活性化に資するデジタルサービスを検討し、導入効果や実現可能性の高いサービスについて、令和 4 年度 以降のモデル実施を想定した調査を行います。	政策局

◇花と緑にあふれる環境先進都市

(単位:百万円)

事業名	事業費	説明	局 名
ガーデンシティ横浜の 推進	648	ガーデンシティ横浜の展開のための先導的な取組である「ガーデンネックレス横浜 2021」では、感染症対策を十分に行い、都心臨海部での「横浜ローズウィーク」、郊外部での「里山ガーデンフェスタ」に加え、横浜駅・新横浜駅周辺での花と緑によるおもてなしなど、市民・企業などと連携して街の魅力創出に取り組み、市内外から誘客を図ることにより、横浜の経済活性化にもつなげます。また、各区での地域に根差した取組や、地域の花いっぱいにつながる取組を推進し、全市・地域で花や緑への関心や市民参加の広がりを展開するとともに、国際園芸博覧会に向けた機運を醸成します。	環境創造局
国際園芸博覧会の開催に向けた取組	678	2027年の国際園芸博覧会の開催に向け、国等と連携しながら博覧会国際事務局(BIE)への手続きに必要となる事業計画等の検討を進めます。また、令和2年11月に設立された「2027国際園芸博覧会推進委員会」とともに、国内外への広報PR・機運醸成や、3年度中(秋以降)の博覧会の開催組織(博覧会協会(仮称))の設立に向けた準備等を行います。	都市整備局
市民の憩いの場となる 公園の整備	15,775	(仮称) 鶴見花月園公園 (令和3年秋頃供用開始予定)、(仮称) 舞岡町公園 (3年度末一部供用開始予定) などの大規模公園の整備を進めるとともに、新羽丘陵公園など身近な公園の整備・改良を進めます。	環境創造局
「SDGs 未来都市・横 浜」の実現	158	市内事業者がSDGsに取り組むことで、持続可能な経営への転換や、金融機関等の投融資判断への活用につなげることを目指す「横浜市SDGs認証制度"Y-SDGs"」を軸に、ヨコハマSDGsデザインセンターが中心となって、様々な主体とともに、環境・経済・社会的課題の統合的解決に取り組みます。さらに、「新しい生活様式」に対応し、SDGsの達成に寄与する先駆的な事業に対して必要経費を助成する、SDGsbizサポート事業を実施します。	温暖化対策統括本部
グリーン成長につなが る 2050 年の脱炭素 社会実現に向けた取組 の推進	5,798	ゼロカーボンヨコハマの実現のため、市民の皆様が再生可能エネルギーを身近に感じる地産地消手法の検討、市内企業への再エネ需要等に関する調査、金融機関と連携した事業者向け脱炭素ガイドラインの作成・実践など、市民・事業者への再エネへの転換の働きかけをより一層強化するとともに、区庁舎へのLEDの導入や再エネ電力への転換による「市役所RE100」の推進など、脱炭素の取組をさらに促進します。また、国や産業界等とも連携し、カーボンニュートラルポートの形成に向けた、水素等の輸入拠点化、ふ頭における自立分散型の電流確保等、港湾での次世代エネルギーの活用検まいの脱炭素化に係る様々なイノベーションの推進に向けた検討を進めます。付まいの脱炭素化に向けた省エネ住宅の普及促進、次世代自動車の普及拡大に向けた燃料電池自動車(FCV)の導入、水ステーションの設置及び集合住宅への電気自動車(FCV)充電設備設置に対する補助等を行います。また、これらの脱炭素化に向けた取組をグリーン成長につなげます。	温暖化対策統括本部環境創造局
将来を見据えたごみ焼 却工場の再整備	2,487	焼却工場の老朽化が進む中、安定的にごみ処理を継続していくため、鶴見工場の長寿命化対策工事を実施するほか、保土ケ谷工場の建替えに向けた整備計画の策定、環境影響調査等を行います。	資源循環局
プラスチック対策の推 進・食品ロスの削減	48	ゼロカーボンヨコハマの実現に向けて、事業者と連携した取組やSNS等を活用した広報・啓発により、使い捨てとなるプラスチックの発生抑制や、使い終えたプラスチックの分別・リサイクルを推進します。また、食品ロス削減に向けて、民間企業・国際機関等と連携して消費者の削減行動につながる取組を進めるとともに、動画やオンライン等を活用した啓発活動を行います。	資源循環局

◇超高齢社会への挑戦

事業名	事業費	説 明	局 名
新型コロナウイルス感 染症に係る医療提供体 制、救急医療体制の確 保	31,705	市民の皆様の安全・安心を確保するため、感染症対策に全庁を挙げて取り組みます。新型コロナウイルスワクチン接種について、令和2年度2月補正も含め迅速に準備を進め、個別通知の発送、コールセンター等の設置、接種場所や体制の確保・構築に取り組み、国の指針等に基づき医療従事者や高齢者から優先して実施します。また、新型コロナウイルス感染症コールセンター(帰国者・接触者相談センター)の運営、帰国者・接触者外来及び簡易検体採取所の設置・運営、検査費自己負担分の助成を引き続き実施します。施設等のクラスターの発生防止、早期収束のため、疫学調査チーム「Y-AEIT」が早期の立入る保全的指導を行い、感染拡大防止に取り組むとともに、感染部ので支援金の支給や、患者受入体制の確保に必要な施設整備費の助成を引き続き行います。の支給や、患者受入体制の確保に必要な施設整備費の助成を引き続き行います。このほか、感染症・医療調整本部(Y-CERT)の運営、養育者が新型コロナウイルス感染症により不在となった子どもの一時保護、救急活動で使用する感染防止対策用資器材の調達に取り組みます。	健康福祉局 医療局 消防局 こども青少年局
福祉施設の感染防止、継続運営に向けた支援	2,737	福祉施設(高齢者施設、障害福祉施設、保育所等)における、日々の新型コロナウイルス感染症対策や、陽性者発生時の対応などに係る経費を助成します。また、特別養護老人ホーム等に新規に入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査等を行う場合の費用を助成します。ICTを活用した感染症対策の一環として、障害福祉サービス事業者や高齢者施設等を対象に、ICT機器を導入する際の経費を助成し、オンラインによる相談や面会の体制整備を促進します。	健康福祉局 こども青少年局
生活習慣病予防対策の 強化	5,014	健康増進法に基づく市町村計画である「第2期健康横浜21」(平成25年度~令和4年度)の最終評価を実施し、次期計画の策定に着手します。また、オーラルフレイル予防普及啓発のための講演会等を全区で展開するほか、障害児・者の歯科保健推進モデル事業や区福祉保健センターでの歯科衛生士の増員を実施します。あわせて、大腸がん検診の自己負担額の無料化を引き続き実施するなど、がんの早期発見・早期治療を促進します。	健康福祉局

特別養護老人ホームの 整備	4,618	要介護認定者の増加に伴い高まるニーズに対応するため、既に選定済の特別養護老 人ホーム年間約600人分について整備します。	健康福祉局
地域包括ケアシステム の構築・推進	156	「よこはま地域包括ケア計画〜第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画〜」(令和3年度〜5年度)に基づき、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。また、2年度にモデル実施したもの忘れ検診について、3年度は対象期間等を拡大して実施し、認知症の疑いのある方の早期発見と早期の鑑別診断及び治療につなげます。	健康福祉局
介護人材の確保に向けた 取組の推進	318	増加する介護ニーズに対応するため、新たな介護人材の確保や定着支援、専門性の向上に総合的に取り組みます。介護職員初任者研修や介護未経験者への入門的研修をオンラインで実施するほか、外国人と受入介護施設等とのマッチング支援事業について、新たに国内の外国人を対象とします。さらに、介護施設等の事業者が職員用の宿舎を整備するための費用を助成します。	健康福祉局
2025 年に向けた医療機能の確保	464	医師の負担軽減及び医療の質の向上のため、複数病院の連携による遠隔集中治療室(Tele-ICU)体制の本格稼働に向けた横浜市立大学への運営支援を実施するほか、将来の医療需要に対応するため、医療人材の確保・育成支援、医師等の働き方改革の啓発に取り組みます。ICTを活用した方面別連携ネットワークの推進に向けて、市内医療機関や市民の医療分野におけるICT活用に関する意識やニーズの調査や既存事業の効果検証を実施します。また、在宅医療の推進について、全区の「在宅医療連携拠点」を中心に、引き続き取組を進めます。	医療局
地域医療の充実・強化	129	「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づき、引き続き、総合的ながん対策を推進します。遺伝性のがんと診断された方が受ける遺伝カウンセリングの利便性向上のため、オンラインでの実施について検討を行うほか、がんの治療だけでなく学業、仕事、子育てなどの個別の課題を抱えるAYA世代のがん患者への支援のため、相談支援体制を整えます。	医療局
救急救命体制の充実・ 強化	134	増大が予測される日中の救急需要に対し、効率的かつ効果的な対応を行うため、 日勤救急隊を令和2年度の3隊に加え、鶴見消防署、緑消防署及び戸塚消防署 に3隊増隊し、計6隊を配置します。	消防局

◇人が、企業が集い躍動するまちづくり

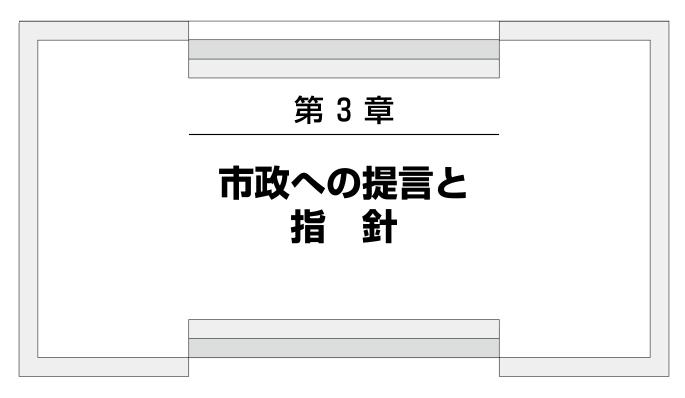
事業名	事業費	説明	局 名
関内・関外地区の活性化の推進	1,321	令和2年3月に策定した「関内・関外地区活性化ビジョン」に基づき、地元や企業と連携したまちづくりを進めます。関内駅周辺地区では、旧市庁舎街区や隣接する港町民間街区の再開発に向けた開発協議を進めるとともに、周辺の基盤整備の検討を進めます。また、関内・関外地区全体の回遊性向上に向けて、みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の詳細設計等や水上交通等の取組を推進します。横浜文化体育館の再整備では、現文化体育館の解体を行うとともに、メインアリーナの実施設計を進めます。	都市整備局 道路局 市民局
エキサイトよこはま 22 の推進	1,235	横浜駅西口では、引き続き、西口駅前広場において、屋根設置や舗装更新などの整備工事を進めます。東口では、関係者と連携してステーションオアシス地区の開発や駅前広場・デッキ等の基盤整備に向けた検討を進めるなど、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。また、横浜駅きた西口鶴屋地区において、市街地再開発事業による国家戦略住宅整備を引き続き進めます。	都市整備局
郊外部のまちづくりの 推進	4,367	鉄道駅周辺では、新網島駅周辺地区や瀬谷駅南口第1地区、泉ゆめが丘地区等で市街地開発事業を着実に推進します。また、郊外住宅地では、福祉やまちづくりなどの総合的な視点で大規模団地等の再生に取り組むとともに、東急田園都市線沿線や緑区十日市場町周辺地域等において、企業等と連携し、働く場や地域交流機能の誘導を図るなど、持続可能なまちづくりを進めます。	都市整備局 建築局 温暖化対策統括 本部
地域交通の維持・充実	98	コロナ禍による地域交通への影響や、令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」等を踏まえ、地域の輸送資源の実態把握、ICT活用も含めた移動サービスの可能性に関するモデル検討等を行い、今後の地域交通が目指すべき方向性や施策の検討を進めます。また、市民の日常生活の利便性を確保するため、地域の主体的な取組による新たな移動手段の導入やバス路線の充実に向けた支援を進めるとともに、郊外部において、連節バスの導入など、運行効率化を促すための走行環境整備を進めます。	政策局 道路局 都市整備局
通学路等の安全確保、 踏切安全対策の推進	3,527	通学路における歩道設置やあんしんカラーベルト整備を積極的に推進するとともに、ETC 2.0 ビッグデータを活用した生活道路の安全対策に取り組みます。令和元年度に実施した緊急点検に基づき進めている未就学児の移動経路や交差点等の安全対策については、3年度末の完了を目指します。また、「横浜市踏切安全対策実施計画」に基づき、保土ケ谷区の樹源寺踏切など4か所の安全対策を進めます。	道路局
市営住宅の再生	3,081	「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、建替えに向けて金沢区瀬戸橋住宅の解体工事や南区中村町住宅の実施設計、磯子区洋光台住宅の基本設計を行うとともに、港南区野庭住宅では地域の分譲団地を含めた団地全体の再生ビジョンを策定するなど市営住宅再生の検討を進めていきます。また、旭区ひかりが丘住宅、保土ケ谷区岩井町住宅及び川辺町住宅では長寿命化に向けた住戸改善を進めます。	建築局
米軍施設の跡地利用	4,554	旧上瀬谷通信施設では、土地区画整理事業、新たな交通の導入、周辺道路の整備、活力ある都市農業、公園等の土地利用などの、具体化に向けた検討を行うとともに事業に必要な手続等を進めます。旧深谷通信所では、都市計画決定に向けた調整等を進め、日米共同使用が合意された根岸住宅地区では、策定予定の「跡地利用基本計画」及び「横浜市立大学医学部・附属 2 病院等の再整備構想」を踏まえ、事業化に向け、地権者の合意形成を図るとともに必要な調査・検討を進めます。	政策局 都市整備局 環境創造局 道路局 健康福祉局

事業名	事業費	<i>,</i> 説 明	局名
妊娠期からの切れ目のない支援	3,634	国の制度拡充に伴い、令和2年度2月補正から特定不妊治療費助成の助成額等を拡充するとともに、3年度から不育症検査費助成を創設するほか、専門家によるカウンセリングやグリーフケア等により相談支援を強化します。また、妊娠期から乳幼児期に向けた切れ目のない支援を充実させるため、産後母子ケアのサービスを拡充します。新型コロナウイルス感染症に対し、不安を抱えている妊産婦への支援として、妊婦の分娩前PCR検査費の補助や、育児等支援サービスの提供、安心して受診できる乳幼児健診等を実施します。旭区に地域子育て支援拠点サテライトを設置(累計7か所)するほか、新たに拠点(2か所)において一時預かりを実施するなど、地域における子育て家庭への支援を拡充します。	こども青少年局
保育・幼児教育の充実	11,524	保育所等の待機児童の解消に向け、保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大、幼稚園での長時間預かり保育や2歳児受入れの推進など、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、新たに2,155人分の認可保育所等を整備します。また、ICTを活用したオンラインによる保育士等の求人活動を支援するほか、職場環境の改善のための費用補助を実施するなど、人材確保の取組を推進します。保育・教育の質の確保・向上に向けて、研修・公開保育の一部オンライン実施等に取り組みます。	こども青少年局
小児医療費の助成	9,339	子どもがけがや病気の時にも安心して医療を受けられるよう、通院・入院医療費の自己負担分を助成します。令和3年4月から1、2歳児の所得制限を無くし、新たに対象となる方は、通院1回あたりの自己負担上限額を500円までとします。	健康福祉局
放課後の居場所づくり	9,381	新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」や、利用者のニーズ等へ対応するため、17時までの新たな区分を創設するなど、放課後キッズクラブの質的充実に向けた見直しを実施します。また、利用料減免対象世帯の拡充や人材育成研修の充実等に取り組みます。	こども青少年局
子どもの可能性を広げる教育の推進	5,705	英語教育の推進のため、英語指導助手(AET)の配置を継続するほか、これまで全小学校等で実施してきた、外国出身の講師が外国の生活や文化を英語で紹介する国際理解教室を、中学校 18 校程度でモデル実施します。また、児童の学力向上・心の安定・教職員の働き方改革を目的とした小学校高学年における一部教科分担制を推進するとともに、中学校部活動の更なる充実と教職員の負担軽減を目的として、部活動指導員の配置を拡充します。さらに、新型コナウイルス感染症対策により増加する各種業務のサポートのため、小・中・義務教育・特別支援学校の職員室業務アシスタントの臨時的な追加配置を継続します。子どもの新たな学びを創造する新たな教育センターの実現に向けては、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化等を踏まえ、基本構想の一部見直しを行うとともに、施設確保に向けた事業手法の検討を行います。	教育委員会事務局
G I G A スクール構想 の推進	2,685	令和2年度に「1人1台端末」が整備されたことを踏まえ、学校内のICT環境整備に係るサポートデスクの拡充や端末の保守、新教育用ネットワークの運用管理等を実施します。さらに、授業でのICTの利活用提案や教材作成等のサポートを行うICT支援員の派遣や、指導者用デジタル教科書の導入、個別の許諾を得ずに様々な著作物を利用できる「授業目的公衆送信補償金制度」の活用等により、「横浜市におけるGIGAスクール構想」における学びの充実を目指します。	教育委員会事務局
多様な教育的ニーズに 対応した教育の推進	1,731	日本語指導が必要な児童生徒の増加を踏まえ、日本語講師の派遣時間数や外国語補助指導員の配置を拡充するとともに、日本語支援拠点施設での初期の集中的な支援を行います。また、いじめ防止や早期解決に向け、引き続き、学校へスクールソーシャルワーカーやカウンセラーを配置するほか、不登校児童生徒に対して、ハートフルルームやハートフルスペースによる支援、校内の特別支援教室におけるオンライン学習教材等を活用した支援を実施します。このほか、ひきこもり傾向にある小中学生を対象に、オンライン学習教材を活用した家庭における学習支援を新たに実施します。	教育委員会事務局
中学校給食(デリバリ 一型)の実施	2,521	令和3年4月からハマ弁を学校給食法上の給食に位置付け、選択制の中学校給食(デリバリー型)を実施します。本市が献立作成や衛生管理などを担うことにより、安全・安心で質の高い給食を提供します。また、国産比率の向上や地産地消の推進など食材の充実を図りながら、生徒にとって魅力的なメニューを提供するなど献立を充実するほか、給食を教材とした食育を一層推進し、中学校給食の利用促進に取り組みます。	教育委員会事務局
より良い教育環境の整備	6,372	老朽化した空調設備の改修や体育館への空調設備の設置を進めるほか、車いす利用等により階段昇降が困難な児童生徒が入学予定または在籍する学校へのエレベーター設置を進めるなど、児童生徒が安全・安心な環境で学校生活が送れるよう取組を推進します。また、計画的な学校建替えに向けて、矢向小、吉原小、今宿小、菊名小、つつじが丘小、戸塚小で基本設計を実施するほか、上菅田笹の丘小、汐見台小、都岡小で新築工事に着手するなど、より良い教育環境の整備を進めます。さらに、国の段階的な少人数学級化の導入方針を踏まえ、令和4~5年度に教室不足が発生する小学校の改修等を行います。	教育委員会事務局
男女共同参画の推進	35	「第5次横浜市男女共同参画行動計画」(令和3年度~7年度)に基づき、働く女性の学びと交流の場としての「横浜女性ネットワーク会議」の開催や、市内百貨店等と連携した女性起業家の商品・サービスのプロモーション、誰もが働きやすい職場環境づくりを進める市内中小企業の「よこはまグッドバランス賞」認定などを通じて、男女共同参画を推進します。	政策局 経済局

子どもの貧困対策の推進	719	「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、養育環境等に課題がある家庭の小・中学生等への寄り添い型生活支援を新たに3か所(累計20か所)で実施します。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援では、新型コロナウイルス感染症の影響による定員制限に対応するため、実施会場数を6か所増やすとともに、引き続き、高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げるために情報提供等の支援を全区で実施します。さらに、ひとり親世帯を対象とした養育費確保に向けた調停申立や公正証書作成等に係る費用の補助を新たに開始するなど、ひとり親世帯への支援の充実を図ります。また、令和2年度に実施した子どもの貧困に関する実態把握調査等を踏まえ、第2期計画を策定します。	こども青少年局 健康福祉局
児童虐待対策の充実	3,150	令和4年度末までの全区展開へ向け、3年度は10区のこども家庭支援課へ「こども家庭総合支援拠点」機能を設置し、子どもやその家庭等に対する相談支援体制の強化を図ります。また、児童相談所の機能強化のため、西部児童相談所の工事を着実に進めるとともに、南部児童相談所及び中央児童相談所の実施設計に着手します。さらに、今後の児童相談所のあり方について検討します。LINEによる虐待相談を実施するなど、児童虐待への対応を強化します。	こども青少年局
障害児・者の地域生活 支援の充実	4,594	障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、引き続き、地域生活支援拠点機能の構築に向けて取り組みます。また、コロナ禍においても感染リスクを回避した障害者の移動支援や社会参加を促進するため、支援制度の新設及び拡充を図ります。新たに、重度障害者に対して自動車燃料費の助成制度を創設するほか、タクシー料金助成では、65歳以上で身体障害者手帳を交付された方にも対象を拡大するととともに、福祉特別更支援施策を構築しまる3つの制度からの選択制とすることで、持続可能な移動支援施策を構築します。さらに、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児・者等の主き、さらに、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児・者等の生活を支援するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを6人配置し、引き続き全区で支援を実施するとともに、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。	健康福祉局 こども青少年局 医療局 教育委員会事務局
地域療育センターにお ける支援の推進	2,861	市内8か所の地域療育センターにおいて、小学校期までの障害のある、または、その可能性のある児童及びその家族を支援します。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所・幼稚園等への支援を実施します。	こども青少年局
障害者スポーツ・文化 活動の推進	128	障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である横浜ラポール・ラポール上大岡 を中心に、スポーツや文化、レクリエーション等を通じた障害者の社会参加と 障害理解の促進を図ります。	健康福祉局
総合的な依存症対策の 推進	67	依存症対策総合支援事業に基づく「横浜市依存症対策地域支援計画 (仮称)」を 策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓 発などの取組の拡充を行い、引き続き、アルコール、薬物、ギャンブル等の依 存症当事者やその家族等への支援を充実していきます。令和2年度に実施した 「横浜市青少年に関する調査」の結果を踏まえ、青少年を対象とした、依存症を 含む様々な課題に関する広報・啓発を実施するほか、小中学生を対象としたゲ ーム障害・ネット依存の実態調査の結果を踏まえ、小中学生向けにチラシを作成・ 配布するなど、ゲーム障害・ネット依存への対応に取り組みます。	健康福祉局 こども青少年局 教育委員会事務局
ひきこもり状態にある 方への支援の充実	89	青少年相談センター等において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加の支援に引き続き取り組みます。青少年相談センター (ひきこもり地域支援センター) の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族への支援をより充実させていきます。	こども青少年局 健康福祉局
生活に不安を抱える方 への支援	2,287	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で、生活が困難になっている方に、住居確保給付金を支給します。また、状況に応じたきめ細かな相談支援を行うため、区福祉保健センターの自立相談支援員を増員します。住宅セーフティネット事業では、家賃減額補助上限額の引き上げを継続します。また、支援が必要なひとり親世帯を対象に、フードバンクを活用した食品提供や、不安を抱える女性を対象とした電話相談を実施します。国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した方などに対し、傷病手当金の支給を継続します。	健康福祉局 こども青少年局 政策局 建築局
雇用機会の創出・就職 支援	780	雇用情勢の悪化に対応するため、緊急雇用創出事業を実施し、解雇・雇止め・内定取消などにより職を失った方等を対象に、一時的な雇用機会を提供します。さらに、長期雇用に向けた就職支援として、WEBを活用した合同就職面接会を開催します。また、就職氷河期世代で、不安定な就労状態にある方や、長期にわたり無業状態にある方等のニーズに沿った就職支援プログラム等を実施します。	経済局 こども青少年局 政策局
自殺対策の充実	68	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、悩みを抱えている方に対して、より効果的に情報が届くような普及啓発を行います。また、インターネットを活用した検索連動広告の範囲を増やすとともに、非対面型の相談機会を拡充します。さらに、自殺未遂者の初期対応にあたる救急医療スタッフを対象とした研修を実施します。	健康福祉局
協働による地域づくりの推進	132	協働による地域づくりを進めるため、地域の活動を支援し、地域人材の発掘・育成に取り組みます。市庁舎に開設した「市民協働推進センター」において、協働による地域課題の解決に向けた相談、提案等をワンストップで対応するとともに、市民活動の知見を持ったコーディネーターにより、事業手法のアドバイスや伴走支援を行うことで、より効果的な事業展開につなげます。また、地域防犯カメラ設置補助等により、地域における防犯活動や防犯意識の向上を図る取組を支援します。	市民局

◇未来を創る強靱な都市づくり

- · · · ·			(+
事業名	事業費	説明	局 名
災害情報の伝達手段の 強化	438	地震、局地的な大雨等の危機の多様化、迅速かつ正確な情報を求める市民ニーズなどに対応するため、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを 90 か所増設します。これにより、令和 3 年度中に計 190 か所の設置が完了します。	総務局
災害時の感染症対策	12	震災等の大規模災害発生時に、避難所等で診療を行う医療救護隊が使用する、 感染症に係る診療資器材を各区役所等に配備します。	医療局
地震・地震火災に強い 都市づくりの推進	3,483	多数の方が利用する特定建築物や木造住宅・マンションの耐震診断・改修を進めます。加えて、ブロック塀等改善事業や、木造住宅の除却補助制度等により、一層の耐震化を図ります。木造密集市街地における地震火災対策を推進するため、泥亀釜利谷線や汐見台平戸線など延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や、条例に基づく防火規制区域内の建築物不燃化等を進めます。また、感震ブレーカーについて更なる普及促進を図ります。	建築局 都市整備局 総務局 道路局
消防団の充実強化と消防本部機能の強化	3,152	老朽化等により更新要望のある消防団器具置場や消防団車両の整備を進めるとともに、消防団員の年額報酬・出動報酬の単価を引き上げ、消防団活動の充実を図ります。また、公設消防力の強化を図るため、新たな消防本部庁舎の建築工事を進めるとともに、消防艇「まもり」(令和3年度完成予定)の更新に向けた建造を進めます。	消防局
局地的な大雨等への対 策の推進	10,056	河川改修(帷子川、今井川、日野川等)や河川、雨水調整池の土砂掘削等による治水機能の確保、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線のほか、郊外部における雨水幹線の整備を推進するとともに、雨水の浸透機能向上を図るグリーンインフラを活用した取組として、公園改良事業などと合わせた浸透基盤材等の導入を進めます。また、近年激甚化する降雨状況等を考慮し、新たに想定最大規模降雨を時間降雨量 153 mmとした内水ハザードマップを公表するとともに、内水、洪水、高潮を一冊にまとめた浸水ハザードマップを順次作成します。がけ地の改善に取り組む所有者等への支援として、対策工事に係る費用を助成するとともに専門家と連携することにより、様々な相談に対応します。	
緊急輸送路等の整備、 道路の無電柱化の推進	3,079	緊急輸送路ネットワークを強化するため、環状3号線(戸塚地区、南戸塚地区)などの都市計画道路の整備や、橋りょう及び歩道橋の耐震化等を進めます。災害時の道路の通行機能確保を図るため、「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、環状2号線や山下本牧磯子線など緊急輸送路の整備を進めるとともに、環状3号線(杉田港南台地区)については、PFI手法による電線共同溝整備の試行的な実施に向けた手続きを進めます。	道路局
連続立体交差事業の推進	5,681	相模鉄道本線の星川駅〜天王町駅では、駅舎整備や環境対策等の事業を進め、 令和3年度末までの事業完了を予定しています。また、鶴ヶ峰駅付近(西谷駅 〜二俣川駅)において、連続立体交差事業の早期事業化に向けた国との協議や 都市計画、環境影響評価等の手続きを推進します。	道路局
神奈川県東部方面線整 備事業の推進	8,140	本市西部や新横浜都心を東京都心方面と直結する速達性の高い電車の運行により、利用者の利便性の向上、新横浜都心の機能強化や沿線地域の活性化を図るため、「相鉄・東急直通線(羽沢横浜国大〜日吉間)」の整備を進め、令和4年度下期の開業を目指します。	都市整備局
高速鉄道3号線延伸事 業の推進等・グリーン ラインの6両化	5,024	高速鉄道3号線延伸(あざみ野〜新百合ヶ丘間)について、関係機関との協議・調整、行政手続きを進めるとともに、調査・設計の深度化を図り、早期の事業着手を目指します。あわせて、新駅設置に伴う公共交通ネットワークや交通基盤等に関する検討を進めます。また、平成28年度の国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道など、本市の鉄道構想路線について検討を進めます。このほか、グリーンライン沿線のまちづくりを進めるため、令和4年度からの段階的な6両編成化に向けて駅ホームの延伸工事や車両基地の改良工事などを進めます。	交通局 都市整備局
ふ頭機能の再編・強化 の推進	34,004	「国際コンテナ戦略港湾」として、基幹航路の維持・拡大を図るため、大水深高 規格コンテナターミナルとロジスティクス機能を備えた新本牧ふ頭の整備を進 めます。また、本牧ふ頭D5コンテナターミナルの再編整備をはじめ、大黒ふ 頭における自動車取扱機能の強化などを進めます。	港湾局
クルーズ客船の寄港促 進と受入機能の強化	1,775	感染症対策を強化し、安全・安心を確保した上で、クルーズ客船の着実な受け 入れや、クルーズ旅客の市内観光促進等による市内経済の活性化を進めていき ます。また、都心臨海部の賑わい創出に向けて、赤レンガ倉庫の大規模改修を 進めます。	港湾局



市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和2年4月から令和3年3月までの間に提出された答申 等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課 令和3年3月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和47年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面からとらえ、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目(現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など)と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和2年10月8日から10月27日にかけて、市内に居住する18歳以上の方5,000人(外国人を含む)を対象に、調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は52.5パーセント(2,627人)でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1位「バス・地下鉄などの便」、2位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1位「地震などの災害対策」、2位「病院や救急医療など地域医療」、3位「高齢者福祉」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」を回答した人が53.7パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が38.2パーセント、「景気や生活費のこと」が21.8パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 69.3 パーセント、転居の意向のある人は 17.6 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案 に活かしていきます。また、図書館や市民情報センターで 閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売する ほか、市ホームページでもご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminisiki/

第5次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて

横浜市男女共同参画審議会 令和2年10月22日 会長 江原 由美子

■機関等の概要

横浜市男女共同参画審議会は、横浜市男女共同参画推進条例に基づき、市長の附属機関として平成13年に設置されました。市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項の審議を行っています。

■背景と経過

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の令和2年度 末計画期間満了に伴う、「第5次横浜市男女共同参画行 動計画」の策定にあたり、横浜市男女共同参画推進条例 に基づき、令和元年10月に諮問を行いました。

審議会では、条例の基本理念と新たな法整備や国の動向、昨今の社会情勢を踏まえ、横浜市が取り組んできた様々な施策と、第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況について検証され、横浜の現状と課題に基づき、今後注力すべき施策や新たに求められる取組について議論が進められました。

■答申等の概要

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の進捗状況や、 国際社会及び国の動向、横浜市の状況などを踏まえ、今 後、横浜市が取り組むべき男女共同参画の推進に関する 施策について、次のとおりとりまとめられています。

- I 答申にあたって
- Ⅱ 第5次行動計画の基本的な方針
- Ⅲ 各施策の目標及び具体的取組
 - ・女性活躍のさらなる推進
 - ・安全・安心な暮らしの実現
 - ・誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり
 - ・行動計画の推進

■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和3年1月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画(素案)」を公表し、素案に対するパブリックコメントを経て、令和3年3月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画」として策定しました。

第3次横浜市大都市自治研究会答申

第3次横浜市大都市自治研究会 令和2年12月1日 座長 辻 琢也

■機関等の概要

国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、特別自治市の早期実現に向けて制度設計のあり方について審議をするため、市長の附属機関として、平成30年3月に「第3次横浜市大都市自治研究会」として設置しました。

■背景と経過

横浜市は、昭和31年に暫定的に創設された指定都市 制度に移行して以来一貫して、横浜市にふさわしい大都 市制度の創設を求めてきました。さらに、国における大 都市制度改革の議論に合わせ、平成25年3月、指定都 市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい権限と税財 源を持つ大都市制度である「特別自治市」制度の骨子や 制度移行に向けた手続、制度実現までの取組等を示した 「横浜特別自治市大綱」を策定し、制度の早期実現を目 指しています。

こうした中、「横浜特別自治市大綱」、「第2次横浜市 大都市自治研究会答申」や現下の社会経済情勢等を踏ま え、特別自治市の制度設計のあり方について調査審議す ることを諮問し、令和2年12月に「第3次横浜市大都市自治研究会答申」をいただきました。

■答申等の概要

答申は、次のような形でとりまとめられています。

- 1 大都市制度改革と横浜市の取組
 - (1) 横浜市の主な取組
 - (2) 大都市制度改革に係る動向と横浜市の対応
- 2 横浜市を取り巻く社会経済情勢等と特別自治市の必 要性
- 3 横浜特別自治市の制度設計に関する論点
 - (1) 総論
 - (2) 事務・権限のあり方
 - (3) 税財政制度のあり方
 - (4) 広域連携のあり方
 - (5) 特別自治市における住民自治構造のあり方
- 4 特別自治市制度の早期実現に向けて
 - (1) 特別自治市の立法化に向けた取組
- (2) 特別自治市実現までの対処策

■答申等に対する行政対応

本答申を踏まえ、令和3年3月に「横浜特別自治市大 綱」を8年ぶりに改訂しました。

新たな劇場の整備の検討について(提言)

横浜市新たな劇場整備検討委員会 令和2年12月24日 委員長 高橋 進

■機関等の概要

横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、令和元年度に設置しました。

■背景と経過

文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につなげるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備の検討を「横浜市中期 4 か年計画 2018 ~ 2021」に位置づけました。

令和元年度は検討委員会を6回開催し、提言(第一次)が取りまとめられました。令和2年度には検討委員会のもとに、「基本計画検討部会」及び「管理運営検討部会」の専門部会を設置し、計13回にわたって検討が行われ、12月に提言が取りまとめられました。

■答申等の概要

新たな劇場の整備については、「事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展などをふまえ、市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当である」との提言がなされました。

■答申等に対する行政対応

提言をふまえ、基本計画の策定に向けた検討及び管理 運営に関する検討をしました。

横浜市消費生活審議会 令和2年10月 第12次横浜市消費生活審議会会長 田中 誠

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、消費生活に関する重要な事項の調査、審議等を行うため、平成8年に設置された市長の附属機関です。

委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表から構成 されています。

■背景と経過

民法改正(令和4年4月1日施行)に伴い、成年年齢が引き下げられることにより、消費者被害が低年齢化する恐れがあり、若年者への消費者教育は喫緊の課題であることから、第12次横浜市消費生活審議会(平成30年10月1日から令和2年9月末)では、施策検討部会において、「若年者への消費者教育の在り方」をテーマに審議が行われ、第12次第3回横浜市消費生活審議会(令和2年9月開催)で意見書として取りまとめられ、令和2年10月に提出されました。

■答申等の概要

次の基本的な考え方と 4 つの対応の方向性が示されました。

【基本的な考え方】

- ・自ら考え、積極的に行動する消費者を育てる 【対応の方向性1】
- ・高校における消費者教育の推進

【対応の方向性 2】

- ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 【対応の方向性 3】
- ・事業者、事業者団体、労働組合等における消費者教 育の推進に向けた働きかけ

【対応の方向性4】

・啓発及び情報発信の効果的な手法の検討

■答申等に対する行政対応

審議会の意見等を踏まえて、若年者への消費者被害未 然防止の取組を進めていきます。

「横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書」(経営展望)の 改訂について(答申)

横浜市中央卸売市場開設運営協議会 令和2年10月14日 会長 山下 東子

■機関等の概要

横浜市中央卸売市場開設運営協議会は、横浜市中央卸売市場条例第74条の規定に基づき、市長の諮問に応じ市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する等の目的で設置されています。

■背景と経過

「横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書」の策定から10年が経過し、提言書策定時と大きく時代・環境が変化していることから、現在の実情に即した将来の展望を描くため、「横浜市中央卸売市場経営展望」を策定することとしました。

そして平成 29 年から、本場では 16 回のWG、食肉市場では 12 回の検討会を開催し、開設者・卸売業者・仲卸業者等の関係者による議論を行いました。

令和元年度からは、本場・食肉市場での議論を踏まえ、 経営展望案について、開設運営協議会でご審議いただき、 令和2年10月に答申をいただきました。

■答申等の概要

横浜市中央卸売市場本場及び食肉市場では、『横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点へ』を目標とする。

本場では①集荷・販売力の強化、②県内・市内関係者との関係強化、③品質管理水準高度化、④流通構造の効率化・高度化・システム化、⑤市場流通環境の変化に向けた設備投資、⑥市場プロモーションと賑わい創出、⑦効率的かつ安定的な市場運営体制の整備という7つの戦略に取り組み、状況変化に応じた市場機能の実現と持続可能な開発目標(SDGs)への貢献を目指す。

また、食肉市場では、集荷・卸売の強化、一層の品質管理・ 衛生管理、安定供給のための施設整備、消費の拡大という 課題に対応するため、①市場関係者と連携した取組の強化、 ②高品質で安全・安心な食肉を供給、③食品流通の基幹的 インフラとしての機能強化、④食肉の消費拡大に向けた積 極的なプロモーションという4つの戦略に取り組む。

■答申等に対する行政対応

策定した経営展望に基づき各戦略に取り組むととも に、その取組状況について開設運営協議会で報告を行っ ていく予定です。

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない 発達障害児・者への具体的施策の展開について

横浜市障害者施策推進協議会 令和 2 年 6 月 29 日 渡部 匡隆

■機関等の概要

障害者基本法第36条第3項の規定に基づき、本市に設置する附属機関。障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を目的とする。

■背景と経過

平成30年度の横浜市発達障害検討委員会(当協議会の部会)にて、増加する「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への施策の方向性について議論し、報告書を作成。この報告書を受け横浜市長が、対象児・者への具体的施策の展開について諮問。これに対し、横浜市発達障害検討委員会で検討を行い答申した。

■答申等の概要

対象児・者への施策を展開するにあたり、重要な視点を示したもの。

【要点】

1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

「早期発見・早期療育」だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことが重要である(表題のフレーズを用いて、この理念を表現)。

2地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関等(保育 所、幼稚園、学校、就労先等)も含め、地域社会全体 で包括的な支援体制を構築することが重要である。

3「0次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につなぐためには、障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で対象児・者の生きづらさに気づき、受け止めることが重要である。

■答申等に対する行政対応

答申で示された提言について、第4期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

持続可能な自転車駐車場のあり方について

横浜市自転車等施策検討協議会 令和3年3月26日 会長 岡村 敏之

■機関等の概要

本市の自転車に関する施策の総合的な推進及び自転車 等の駐車対策の推進について審議する機関として、平成 26年度に横浜市自転車等施策検討協議会を設置しまし た。

委員は交通計画や自転車利用の専門的な知識を有する 学識経験者のほか、住民代表、神奈川県警、鉄道・バス 事業者など17名の委員で構成されています。

■背景と経過

横浜市では昭和60年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、市営自転車駐車場の整備等により、必要な収容台数の確保に努めてきました。

条例の制定から30年以上が経過し、施設の老朽化や自転車を取り巻く社会状況の変化などにより、今後の自転車駐車場のあり方の検討を行う必要があるため、横浜市自転車等施策検討協議会に「持続可能な自転車駐車場のあり方」について諮問し、令和3年3月26日に答申をいただきました。

■答申等の概要

【答申に掲げられた主な実施施策】

- 1 管理運営手法の見直し
- 2 適正な料金体系の導入
- 3 公民連携手法の導入
- 4 民間による整備の更なる促進

■答申等に対する行政対応

答申の内容を踏まえ、市の方向性を検討していきます。

第 32 期横浜市社会教育委員会議提言 — 本市における社会参加のすそ野の拡大について —

第32期横浜市社会教育委員会議 令和2年11月 第32期横浜市社会教育委員会議議長 牧野 篤

■機関等の概要

横浜市社会教育委員会議は、社会教育法、横浜市社会教育委員条例に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

■背景と経過

本市では、社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループが精力的に活動していますが、その数は時代の流れとともに減少傾向にあります。こうした中、新たな担い手として期待される若者や企業などを巻き込むための施策方針や、そのための社会教育行政の役割などを明確化するために、第32期横浜市社会教育委員会議では「本市における社会参加のすそ野の拡大」をテーマに議論いただきました。

■答申等の概要

・本市における社会参加のすそ野の拡大に向けて、「社会

参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」を取 組方針とする。

- ・「社会参加のすそ野の見える化」には、社会参加につな がる多方面にわたる情報の集約や、情報の効果的な提 供が必要である。
- ・「人材育成と活用」には、市民の社会参加を促すきっか けづくりを担う人材などコーディネーターの育成や、 市民の学びを継続的に支援する仕組みづくりなどが必 要である。

■答申等に対する行政対応

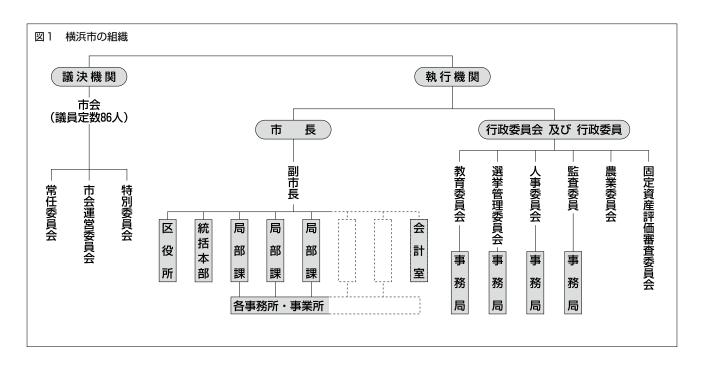
提言の取組方針に基づき、社会教育や生涯学習推進に 関する施策を検討・実施していきます。



市政を運営するための組織は、市の意思を決定する議決機関とそれを執行する執行機関からなっています。 議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、議員全員による本会議と部門ごとに審査を行う委員会によって運営されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員(教育委員会、選挙管理 委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。 議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランス の関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。



市会

■市会の構成

議員

市会議員は、選挙権を有する住民の直接投票で、区別 (18 区)に選出されます。議員定数は、条例により 86 人と定めています。

現議員の任期は、平成31年4月30日から令和5年4月29日までの4年間です。

図2 各区選出議員数(令和3年11月1日現在)

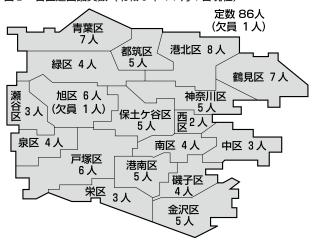


表 1 付議件数一覧

会派別議員数(令和3年11月1日現在)

自由民主党横浜市会議員団・無所属の会	35 人
立憲民主党横浜市会議員団	19 人
公明党横浜市会議員団	16 人
日本共産党横浜市会議員団	9人
民主フォーラム横浜市会議員団	3人
無所属	3人
計	85 人
	(欠員1人)

議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会の様々な事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

■市会の運営

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則 としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・ 審査などの議会活動を行います。

令和2年4月1日~令和3年3月31日

化 门城门双 兒									11471 5 -	יחיחי	א ס דוורו	одотц
		市長提出案件			議員提出案件		その他の案件		合計			
	条 例	予算	決算	契約	その他	条 例	意見書・決議	その他	選挙	請願	その他	
令和2年第1回臨時会	1	2	0	0	3	1	1	1	5	5	5	24
第2回定例会	11	1	0	4	17	0	2	0	2	23	2	62
第3回定例会	4	5	24	13	20	0	2	0	1	11	3	83
第4回定例会	13	2	0	3	31	0	2	0	0	15	2	68
令和3年第1回臨時会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	5
第1回定例会	19	43	0	2	15	1	3	1	2	5	5	96
計	49	53	24	22	86	2	10	2	10	62	18	338

表 2 常任委員会開催数 請願件数等

委員会名	開会回数	議案件数※1	請願件数*2	陳情件数※2
政策・総務・財政委員会	14	40	12	9
国際・経済・港湾委員会	6	26	4	5
市民・文化観光・消防委員会	6	28	3	0
こども青少年・教育委員会	11	21	12	5
健康福祉・医療委員会	6	51	12	5
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	6	17	2	0
建築・都市整備・道路委員会	12	26	12	0
水道・交通委員会	9	11	5	3
合 計	70	220	62	27

令和2年4月1日~令和3年3月31日

- ※1 議案の件数は、継続審査分 を除いたもの。
- ※2請願と陳情の件数は、継続 審査分及び審査される前に 取り下げられた分を除いた もの。

また、陳情については付託 されない陳情(行政への要 望などの陳情)も除く。



市会本会議場

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、 賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどう かの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長など の考えを問いただす一般質問を行うのを通例としてい ます。

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議すること は効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つ の常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を 行っています。

全議員が原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中(会期以外の期間)にも、 所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさ まざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として 設置され、各交渉会派(所属議員5人以上)の代表者に よって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行 われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件(市会の議決によって定められた市政の特定の問題)について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行う ために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算 第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

○各特別委員会の付議事件

1 大都市行財政制度特別委員会

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態 に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強 力に促進すること。

2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を 図ること。

3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

4 新たな都市活力推進特別委員会

オープンイノベーション等による企業支援や誘致 促進、グローバル都市の実現、 文化芸術創造都市 や観光・MICEの推進等に関すること。

5 健康づくり・スポーツ推進特別委員会

運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり 及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施 設の整備等スポーツの振興に関すること。

6 郊外部再生・活性化特別委員会

都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外 部のまちづくりに関すること。

7 デジタル化推進特別委員会

行政のデジタル化の推進による、市民サービスの 向上及び業務の効率化に関すること。

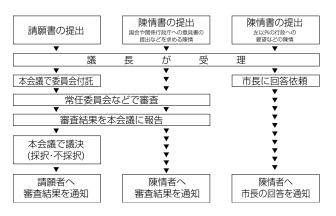
■市民と市会

請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願・陳情の受付時期は、各定例会初日(当初議案を上程する本会議日)の5日前(郵送の場合必着)ですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、次の図のとおりです。

図3 請願・陳情審査の流れ



なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがあります。

記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館及び市会ホームページで閲覧できます。

※なお、閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

本会議等の傍聴

市会の本会議は公開されており、どなたでも本会議場内の傍聴席で傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市役所市会議事堂3階の傍聴者受付で先着順に受け付けます。(本会議場傍聴席数:216席〈うち車いすスペース8席〉)

また、市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていただけるよう、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴も実施しています。

なお、委員会についても傍聴を実施しています。傍聴 手続は本会議の傍聴と同様で、希望者が定員を超えた場 合には抽選となります。

本会議傍聴の際に、事前の申請により、手話通訳・要 約筆記通訳対応を行っています。

本会議場及び大会議室に設置されているモニターに は、発言をリアルタイムに文字表示しています。

インターネット中継

市会の本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、 市会歓迎行事、常任・運営・特別委員会、特別委員会が 設置する理事会について、インターネットでの生中継と 録画中継を実施しています。

インターネット中継は、パソコンやスマートフォン、 タブレット端末から視聴することができます。

また、各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予 算・決算特別委員会の生中継を実施しています。

URL: https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/

ホームページ

市会ホームページでは、市会のしくみ、会議日程、議 員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の 広報など、様々な市会情報を掲載しています。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/

テレビ放映

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)をはじめ、「横浜市会新春語り初め」を制作し、tvk(テレビ神奈川)で放映しています。

なお、これらの番組は、市内に放送網を持つ CATV (7局) で再放映するとともに、市会ホームページに掲載しています。

横浜市会 Facebook ページ

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

 $\label{eq:url_loss} \begin{tabular}{ll} URL : https://www.facebook.com/city.yokohama. \\ gikai/ \end{tabular}$

横浜市会ツイッター

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び市会からのお知らせをツイッターで配信しています。

*横浜市会アカウント @ yokohama_shikai URL: https://twitter.com/yokohama_shikai

ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デイジー版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するためのパンフレットで、市会の仕事、市会の構成及び市会議員名簿などを掲載しています。「市会のしおり」は、市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出しています。

市長と補助機関

■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務(自治事務)②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務(法定受託事務)があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機 関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長 のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督 し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、 その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれ ています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の 命を受け、主管の事務を処理しています。 区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市 長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委 任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として2つの統括本部と20の 局、18の区役所、1つの室を置いています。

行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、 複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必 要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公 選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会 と委員は次の6つです。

■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るため、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を 開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に 関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事 項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育 長の統轄の下に事務局が置かれています。

■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者のうちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さんの一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

選挙

1 選挙人名簿

選挙権は、日本国民で満18歳以上の全ての人に 与えられていますが、投票するためには選挙人名簿 又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要で す。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月(定時登録)と選挙の際(選挙時登録)に、住民基本台帳の記録に基づいて区の選挙管理委員会が行い、在外選挙人名簿の登録は、主に、本人から在外公館を

経由して区の選挙管理委員会に申請することにより 行われます。名簿登録者数は表3のとおりです。

表 3 名簿登録者数

(単位:人)

名簿の種類	総数	男	女
選挙人名簿	3,129,398	1,544,662	1,584,736
在外選挙人名簿	4,710	2,231	2,479

令和3年6月1日現在

2 選挙執行状況

令和元年7月21日に参議院議員通常選挙が執行 されました。

啓発

1 常時啓発

少子高齢化の進展と若年層を中心とした政治・選挙離れが続いている中で、若年層の有権者を増やし、若い世代の政治参加を促進させるために平成28年の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

それを受けて学齢期を含め、早い段階からの主権 者教育の推進を図っていくために横浜市教育委員会 と連携し、出前授業の実施など小・中・高・特別支 援校での取組を進めています。

また、若年層への働きかけとして、「成人の日」を祝うつどいにおいて、新成人を対象に、選挙の知識やルールを掲載した小冊子「はたちの投票 Book」の配布等を実施しています。

さらに、ホームページや Twitter による選挙情報 の発信のほか、選挙や投票を考えてもらうきっかけ づくりとして、若い世代のトレンドである WEB 広告による情報発信などを実施しました。

そのほか、市・区明るい選挙推進協議会の自主事業を助成しています。

2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、集中的に啓発を実施しています。また、明るい選挙推進委員や推進員の協力を得て、市内全区で街頭啓発を展開する等、関係機関と連携した各種啓発を幅広く実施しています。

■人事委員会

人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として設置され、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を処理しています。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その 事務を処理するため、事務局が置かれています。

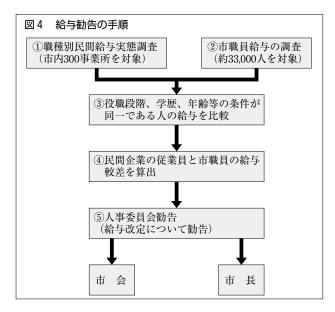
給与に関する報告及び勧告

市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が

表 4 令和 2 年度の実施結果

	種類	区 分	第一次試験・選考日	受験者 (人)	最終合格者(人)
	大学卒程度 【技術先行実施枠】	土木、建築、機械、電気	6月28日※	63	38
職員の採用試験	大学卒程度等	事務、社会福祉、心理、情報処理、土木、建築、機械、電気、 農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、消防、消防(救 急救命士)、学校事務	6月28日	3,424	888
	高校卒程度、 免許資格職など	事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、栄養士、 学校栄養職員、消防、消防(救急救命士)	9月27日	1,194	199
•	社会人経験者	事務、社会福祉、心理、土木、建築、機械、電気、造園、環境、 衛生監視員(獣医師免許所持者)	9月27日	999	106
選考	障害のある人を対象	事務 A、事務 B、事務 C、学校事務	9月6日	267	15
	就職氷河期世代を対象	事務	9月27日	540	9
ß	系長·消防司令昇任	係長(事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、農業、 造園、環境、衛生監視、保健師、保育士)、消防司令	8月30日	1,513	217

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の4月19日から延期をして実施。



毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」 を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市 会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要 に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方 公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求(職 員の身分を保障するための制度)や勤務条件に関する措 置の要求(職員の経済上の諸権利を確保するための制度) の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける 職員相談を実施しています。

職員の採用試験・選考

職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則 に基づき、競争試験又は選考により行っています。

人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大き く分けると ①大学卒程度等採用試験 ②高校卒程度、 免許資格職など採用試験 ③社会人経験者を対象とした 採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考 ⑤就 職氷河期世代を対象とした採用試験の5種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。

該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験する ことができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。 資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

社会人経験者を対象とする採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が31歳から59歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって必要な経験や資格は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的 障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資 格は選考区分によって異なります。

就職氷河期世代を対象とした採用試験は、令和3年度の4月1日現在で年齢が35歳から50歳までの人を対象とした試験です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、 競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己啓発や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市の人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保 という見地から地方自治法に基づいて設置されている執 行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高 潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2 人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最小の経費で最大の効果を発揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告すると ともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

- (注)1 法令名の略語は、次のとおり 「法」……地方自治法 「公企法」……地方公営企業法
 - 2 法令の条項等は、次のように省略して記載 (例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

内部統制評価報告書審査「法 150 ⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

財務監査「法 199 ①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

行政監査 「法 199 ②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

財政援助団体等監査「法 199 ⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務(当該財政的援助等に係るものに限る。)が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに監査するものです。

決算審査「法 233 ②、公企法 30 ②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が 法令に適合し、かつ、正確であるかを確認し、予算の執 行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査 するものです。

現金出納検査「法 235 の 2 ①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

基金運用状況審査「法 241 ⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化 に関する法律3①、22①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不 足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類 が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するもので す。

住民監査請求の監査「法242」

市民の皆さんが、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

監査委員は、その請求に基づき監査を行い、その結果を 公表し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

(外部監査契約に基づく監査)

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市の組織には属さない外部の専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度(法252条の27以下)があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農 地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関 する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎 となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納 税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

行政区

■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治 法第252条の20では「指定都市は、市長の権限に属す る事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区 を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその 出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離

が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圏などを考慮し、 市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格 や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっていま す。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の 補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて 行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務 などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市 (局) から配付され、事務執行については市長の指揮監 督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市 民の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、 行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案な どの機能や権限の強化に取り組んでいます。

■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治22年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約12万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和2年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ケ谷区及び磯子区の5区が設置されました。

昭和14年に、周辺町村との合併によって、人口は約87万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の2区が設置され、7区制となりました。また、戦時体制下の昭和18年には中区から南区が、昭和19年には西区が分離誕生しました。

昭和23年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10区制となりました。この10区制はその後20年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和23年当時86万人であったものが、昭和43年には200万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ケ谷区、港北区及び戸塚区の郊外4 区では、田畑が広がっていた地域や緑に覆われていた丘 陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和44年に再 編成を行い、南区から港南区、保土ケ谷区から旭区、港 北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14 区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和 61年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕 生して16区制となりました。

この結果、平成2年には港北区と緑区が人口・面積と もに全16区中1、2位を占め、人口は全政令指定都市 の中でも最大規模になりました。 また、港北ニュータウンの進展・地下鉄3号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成6年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は18区制となり現在に至っています。

■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、 市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長 が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先ん じて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆 さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活 の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な地域の総合行政機関として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。また、地域で活動する様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する地域協働の総合支援拠点として、地域支援に取り組んでいきます。

主な区の機能強化のあゆみ

年度	概要
平成	
6	【地域総合行政機関としての区役所の実現】
	・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に増額 し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的 かつ迅速に対応
13	・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービ ス提供まで一体的に対応
16	・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	・ 区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
19	・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・こども家庭支援課の一部業務について、第2、第4土曜日に取扱い・健康危機管理機能の強化 18保健所から1保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	【地域協働の総合支援拠点】
22	・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連 携強化
28	・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び 「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局 連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携 して対応

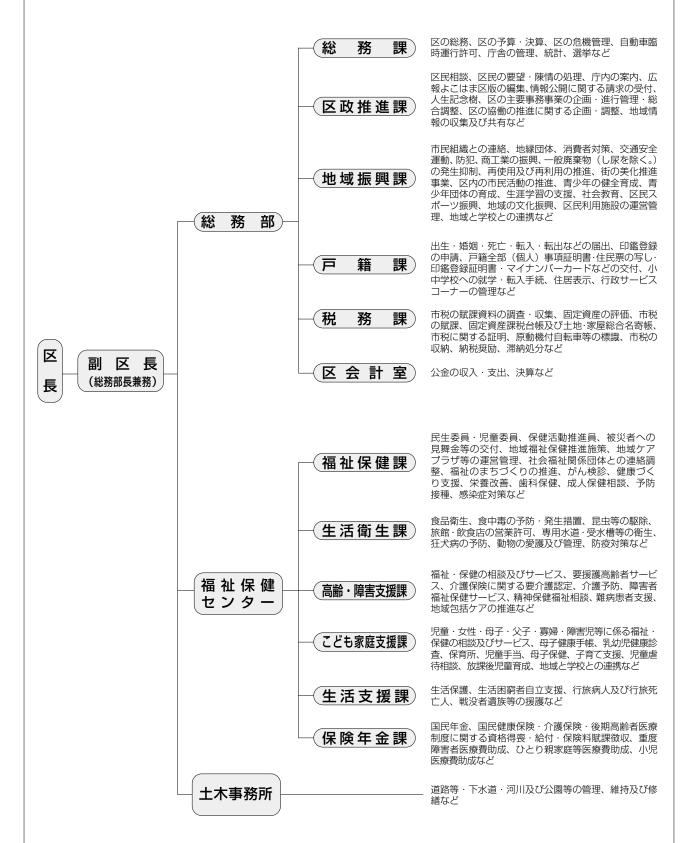
第5章

18区のプロフィール

- ■鶴 見 区
- ■神 奈 川 区
- ■西 区
- ■中 区
- ■南 区
- ■港 南 区
- ■保土ケ谷区
- ■旭 区
- ■磯 子 区
- ■金 沢 区
- ■港 北 区
- ■緑 区
- ■青 葉 区
- ■都 筑 区
- ■戸 塚 区
- ■栄 区
- ■泉 区
- ■瀬 谷 区

区役所の仕組みと仕事

令和3年4月1日現在



本市では、地域において市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各区の地域特性などを反映し、必要に応じて 区役所組織機構を一部組換えています。



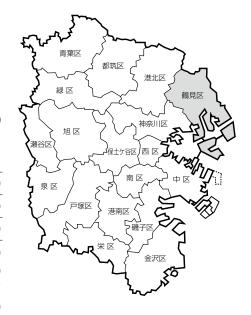
鶴見区

昭和2年10月1日創設 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 TEL 045-510-1818(代表電話) FAX 045-510-1891

平成3年2月14日制定

人 口 296,9	41人	(令和3年4月1日現在)
世帯数 146,15	99世帯	(令和3年4月1日現在)
面 積 33.2	23 km²	(令和3年4月1日現在)
区民の花	サルビア	(平成3年11月15日制定)
区の木	サルスベリ	(平成9年10月4日制定)
区のマスコット	ワッくん	(区制60周年を記念して
		昭和63年1月制定)

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/



あゆみ

鶴見区は、昭和2年10月1日、横浜市の区 制施行により誕生しました。

区域では、江戸時代から、鶴見川の水運や東 海道を往来する人々によって、川筋や街道筋が にぎわっていました。

大正に入って本格化した河口域の埋立てや京浜 運河の整備により、日本の重化学工業を支える大 規模工場の進出が相次ぎ、多くの勤労者が住む京 浜工業地帯のまちとして発展してきました。

また、戦後の高度経済成長とともに、丘陵部 を中心に急速な宅地化が進み、住宅地としての 市街地が形成されていきました。

現在の鶴見区は、工業都市としてばかりでな く、商業都市、住宅都市としての顔も兼ね備え ています。

平成29年に区制90周年を迎えました。

現況

鶴見区は、現在約29万7千人の人口を擁し、 うち約21人に1人が外国人という国際色豊かなまちです。鶴見駅周辺地区では、公益施設、 商業・業務施設、ホテル、住宅など、多様な機 能が集積された市街地再開発事業が進められま した。

住宅地が連なる市街地や、斜面樹林を背景と する神社仏閣が点在する「丘のまち」では、緑 豊かな住環境の維持・向上を図るとともに、自 然や歴史を生かしたまちづくりが進んでいま す。

鶴見川を中心とした「川のまち」では、工場から住宅への利用転換が進み、また、外国人が多く住む国際色豊かな地域でもあり、鶴見川は多くの区民が散歩などで親しむ鶴見区のシンボルとなっています。

臨海部の「海のまち」では、産業集積地にふさわしい環境整備を進めていき、区民や在勤者及び来街者の憩いの場が一体となった、国際貿易港横浜の役割の一翼を担うエリアとして、再編整備を進めます。



鶴見区マスコットキャラクター「ワッくん」



鶴見区運営方針

鶴見区のマスコット「ワッくん」

いつまでも住み続けたいまち・鶴見

I 基本目標

区民や事業者、団体等皆様の視点に立った行政サービスを提供し、安全・安心を守りながら、鶴見で暮らし、働き、学び、活動する、誰もが"いつまでも住み続けたくなるまち"を目指した区政を進めていきます。

Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 地域力の強化

地域の防災力向上に寄与する自助・共助の取組を積極的に支援し<u>「災害に強いまちづくり」</u>を進めます。また、地域と連携した防犯・交通安全対策や「見守りの輪」の推進など、<u>「地域の</u>力やつながりを育むまちづくり」を進めます。

2 区内経済・活力の向上

「千客万来つるみ」や地域が主役となって進める賑わいづくりなど、**「鶴見の魅力を活かしたまちづくり」**を進め、その魅力を内外に発信することにより、より一層のまちの活性化を目指します。また、多くの外国人が暮らすまちとして、誰もが安心して暮らせる<u>「多文化共生のまちづ</u>くり」を進めます。

3 子どもから大人まで安心・元気に

身近な地域での子育て支援や健康づくりなどの取組をより充実させ、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる<u>「福祉のまちづくり」</u>を進めます。

4 区民サービスの向上

区民に最も身近な行政機関として、区役所をはじめとした区内の各事業所において、丁寧でわかりやすい対応を心掛け、「**おもてなしの気持ちあふれるサービス提供**」を進めます。

区民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

- ・全職員が、"チームつるみ"の一員として連携し、意欲・能力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組みます。
- ・区民や社会の期待・信頼に応える区政を推進するために、職員一人ひとりが自らの役割を自覚し、区民 の皆様に寄り添ったサービスを正確・迅速・丁寧に提供します。
- ・業務の効率化、ワーク・ライフ・バランスの実現、風通しの良い職場づくりを進め、多様性を認め合い、 人権や地球環境にも配慮した、働きやすい・働きがいのある組織をつくります。



神奈川区

昭和2年10月1日創設 **T221-0824** 神奈川区広台太田町3-8 TEL 045-411-7171(代表電話) FAX 045-314-8890

昭和56年12月制定

人口	247,586人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	130,137世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	23.72 km²	(令和3年4月1日現在)
区の木	コブシ	(昭和63年10月制定)
区の花	チューリップ	(昭和63年10月制定)
区のイメ	ページソング 早春花	(平成5年10月制定)
区のマス	スコット かめ太郎	(浦島太郎の伝説にちなむ)
ホームペー	SIP KLIZ https://www.c	ity vokohama lg in/kanagawa/



あゆみ

神奈川区は、昭和2年10月1日横浜市区制 施行により誕生しました。

鎌倉時代から神奈川湊としてにぎわい、江戸 時代には東海道の宿場町「神奈川宿」として栄 えるなど、古くから交通の要衝として発展する とともに、幕末には開国の舞台となり、寺院な どに各国の領事館や公使館が置かれました。

明治時代後半から海面の埋立てが始まり、埋 立地に多くの工場や事業所が進出して、京浜工 業地帯の一角へと発展しました。関東大震災や 第二次世界大戦中の横浜大空襲などでは沿岸の 市街地を中心に大きな被害を受けましたが、そ の度に復興への取組が続けられました。

戦後は、内陸部を中心に、商店街の復興や住 宅地の開発が進み、現在のような街並みが形成 されてきました。

現

神奈川区は、横浜市の都心臨海部と新横浜都 心の一角を占めており、多くの鉄道駅が存在し、 いずれの都心へもアクセスしやすい好立地にあ ります。区内には、JR線、京浜急行線、相鉄線、 東急東横線、市営地下鉄ブルーラインが通って おり、令和元年 11 月に開業した相鉄・JR 直通 線「羽沢横浜国大駅」を合わせ15の駅があり ます。現在はさらに、東京都心部へ接続する相 鉄・東急直通線の整備が進められています。

東部には埋立地、西部には丘陵地が広がり、 その間に丘と平地が点在するという起伏に富ん だ地形となっており、こうした地形的な特徴や まちの成り立ちなどから、大きく「臨海部」「内 陸部 | 「丘陵部 | の3つの地域に分かれ、それ ぞれに多様な姿をみせています。

「臨海部」では、埋立地などに工場や事業所 などが多く立地し、「内陸部」では、起伏のあ る地形に住宅地が広がっています。「丘陵部 | では、緑地や農地が多く残り、キャベツなどの 栽培が盛んに行われています。

近年では、再開発の進展や都心回帰の影響を 受け、臨海部を中心にマンションの建設が進ん でいることなどにより、人口は現在も増加傾向 にあります。神奈川区の特色として、若い世代 の転出入が多く、特に20歳代の割合が市平均 と比べて高い傾向にあります。また、65歳以 上の人口比率は年々高まっており、今後、更な る高齢化の進展が予想されています。



令和3年度 神奈川区 運営方針

区民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために 日々多大なご協力をいただき心より感謝申し上げます。依然として厳しい状況が続 きますが、変化する状況に合わせ、皆様が地域で安心して生活できるよう、感染拡 大防止に留意しながら、様々な取組を進めてまいります。

神奈川区長 日比野 政芳

笑顔でつながる「神奈川区」

~ 地域の皆様とともに、安心で温かい元気なまちづくりを進めます ~



Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 安全・安心なまちづくり

大地震や風水害時の迅速な避難行動や被害軽減につなげられるよう、自助の行動を促す取組を強化するとともに、町の防災組織の取組支援や地域防災拠点の機能強化等の共助の取組を推進します。また、公助の取組として区役所の災害対策本部機能を充実させ、災害対応力の強化を図ります。

また、地域や関係機関との連携を強化し、主に特殊詐欺対策などの防犯、交通安全対策を進めます。

2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

認知症高齢者支援への理解の促進に加え、新型コロナウイルス感染症対策で外出自粛することに伴うフレイル(高齢者の虚弱)予防等の取組を推進します。

あわせて、親と子のたまり場「すくすくかめっ子」の活動や、保育・教育施設が地域と連携して防災対策を進めるための支援など、地域での子育てを応援する取組を進めます。

3 魅力にあふれ愛着がもてるまちづくり

区の魅力を更に発信し、幅広い世代の区民同士のつながりをはぐくみ、次世代につながるよう取組を 進めます。

また、区民・事業者とともに温暖化対策やまちの美化・3尺の推進に取り組みます。

4 地域の力やつながりをはぐくむまちづくり

地域の身近な課題の解決や、地域活動を支える担い手の育成を地域とともに取り組み、地域主体の持続可能なコミュニティの発展を目指します。また、地域SNSを活用し、地域のつながりづくりを支援します。

「第4期計画かながわ支え愛プラン」(神奈川区地域福祉保健計画)は、地域の皆様とともに取組を 推進していきます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営 ~共感と信頼の区役所~

おもてなしの区民サービス

区民の皆様に最も身近な行政機関として、基礎的な行政サービスを正確・ 迅速に提供し、区民の皆様に寄り添い、親切・丁寧に応対します。

現場主義の実践

職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚し、区民の皆様の声に 耳を傾け、現場主義を実践するとともに、協働による地域づくりを進めます。



神奈川区マスコットキャラクター かめ太郎

チーム神奈川の推進

課題解決に向けて各課の連携を強化し、「チーム神奈川」で共に考え協力して取り組みます。 また、組織力を向上させるために、ワークスタイル改革に取り組み、職員がやりがいをもって、自 らの能力を発揮できる職場環境づくりを進めます。



西区

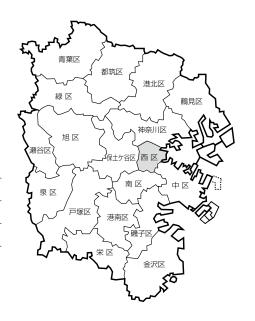
昭和49年4月制定

昭和19年4月1日創設 〒220-0051 西区中央1-5-10 TEL 045-320-8484(代表電話) FAX 045-314-8894

人口	104,848人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	57,333世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	7.03 km^2	(令和3年4月1日現在)
区の木	もくせい	(昭和59年11月制定)
区の花	すいせん	(昭和59年11月制定)
区のコ	フコット にしまる	ちゃん

区のマスコット にしまろちゃん

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/



あゆみ

現在の西区の区域は、江戸時代には、東海道沿いの芝生村と戸部台地の戸部村を中心とする半農半漁の一寒村でした。その後、帷子川河口に新田の開発が進められ、今日の区の基盤が築かれました。横浜港開港を機に、鉄道開通や埋立地への大工場の進出など開発が進み、昭和19年に市内で9番目の区として、中区から分区して西区が誕生しました。

高度経済成長とともに、横浜駅周辺は、県下最大のショッピングゾーンとして、臨海部は、「みなとみらい 21」事業により都心区としての機能がますます強化されてきています。

さらに平成16年2月に「みなとみらい線」が開通し、平成25年3月には、東京メトロ副都心線等との相互直通運転が開始され、交通の利便性が向上しました。

現 況

西区は、横浜市のほぼ中央に位置する18区中もっとも小さい区ですが、交通の要衝であり、県下最大の商業・業務機能が集積した"横浜の玄関口"横浜駅周辺地区や、開発が進むみなとみらい21地区、また横浜開港以来の歴史を伝える野毛山・掃部山地域や浅間町・平沼・藤棚町といった下町情緒の残る街など、様々な特色のある地域で構成されています。

区別の人口は市内最少ですが、みなとみらい

21 地区をはじめとした大規模マンション等への転入者の増加に伴い、特に子育て世代の新たな区民が増加しています。一方、既成市街地においては高齢化が進み、地域を支える担い手が不足している状況もあります。さらに、西区全体において、単身世帯の増加や生活習慣・価値観の多様化などにより、住民同士の関係の希薄化なども見られます。

また、みなとみらい 21 地区を中心に、事業 所数が増加しており、昼間区内で働く企業区民 も増加しています。

西区 運営方針

新型コロナウイルス感染症の拡大により、 日々の生活や経済に深刻な影響が生じている 中、この影響を十分把握しながら、「感染症対 策の強化」と「経済再生の実現」、「地域活動の 継続支援」に取り組みます。

具体的には、西区の総合的な計画である「にこやか しあわせ くらしのまちプラン」(西区地域福祉保健計画、愛称:にこまちプラン)の第 4 期計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けた西区アクションプランと併せて、一体的な取組を進めます。また、皆さまが大切にしてこられた地域活動の継続に向けて、地域の皆様に寄り添い支援を行うとともに、連携・協力して地域課題の解決を図り、より良いまちづくりを進めていきます。

■基本目標

「つながりを大切に 誰もがにこやか しあわせに くらせるまち 西区へ」



西区マスコットキャラクター 「にしまろちゃん」

■目標達成に向けた施策

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、 くらし・経済への対応

区民の皆さまの安全・安心を第一にワクチン接種の円滑な実施や感染症対策の徹底とともに、商店街振興やICT活用による地域活動支援など、経済の再生や新たな日常への取組に力を入れて取り組んでいきます。

地域のつながりづくり

地域の皆さまや関係機関とともに連携して、 第4期「にこまちプラン」の策定を感染拡大の 状況も見極めながら進めていきます。

また、「顔の見える関係づくり」や、地域課題解決の取組を一層広げて行くため、活動の担い手づくりやICTツールの活用支援などに取り組みます。

<主な取組>

- ・第4期計画の策定を地域の皆さま、関係機関と 連携し進めます。また、地区別計画については、 議論が進められる状況を見定めながら策定を 行います。
- ・みなとみらいにキャンパスを開設した神奈川 大学との交流・連携を進めます。
- ・自治会町内会単位でのICTを利用した会議開催の支援や、区民利用施設を活用したICT ツールの利用促進を進め、地域活動の継続を 支援する取組を進めます。

いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが自分らしく安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、感染症予防や生活習慣病予防など健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

<主な取組>

- ・「プレパパママクラス」や「よちよちパパママ育児教室」の土曜日開催を増やし、平日参加の難しい方への機会の提供を図るなど、妊娠期から出産後まで切れ目のない子育て支援を目指します。
- ・高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活 を送れるよう、地域包括ケアシステムを推進 します。地域・企業向けの見守りガイドにつ いても周知を進める等、つながり作りを進め ていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る新しい生活 様式の内容を含めた健康情報の啓発に取り組 みます。

まちの回遊性向上とにぎわいづくり

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等 大規模イベントの開催に合わせて、まちの賑わ いづくりを進めます。また、商店街支援や緑化 を通じたまちの活性化を図ります。

<主な取組>

- ・来街者が増加する機会を捉え、ガイド情報誌 やまち歩きルート「温故知新のみち」を活用 し、区内の回遊を促進します。
- ・商店街を巡るスタンプラリーや「商店街食べ 歩き〜名店・老舗めぐり〜」を開催し、商店 街の振興と地域経済の活性化を図ります。
- ・潤い空間づくりを進めるため、花苗の提供や 協働での植え付けを行います。また、藤の花 の再生に取り組み、地域の賑わい活性化を目 指します。

安全・安心なまちづくり

地域における自助・共助の取組を支援するとともに、風水害対策をはじめ、区本部の防災機能の強化を図ります。また、多数の大規模施設を抱える西区の特性に即した防犯・交通安全対策、食中毒・感染症予防に取り組むとともに、地域美化・環境配慮行動の啓発に力を入れて取り組みます。

<主な取組>

- ・地域防災拠点の機能強化として、災害時の新型コロナウイルス感染症対策の強化や多様な 避難者への対応支援を行います。また、地域 の減災行動に向けた取組を推進します。
- ・区民参加型取組「にしく eco チャレンジ」や 区内企業・団体等の環境配慮行動を PRする パネル展を開催します。

■目標達成に向けた組織運営

1 お客様の立場に立った窓口サービスの提供

区民の皆さまを笑顔とあいさつで温かくお迎えします。傾聴を第一に、丁寧でわかりやすい 説明を心掛け、正確で的確なサービスを提供するとともに、適切に業務を行います。

2 西区の取組や魅力の発信

「広報よこはま」をはじめとした従来の情報発信に加えて、デジタル化を推進し、誰もが手軽に情報を入手できる環境を整えるとともに、西区の取組や魅力を積極的に発信します。

3『チーム西区役所』の強化

職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、人材育成とICTツールを活用した働き方改革を進めます。また、各課の連携を強め、『チーム西区役所』として総合力を発揮し、区民満足度の向上に努めます。

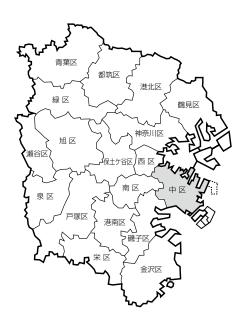


中区

昭和2年10月1日創設 〒231-0021 中区日本大通35 TEL 045-224-8181(代表電話) FAX 045-224-8109

平成19年10月制定

人口	151,226人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	85,365 世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	21.44 km²	(令和3年4月1日現在)
区の花 区のマス:	チューリップ コット スウィンギー	(平成9年2月12日制定) (平成19年6月2日制定)



ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/

あゆみ

現在の中区の区域一帯は安政 6 (1859)年の開港以前には、一寒村である横浜村、吉田・太田屋新田の埋立地、その周辺にある半農半漁の本牧・根岸の村々という静かな風景を見せていました。開港後は西洋文明の窓口になり、横浜の行政・経済の中心として発展を続け、昭和 2 年の区制施行時には人口 28 万人と、全市人口 (53 万人) の半分以上を占めていました。

その後、南区(昭和18年)、西区(昭和19年)を分区し、戦後は被災や接収で復興が遅れたものの、次第に都心機能を回復し、工業・港湾・業務・商業・居住機能を併せもつ地域として新たな発展を遂げました。昭和50年代以降は、都心部を中心に都市デザインの考え方が取り入れられ、歴史や文化を生かした街づくりが進められています。



現況

中区マスコットキャラクター「スウィンギー」

■ 開港のまち、中区

中区は横浜開港の歴史と異国情緒を感じさせる街並み、行政・ビジネス・港湾・観光等の多様な都市機能を有しています。元町、中華街、伊勢佐木町、馬車道、野毛など、横浜を代表する商店街には国内外から多くの人が訪れ、山手、本牧などでは、地域の特色を活かしたまちづく

りが進められています。

区内には「もののはじめ」や開港の歴史を伝える碑が点在し、区ではこれらを紹介するリーフレット「よこはま中区の歴史を碑もとく絵地図」を作成し区民や来訪者に配布することで、区への愛着とまちの回遊性の向上につなげています。

■ 多文化共生

山下町や山手町に設けられた外国人居留地、世界最大級の中華街など、中区はかねてから外国人が多く住むまちでした。令和3年7月末現在の外国人人口は約1万6千人、区の人口の10.5%を占めており、市内最多であることはもちろん、国内でも有数の外国人集住地域です。国籍に関わらずあらゆる区民が安心して自分らしく暮らせるよう、外国人転入者向けの生活情報をまとめた「中区ウェルカムキット」の配付や多言語広報紙の発行、国際交流ラウンジを中心とした相談・支援等に取り組んでいます。

■ 多様なまちづくり事業

~ 住んで良し、働いて良し、訪れて良しの中区へ

今後も区内では、旧市庁舎街区等の利活用や 横浜文化体育館の再整備等、大規模なまちづく り事業が展開されます。

返還が予定される根岸住宅地区では、跡地利 用基本計画に基づき、地域活性化を図るための 魅力的なまちづくりを進めます。

まちの様相が変化するなかで、安全・安心の 確保と更なる賑わいの創出が期待されていま す。在住する区民はもとより、在勤者や来街者 等、誰もが安心して暮らし、働き、訪れられる まち・中区を実現します。

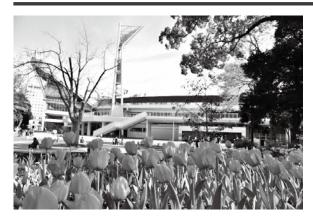
令和3年度中区運営方針

基本目標



誰もが安心と活力を実感するまち中区

~住んで良し、働いて良し、 訪れて良し~



- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先 に、暮らしの安全・安心を守ります。
- ウィズコロナ社会における区政運営に区役所一丸となって取り組み、地域社会の活性化を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機 に、まちの活気づくりと共生社会の実現に取り組みます。
- 持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの視点を踏まえ各事業を推進します。

目標達成に向けた施策

「基本目標」の達成に向け、「5つの柱」のもと事業を推進します。

全全・安心で健やかに 暮らせるまちづくり

日々の暮らしを守ることはもち ろん、在勤者・来街者も視野に、 非常時にも対応できるまちづく りを進めます。

2 子どもから高齢者まで ともに支え合うまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分ら しい暮らしを続けられるよう、支 え合い助け合うまちづくりを進 めます。

3 多文化共生のまちづくり

国籍やルーツにかかわらず、とも に尊重しあい生き生きと暮らせ る、多様性あるまちづくりを進め ます。

4 地域の活力が あふれるまちづくり

人・まちによる主体的な取組が広 がる、活気と元気があふれるまち づくりを進めます。

5 地域に寄り添い、ともに 行動する区役所づくり

区民ニーズに応じた行政サービ スにより、共感と信頼を得られる 区役所づくりを進めます。

目標達成に向けた組織運営

「目標達成に向けた施策」を効率的・効果的に推進するために、「3つの力」を高めます。

1 職員一人ひとりの力

環境の変化に柔軟に対応し、区民 の立場で考え確実に業務を遂行 することで、区政への満足度向上 と自身の成長につなげます。

2 職場の力

職員の力を一層引き出すため、リスクマネジメントと働き方改革 に取り組みます。ともに学び合う 人材育成の風土を醸成し、チーム 力を高めます。

3 「オール中区」の総合力

区の部署間の連携・協力を強固に し、多様な人・企業・団体との協 働・共創を深化させます。「オール 中区」の総合力で、区政の課題に 立ち向かいます。



昭和63年6月1日制定

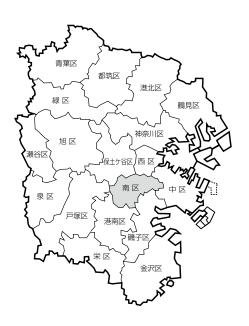
南区

昭和18年12月1日創設 〒232-0024 南区浦舟町2-33 TEL 045-341-1212(代表電話) FAX 045-241-1151

人口	197,982人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	7 104,381世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	12.65 km²	(令和3年4月1日現在)
	さくら ロット みなっち チフレーズ	(平成13年1月5日制定) (平成16年4月4日制定)

南の風はあったかい

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/



あゆみ

南区は武蔵国久良岐郡の一部で、農業が中心の村々でした。中央を流れる大岡川は蛇行の多い川で、自然の恵みをもたらす一方で、大雨のたびに氾濫を起こしていました。

1656年に江戸の商人吉田勘兵衛が大岡川河口を新田として埋め立てる許可を江戸幕府から受け、1667年に「吉田新田」を完成させました。

現在の南区万世町には1873(明治6)年に日本で初めてせっけんを製造した工場が立地していたほか、横浜で最初の小学校のうちの3校(現、大岡・石川・太田小学校)は南区内に開設されるなど、まちの近代化が進行していきました。吉田新田は、港町よこはまの後背地として市街地化し始め、人口増加も目立ってきました。

1882 (明治 15) 年には、横浜の貿易商人たちが後継者育成のために、現在の市立横浜商業高等学校の前身になる横浜商法学校を創立しました。

1914(大正3)年に路面電車が弘明寺まで開通すると、区内は鎌倉街道沿いを中心に市街化が進みました。

開港以来発展を続けてきた南区のまちも、1923 (大正 12) 年の関東大震災により大きな被害を受けました。

1927 (昭和 2) 年には、横浜市の区制が施行され、1930 (昭和 5) 年には湘南電鉄 (現在の京浜急行) が開通しました。

1943 (昭和 18) 年、第二次世界大戦のさなか、 中区から分かれて南区が誕生しました。 商業地 と住宅密集地は度重なる空襲に遭い、市内でも っとも大きな被害を受けました。終戦後には、 接収地が広がっていたこともあって、復興は容 易ではありませんでしたが、戦災を免れた弘明 寺などでは商店街が繁栄しました。

1969 (昭和 44) 年に南区の南部を港南区として分区し、現在の南区の姿となりました。路面電車が廃止され、1972 (昭和 47) 年には市営地下鉄が伊勢佐木長者町~上大岡間で開通し、区内に 4 つの駅が設けられました。

2013 (平成 25) 年 12 月に区制 70 周年を迎え、2016 (平成 28) 年 2 月に浦舟町に庁舎が移転しました。

現況

- ●市内 18 区の中でも年少人口割合が低く、一 人暮らしや高齢世帯が増加しています。
- ●区内には土砂災害警戒区域などのがけ地や狭い道路が多く存在し、人口密度も高いことから、大震災発生時の被害が市内でも多いとされています。
- ●兵陵地が多く起伏が大きいことから、交通利 便性の向上が必要な地域が多く存在します。
- ●防犯パトロールを自治会町内会で実施するなど 防犯に対する区民の意識が高く、区内の犯罪の 抑制につながっています。
- ●区の中心部を流れる大岡川と桜並木、古くから残る神社・仏閣など豊富な地域資源に恵まれています。
- ●全国的に有名な弘明寺商店街、横浜橋通商店 街があり、市で1番多い7人の横浜マイスタ ーが活躍するなど下町文化が継承されていま す。

令和3年度 南区運営方針

基本目標

区民の皆さまとの協働のもとで

Majalitation

「あったかい」南区をつくります



目標達成に向けた施策

南区の特徴や課題を踏まえ、「減災」「賑わい」「健やか」「こども」を重点として、変化する社会情勢 の中にあっても、地域の元気や暮らしの安全・安心などにつながる取組を通じて、区民の皆さまに寄り 添った施策を進めます。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に区役所一丸となって取り組みます。

減災

大地震、台風などでの被害軽減に向け て、区民一人ひとりの自助力と地域の共助 力を高めるとともに、危機管理体制の強化 に向けた取組を進め、地域防災力の向上を 推進します。

健やか

新型コロナウイルス感染症対応を進め ます。また、食育の推進、生活習慣病予防 や運動習慣の定着、介護予防などの取組を 進めるとともに、第4期南区地域福祉保健 計画の策定を進めます。

賑わい

下町情緒あふれる商店街、南区4大まつ り、区の花「さくら」などの資源を生かし て、市内外への魅力の発信に力を入れると ともに、区民のスポーツへの関心を高めま す。また、多文化共生の取組を進めます。

223

子どもを地域と共に見守ることや、多様 な情報を発信することなどにより、子育て 支援や青少年の健全育成を進めます。

また、こども家庭総合支援拠点機能を整 備し、要保護児童等の支援を強化します。

地域の力

地域の実情に応じて地域活動を応援することで、区民の皆さまと一緒に地域の活性化に 取り組みます。ICTを活用した、新しいスタイルの地域活動を支援します。

着実に取り組む事業・業務

〇すべての職員が区民の立場に寄り添う心を大切に、親切できめ細かなサービスの提供を心がけます。 ○交通安全・防犯対策、ごみの減量や温暖化対策などに継続して取り組みます。

Ш 目標達成に向けた組織運営

全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所とのさらなる信頼関係を築きながら、正確・迅速に業務 を進めるなど「仕事の基本」を組織全体で大切にします。そして、職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力の <u>向上に努め、これを組織として支援します。</u>また、<u>それぞれの職位に応じた役割を果たすとともに、職</u> **員が一丸となって**「共感と信頼」、「横のつながり」を育みながら、暮らしやすいまちをつくります。

区役所全体のチーム力を生かした運営

職員・責任職は業務について気づいたことは何で も日常的に報告・相談するなど、双方向のコミュニ **|ケーションを図ります。**また、**効率的・効果的な仕 |連携**しながら、事業を進めます。 **事の仕方**を通して課題解決を目指します。

様々な担い手との協働

地域の皆さまの力が十分発揮できるよう、自治 会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と



港南区

昭和44年10月1日創設 〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号 TEL 045-847-8484(代表電話) FAX 045-841-7030

平成6年10月22日制定

人口	215,081人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	96,060世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	19.90 km²	(令和3年4月1日現在)

区の花 ヒマワリ、アジサイ、キキョウ

(昭和54年10月1日制定)

区の鳥シジュウカラ(平成6年10月22日制定)区の木クロガネモチ(平成6年10月22日制定)

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/



あゆみ

港南区は横浜市の南部に位置します。旧武蔵の国と相模の国を分ける国境の道が、区を南北に貫くように通っており、この道は鎌倉へ通じる道として、古来重要な役割を果たしてきました。古くは、緑豊かな自然丘陵に囲まれた農村地域でしたが、鎌倉街道沿いに市街地が発達しました。

昭和44年に南区の一部を分区して港南区が 誕生。当時の人口は約9万6千人でした。高度 経済成長期には、市営地下鉄1号線(現在のブ ルーライン)の開通、港南台駅の開設等を経て 宅地開発・市街化が進み、その後も大規模な開 発が行われました。現在では人口約21万人の 住宅都市となり、令和元年には区制50周年を 迎えました。

現 況

■ 自然環境

大岡川や柏尾川の支流である平戸永谷川、馬 洗川には遊歩道が整備され、市民の皆さんの憩 いの場となっています。また区の西部には、野 庭農業専用地区が広がり、野菜や花卉などの栽 培を行っています。久良岐公園や下永谷市民の 森など、貴重な自然が残っています。

■ 産業

市街地の中に小規模に残る農地や、野庭農業 専用地区で近郊農業が営まれています。一方で、 利便性の高い駅周辺には商業やサービス業が発 達しています。そのほかに、江戸時代の横浜港 開港を背景にして起こった地場産業として捺染 業が有名です。

■ 生活環境

京浜急行線、JR 根岸線、市営地下鉄の3つの鉄道が通り、通勤・通学の利便性が高くなっています。特に上大岡及び港南台地区は商業施設が集中し、生活に必要なものが揃っています。

■ 地域活動

港南区は、防犯・防災、区内を流れる川の清掃をはじめとするまちの美化活動や地域のおまつり・イベント等様々な場面で、地域や関係団体と協働し、「地域のつながり」や「支えあい」を大切にした地域活動が盛んな区です。

令和元年に行われた区制 50 周年記念事業を機に、地域全体のつながりがより一層強くなりました。

地域、活動団体及び行政等が話し合い、取りまとめた「第4期港南ひまわりプラン(地域福祉保健計画)」を推進しながら、コロナ禍でも顔の見える関係を維持し、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり」を進めていきます。



地域活動応援標語ロゴマーク

令和3年度 港南区 運営方針

I 基本目標



~ 愛あふれる ♥ ふるさと港南に ~



- ◇ 地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
- ◇ 区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」

Ⅱ 目標達成に向けた施策

地域の皆さまと協働で進める地域づくり

地域の皆さまと共に策定した「第4期港南ひまわりプラン(地域福祉保健計画)」を推進しながら、「withコロナ」でも顔の見える関係を維持し、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり」を進めます。

施策 | 安全・安心のまちづくり

施策2 見守り・支えあいのまちづくり

施策3 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり

施策4 住み続けたいまちづくり



ふだんの くらしを しあわせに

【協働を進めるための取組】

港南区連合町内会長連絡協議会など関係団体の皆さまと 共有した「港南区協働による地域づくりの取組の方向性」を もとに、区役所も地域に寄り添い、一緒に取り組んでまいります。

<令和3年度 地域でつながりを強めるための取組方針>

- ①活動者同士の顔の見える関係づくりを継続させましょう!
- ②一人ひとりができる範囲で地域のためにできることをしましょう!
- ③地域と行政などが一緒になってそれぞれの役割を考え共に取り組みましょう!

正確・丁寧な行政サービスの提供

新型コロナウイルス感染症対応を最優先の業務としてとらえ、区の総力を挙げて取り組んでまいります。 区民生活の基本となる行政サービスを、お一人おひとりの気持ちに寄り添い、正確・丁寧に提供します。 郵送・オンラインによる手続やマイナンバーカードの活用など、来庁いただかなくても行うことができる手続 を積極的に広報し、区民の皆さまの利便性向上に努めます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

地域に寄り添った組織運営!

地域に寄り添う姿勢を大切に、チーム港南として庁内横断的に目標達成・地域課題の解決に向けて取り組みます。

● 区民の皆さまに寄り添った窓口応対!

一人ひとりが区役所の顔であることを意識し、区民の皆さまの気持ちに寄り添い、正確かつ丁寧な窓口 応対を行います。

積極的な情報発信!

イベントや事業等の取組のほか、区民生活に必要な情報を積極的に区民の皆さまに向け発信します。

人材育成・働き方改革の推進!

日頃から個々の能力を存分に発揮できる職場づくりにより、皆さまに信頼される人材を育成します。 また、お互いに協力しあい、効率的な業務遂行により働き方改革を推進します。



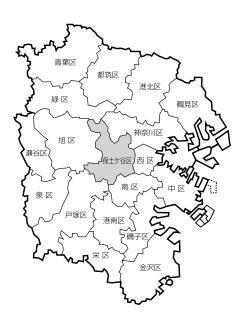
昭和52年4月1日制定

保土ケ谷区

昭和2年10月1日創設 〒240-0001 保土ケ谷区川辺町2-9 TEL 045-334-6262(代表電話) FAX 045-334-6390

人	П	207,456人	(令和3年4月1日現在)
提 持 世	赞	99,503世帯	(令和3年4月1日現在)
面	積	21.93 km²	(令和3年4月1日現在)
区	D花	すみれ	(平成元年11月4日制定)
区0	D鳥	カルガモ	(平成元年11月4日制定)
区0	D色	ほどがやグリーン	(平成4年3月4日制定)
区0	D木	ハナモモ、シイノキ	(平成19年10月7日制定)

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/



あゆみ

慶長6 (1601) 年、東海道に宿駅の制度が定められた際、江戸から4番目の宿場として、東海道保土ケ谷宿が誕生し、以来、保土ケ谷は江戸時代を通じて交通・経済・文化の要所としてにぎわいました。

明治に入ると東海道線「程ケ谷駅」が開業、 帷子川下流域に工場が進出し、内陸の工業地帯 として発展しました。

昭和2年4月に、橘樹郡保土ケ谷町、都筑郡 西谷村が横浜市に編入され、同年10月に人口 38,118人で保土ケ谷区が誕生。戦後の高度経済 成長による人口急増のため、昭和44年に旭区 を分区し、現在の姿となりました。その後、産 業構造の変化により移転した工場跡地などに は、商業ビルや中高層住宅を中心に市街地が形 成され、平成13年には、分区後初めて人口が 20万人を超えました。

現 況

保土ケ谷区は、横浜市のほぼ中央に位置し、 帷子川と今井川が流れ、鉄道や道路の通る低地 と、それらを取り囲む丘陵地からなる起伏に富 んだ地形です。川や鉄道に沿った低地部は、駅 を中心に市街地が形成され、丘陵部は落ち着き のある成熟した住宅地となっています。

このような状況から、相鉄線連続立体交差事 業や神奈川東部方面線の整備など交通の利便性 向上のほか、浸水やがけ崩れなどの災害防止対策、狭あい道路の整備と歩行者空間の確保による交通安全対策、防犯対策など、安全・安心・快適な暮らしを支える取組が求められています。

また近年は核家族化や少子高齢化が進み、地域のコミュニケーションが希薄になる中で、身近な地域での福祉、子育てや区民利用施設の充実など、地域のつながりを強化することが重要になっています。

保土ケ谷区は、市の中心部に近い立地にありながら、水や緑などの自然環境に恵まれているため、親しみやすい水辺空間の整備、緑や農地の保全、旧東海道を中心とした歴史資産の活用・保全などを通じて、暮らしやすい快適なまちづくりに努めています。

令和3年度運営方針

■基本目標

いつまでも住み続けたいまち ほどがや

令和3年度は、「いつまでも住み続けたいまちほどがや」を基本目標に掲げています。

区民・関係団体・企業の皆様とのつながりを 大切にし、この基本目標を実現するために、区 の現状と課題を踏まえて、4つの施策を柱とし て取組を推進します。

詳しい内容については、次のページをご参照 ください。



令和3年度 保土ケ谷区運営方針

基本目標 いつまでも住み続けたいまち ほどがや



区民に一番身近な行政機関として、区 民・関係団体・企業等の皆様とのつながり を大切にし、誰もが住みやすいまちづくり を推進します。

コロナ禍において「区民の安全・安心」をしっかりと支えていくとともに、人と人とがつながり、将来にわたり魅力と活力あ ふれるまちの実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

◆ 目標達成に向けた施策 ◆

◆ 暮らしの安全・安心の確保

災害対策として、引き続き自助・共助による減災運動を推進します。また、誰もが安全に安心して暮らせるよう、感染症対策、道路や公園等の維持管理、交通安全対策、防犯、食の安全、様々な困難を抱える家庭の社会的自立に向けた支援などに取り組みます。

◆ つながり・支えあいの推進

人とのつながりを大切にする視点を持って、第4期保土ケ谷ほっとなまちづくり(地域福祉保健計画)の取組を進めます。また、高齢者や障害のある方への支援、多文化共生の取組、地域の様々な活動の担い手の確保に取り組みます。

◆ 誰もが健やかに暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れたまちでいきいきと健康に暮らせるよう、地域における様々な団体と協働しながら、子育てしやすい環境づくり、生活習慣病予防、介護予防などに取り組みます。また、スポーツを通じた健康づくりを推進します。

◆ 魅力あるまちづくり

自然や歴史・文化などの地域資源を生かした取組や鉄道駅周辺のまちづくり、交通ネットワークの向上、商店街振興等、活力あるまちづくりを推進します。また、区の魅力を高めて発信し、地域への愛着を育みます。

◆ 目標達成に向けた組織運営 ◆

◆ 信頼される区役所づくり

◆来庁者へのサービスの充実

来庁者の用件等を丁寧に傾聴し、信頼され、親しまれるサービスを提供します。窓口サービスの効率化や利便性の向上を追求し、正確・適正な事務の執行を実践します。また、庁舎等の感染症対策や環境整備に取り組みます。

◆地域との協働の推進

地区担当を中心に、日ごろから地域へ出向き、地域の課題やニーズを的確に把握します。また、常に協働・共創の意識を持ち、地域貢献に取り組んでいる区民・団体・企業・大学等の皆様と連携して解決に向けて取り組みます。

◆「チーム保土ケ谷」

職員一人ひとりが"育てあい、学びあい"の姿勢を持ち、コミュニケーションを大切にして、区役所全体のチーム力を高めることで、効果的・効率的な事務執行につなげます。また、複合的な地域課題の解決に向けて、区役所各課が総合的に連携して取り組みます。



昭和58年2月20日制定

旭区

昭和44年10月1日創設 〒241-0022 旭区鶴ケ峰1-4-12 TEL 045-954-6161(代表電話) FAX 045-955-2856

人 口 244,314人	(令和3年4月1日現在)
世帯数 107,277世帯	(令和3年4月1日現在)
面 積 32.73 km²	(令和3年4月1日現在)
区の花 アサガオ	(平成元年2月4日制定)
区の昆虫 ホタル	(平成元年2月4日制定)
区の木 ドウダンツツジ	(平成11年10月31日制定)
区のマスコット あさひくん	(平成20年10月26日誕生)
ホームページアドレス https://www.cit	ty vokohama lg in/asahi/



あゆみ

旭区は、明治4年の廃藩置県で神奈川県都筑郡となり、明治22年の市町村制による西谷村(一部)、都岡村、二俣川村を経て、昭和2年と昭和14年に横浜市に合併、保土ケ谷区に編入されました。

大正 11 年頃の資料によると、都岡村 680 戸、 二俣川村 650 戸、あわせて 4,500 人ほどが養蚕 等を副業とした農業を行っていました。

大正 15 年に厚木・二俣川間に神中鉄道(現・ 相模鉄道)が開業、昭和 8 年には横浜までの全 線が開通しました。

第二次世界大戦後開発が進み、次第に住宅が増え始め、昭和24年に保土ケ谷区役所鶴ケ峰出張所ができました。当時の人口は17,384人(3,282世帯)でした。昭和30年頃から大規模な開発・宅地化が進み、昭和44年には保土ケ谷区から分区して、人口139,812人(37,082世帯)の旭区が誕生しました。

令和元年 10 月 1 日には、旭区誕生 50 年を迎えました。

現 況

旭区は、人口が市内第6位、面積が同第4位の、18区の中でも比較的大きな区です。

起伏に富んだ地形が大きな特徴で、中央部を 帷子川が流れ、北部にはズーラシアと里山ガー デンを含む横浜動物の森公園、南部にはこども 自然公園という大規模公園がある、水と緑に恵 まれた区です。

区内には二俣川駅など相鉄線の4つの駅があり、横浜へのアクセスも良好で、区誕生(昭和44年)以降、市西部の住宅都市として発展を続けてきました。

令和元年 11 月 30 日には、相鉄・JR 直通線が開通し、現在は、相鉄・東急直通線の整備が進んでおり、今後ますます東京都心部へのアクセス向上が期待されます。

区の高齢者数は市内第1位、高齢化率は同第3位(令和3年3月31日時点)にあり、高齢者をはじめとした区民の健康づくりや地域の福祉を推進し、区民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでいます。



令和3年度 旭区運営方針

子育て世代をはじめ多くの方々に

基本日標

選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現

~「安心」「健やか」「ふるさと」~

をウェブで開催

新型コロナウイルス感染症対策を最優先し、安全・安心を第 一とした対応を図るとともに、区民の皆様一人ひとりに寄り添 うサービスを提供し信頼される区役所を目指します。

旭区では現在、超高齢社会の進展等に伴い様々な課題が生じ ている一方で、未来に向けたまちづくりの動き※が展開されてい ます。加えて、感染症が拡大したことによる働き方の変化など に伴い、郊外部での暮らしに注目が高まっています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度は、第4期旭区地域福祉 保健計画を策定し着実に推進するとともに、水・緑・花に身近 に親しめる環境、旭区ゆかりの武将畠山重忠公をはじめとした 文化・歴史的な財産など、旭区の魅力をさらに高め、発信して いきます。

また、SDGsの視点を踏まえて様々なパートナーとの連携を 促進し、地域の複合課題の解決に向けたチャレンジを加速させま す。さらに、感染症対策を機とした新たな手法やスタイルも引 き続き取り入れていきます。

これらの取組により、基本目標の実現を目指します。

※ 令和4年度下期の相鉄・東急直通線の開業、旧上瀬谷通信施設のまちづくり、 横浜国際園芸博覧会開催に向けた取組等 ▶「ASAHI オンライン



特設サイト パートナー 連携の取組 を掲載中

▶第4期旭区地域福 祉保健計画「きら っとあさひプラ ン」のイメージ



◆令和4年に放送開始 予定の NHK 大河ドラ マ「鎌倉殿の13人」 では畠山重忠公が登

「英雄三十六歌撰 畠山重忠」 (馬の博物館所蔵)

フェスティバル 2020」 केंद्र के V milliodyvan .

Ⅱ 目標達成に向けた施策

安心・健やかな暮らしの推進

- <地域で支え合い安心して自分らしく暮らせるまち>
 - ○身近な地域での見守り・支え合い、 つながりづくり
 - ○多様性を認め合い、困ったときに助けを 求められる環境づくり
 - ○気軽に地域活動を始められる仕組みづくり
- <安全で安心して暮らせるまち>
 - ○町の防災組織(自治会町内会等)の防災力 をより一層強化し、共助の取組を推進
 - ○防災・防犯・交通安全が一体となった安 全・安心なまちづくり

魅力発信、水・緑・花・スポーツ・文化 によるつながりづくりの推進

- ○旭区のポテンシャルを活かした 転入・定住促進プロモーションの推進
- ○横浜国際園芸博覧会開催に向けた機運
- ○畠山重忠公をはじめとした文化・ 歴史的財産などの魅力を発信

「SDGs未来都市・横浜」郊外部モデルの推進

- ○地域で広がる様々なチャレンジを効果 的に発信し、パートナー連携を促進し て、複合課題の解決を加速
- ○区民一人ひとりがSDGsの理念を 理解し、取り組めるよう啓発

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

共感と信頼

- ○来庁される皆様を温かく お迎えし、正確で親切・ 丁寧な行政サービスを 実施します。
- ○地域活動や行政運営に 適したICT環境の整備 に取り組みます。

つながりによるチャレンジ

- ○多様なパートナーとの連携 や、新たな手法・スタイルの 活用等により、地域課題の解 決を図ります。
- ○効果的な取組を区全体に拡 げて活用していくため、職 員の発信力を高めます。

チームあさひ

- ○職員が横断的に協力し合って 課題解決に取り組み、共に 成長する組織づくりを 推進します。
- ○全職員が能力を最大限に 発揮できるようワークライフ バランスを推進します。

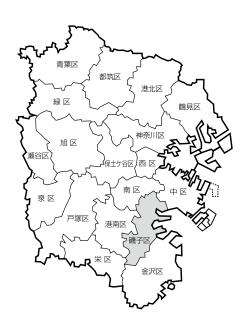


磯子区

昭和2年10月1日創設 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 TEL 045-750-2323(代表電話) FAX 045-750-2530

昭和58年10月29日制定

人口	166,306人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	78,906 世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	19.05 km²	(令和3年4月1日現在)
区の木	ウメ	(昭和62年10月1日制定)
区の花	コスモス	(昭和62年10月1日制定)



ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/

あゆみ

江戸時代は杉田梅林の見物客で賑わった磯子 区は、昭和2年に人口約3万人で誕生しました。 風光明媚な海岸線は別荘地や海水浴場として賑 わい、漁業やノリの養殖が盛んでした。当時の 海岸線は、現在のほぼ国道16号に沿うところ にありました。

昭和23年に磯子区の一部が金沢区に分区。昭和34年に始まった根岸湾の埋め立てにより、臨海部は京浜工業地帯の一翼を担うようになりました。また、JR根岸線の延伸に伴い丘陵部の開発が進み、昭和30年代から昭和40年代にかけて人口が急増しました。

こうして磯子区は、古くからの町並みと高度 経済成長期に開発された新興住宅地、そして臨 海部の工業地帯と緑豊かな丘陵地・斜面緑地と いった多様性を持つ区へと成長してきました。

平成 29 年に区制が発足して 90 周年を迎えま した。

現 況

磯子区は市域の東南に位置する南北に細長い 形状になっています。根岸湾に面した海岸部分 の平地とそれを囲む丘陵地からなり、その境に は斜面緑地が点在しています。また、南部の峰・ 氷取沢には市内でも有数の大規模な緑地が広が っています。

平成30年3月、「磯子区まちづくり方針」(横浜市都市計画マスタープラン・磯子区プラン)

を改定しました。概ね 20 年後の将来を見据えたまちづくりの目標を「水と緑に抱かれた 人にやさしい快適なまち」としました。この目標は、磯子区の地理的特徴である海や川の"水"と、円海山などの"緑"の継承に加え、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの方向性を示しています。

「水と緑の拠点」としては、杉田臨海緑地が 区内の貴重な水辺空間として親しまれているほか、堀割川では、歴史や魅力を発信するための 区民等による活動が活発に行われています。

磯子区がいつまでも魅力あるまちであり続けるよう、商店街の振興や「磯子の逸品」(地域に根付き、愛されている磯子区内の食べ物や飲み物を広く募集し、区役所が逸品として認定)のPR、いそご芸術文化祭など文化活動への支援等、にぎわいと魅力あふれるまちづくりに取り組んでいます。

自治会町内会をはじめとする地域活動が盛んで、防犯・防災や文化活動など住みよい街づくりに向けた取組が各地域で活発に行われています。また、第4期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」では、「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」を基本理念に、「①共に支えあうお互いさまのまち」、「②自分らしく健やかに暮らせるまち」、「③多様性を認めあい活動が広がり つながりのあるまち」の3つの目標を新たに設定し、地域が主体となって福祉保健に関する取組を推進しています。



◆ 令和3年度 磯子区運営方針

基本目標

地域の皆さまとともにつくる 笑顔あふれるまち・いそご



磯子区では、区民の皆さまの身近な区役所として、皆さまからご意見をいただきながら、地域と一体と なって取組を進めます。子どもからご年配の方まで、様々な世代が安心して暮らせるように、地域活動を 行っている方々への支援をはじめ、子育て支援や高齢者支援、防災・減災対策等の諸事業を推進し、笑顔が あふれるまちの実現に向けて全力で取り組んでいきます。

また、基本を大切にして業務を着実・確実に実施するとともに、区民の皆さまに寄り添った「おもてなし の心」で信頼されるサービスを提供していきます。

《新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた取組》

令和2年度には2度の緊急事態宣言が発出されるなど、区民の皆さまの生活や区役所の業務に、新型コロ ナウイルス感染症による影響が続いています。感染症対策を前提とした組織運営を行うとともに、全ての事 業において、基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用、3密回避、室内の換気などに加え、状況に 応じた適切な対策を講じるなど、工夫して実施します。

目標達成に向けた施策

◇地域の力と魅力にあふれるまち

地域活動がこれまでどおりに実施できない状況を踏まえ、自治会町内会など地域で活躍する皆さまを引き続 き支援するなど、住みたい・住み続けたいまちの実現に向けた取組を推進します。また、商店街振興などによ り、地域経済の活性化を目指すとともに、磯子区の見どころや暮らしやすさなどの魅力を広く発信していきま

◇ともに支えあう暮らしやすいまち

身近な地域での支えあい活動などが継続できるよう、「第4期磯子区地域福祉保健計画(スイッチ0N磯 子)」を策定・推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、未来を担う子どもたちを 健やかに育むため、多様化する子育てニーズに対応する育児支援や、地域での子育て支援に引き続き取り組み ます。

◇安全・安心なまち

災害時に開設される避難所における感染症対策に取り組むとともに、震災や風水害に備えた自助・共助の取 組への支援や啓発を着実に実施します。また、地域・学校・警察等と連携して、防犯や交通安全などの地域を 守る取組を推進し、地域の皆さまの安全・安心な暮らしの実現を目指します。

目標達成に向けた組織運営 Ш

1 確実な業務執行

- ・職員一人ひとりが、横浜市職員と して自らの果たすべき役割と責任 を自覚し、それぞれの業務を確実 に遂行します。
- ・知識・技術の習得や能力の向上に 努めるとともに、社会経済情勢等 の変化などを察知し、業務への影 響を考え、行動します。
- ・事務処理ミスなどの事件・事故だ けでなく、事業を推進する上での 様々な課題やリスク等についても、 組織内で迅速に情報共有し、組織 として対応します。
- ・個人情報をはじめとするあらゆる 情報を適切に取り扱います。

2 信頼される区役所

- ・職員一人ひとりが区役所の顔であ ることを意識して、責任感を持っ て誠実に応対します。
- ・多様性を尊重し、区民の皆さまの 気持ちに寄り添いながら、親切・ 丁寧・正確・迅速に応対します。
- ・地域の皆さまと円滑なコミュニ ケーションがとれる関係を築き、 課題の把握に努めるとともに、地 域が主体となって行う課題解決の 活動を支援します。
- ・災害や事故、非常事態に備えて日 ごろから自分の取るべき行動を確 認し、いざという時には区民の安 全・安心を考え、迅速に行動しま す。

職員が能力を 発揮できる組織

- ・多様化する区民ニーズなどに対応し、 限られた経営資源の中で施策を推進 していくため、環境に配慮するとと もに、デジタル化等の業務改善や仕 事の見直しに取り組みます。
- 一人ひとりの職員が自身の健康を保 ち、最大限の能力を発揮することで 組織としてのパフォーマンスを上げ、 質の高い区民サービスにつながるよ う努めます。
- ・全ての職員が、組織からの期待や自 らの成長を実感し、自信とやりがい を持って業務ができるよう、能力開 発やキャリア形成に取り組みます。



昭和62年3月16日制定

金沢区

昭和23年5月15日創設 〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1 TEL 045-788-7878(代表電話) FAX 045-784-9580

198,187人	(令和3年4月1日現在)
90,009世帯	(令和3年4月1日現在)
30.96 km²	(令和3年4月1日現在)
ヤマザクラ	(平成 5 年10月18日制定)
ボタン	(平成 5 年10月18日制定)
	90,009 世帯 30.96 km² ヤマザクラ



ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/

あゆみ

金沢は古くから交通の要衝として、また全国から鎌倉への海上輸送物資の荷揚げ場として栄えました。江戸時代に入ると、江ノ島参りの人々で観光地としてにぎわい、明治になってからは別荘地として多くの文化人が訪れるようになりました。

昭和11年に久良岐郡から横浜市磯子区に編入され、昭和23年5月15日に磯子区から分区して、現在の金沢区が誕生しました。

昭和30年代からは内陸部の宅地開発が進み、昭和46年からは臨海部において大規模な金沢地先埋立事業が始まり、市内内陸部に散在していた多くの工場等を集積するための工場用地や新たな住宅用地の整備が行われました。

平成元年には、金沢シーサイドラインが開通 し、その後、海の公園、横浜八景島及び横浜ベイサイドマリーナなども整備されました。

近年には、小柴自然公園の整備が進行しています。

また、平成30年度末には金沢区総合庁舎の 再整備が完了しました。

現 況

金沢区は横浜市の南端に位置し、東は東京湾に面し、南は横須賀市、逗子市、鎌倉市に、西は栄区に、北は磯子区に接しています。区の大部分は起伏の激しい丘陵地で、概ね標高 100 m 前後の山が入り組んだ地形になっています。

横浜市内で唯一の自然海岸が残る野島公園の ほか、海の公園、八景島、金沢自然公園など、海・ 山両方の豊かな自然に恵まれています。

また、鎌倉文化を現代に伝える県立金沢文庫、 称名寺に代表される歴史的・文化的資産や名所・ 旧跡が数多く残っており、これらの地域資源を 楽しみに、毎年多くの観光客が金沢区を訪れて います。

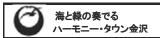
さらに、臨海部には横浜市を代表する産業団地が立地し、1,000社を超える企業、事業所が集積しています。また、関東学院大学と横浜市立大学の2つの総合大学があり、約1万6千人もの学生が学ぶキャンパスタウンでもあります。

多くの特徴がある金沢区ですが、平成18年度をピークに人口減少が進み、近年の減少率は18区中最も高くなっています。人口減少の一方で65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は令和3年3月現在で30.2%となりました。

こうした人口減少や高齢化をはじめとした社会的課題の解決に向けて、平成26年7月に鉄道事業者、企業、大学、商工業などの八者により「かなざわ八携協定」を締結しました。

今後も、各者と連携しながら金沢のまちの活性化に取り組むとともに、その魅力を区内外に 発信していきます。





令和3年度 金沢区 運営方針

I 基本目標

地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる!

~ 訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して ~

Ⅱ 目標達成に向けた施策

基本目標の達成に向けて、区民の皆様と共に金沢区の魅力を創出し、発信するとともに、新しい生活様式を踏まえた人や環境にやさしく安全安心なまちづくりに取り組んでいきます。

1 安心して暮らせるまちづくり

新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」を踏まえた地域づくりや区民の皆様の生活の安心安全を守り、支えるための取組を推進します。また、引き続き、自助・共助を推進するため、防災研修や訓練等により地域防災拠点や町の防災組織の活動を支援するとともに、災害リスクや対策等の周知活動に取り組みます。

2 金沢の未来を創る! ~住みたい、住み続けたいまちの実現~

地域、企業、大学等と連携し、少子高齢化や街の美観保持をはじめとした環境に関する 地域課題等の解決に向けて取り組みます。また、区民の皆様と共に地域の魅力を発見し、 発信していくなど区民協働による地域活性化策を推進します。

- 3 金沢の魅力をもっと発信! ~歴史、自然、観光、大学、産業のまち金沢~ 地域や大学、地元産業等と協働して積み重ねてきた事業を更に発展・拡充させながら、 金沢区の歴史資産や観光資源などの魅力を発信する事業を推進します。
- 4 すくすく育て! かなざわっこ ~子どもが健やかに育つまちづくり~ 身近な場での子育て支援を充実させるとともに、地域、関係機関等とのつながりを更に 強め、子どもの健やかな成長を見守り育むまちづくりを一層進めます。
- 5 誰もが健康で生きがいを感じられる地域の実現!

金沢の歴史と自然環境を生かした健康づくりや、誰もがいきいきと健康で生きがいを実感できる地域を実現します。また、地域や関連団体との連携を深めながら、地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。

区民サービス向上の施策区役所がすすめる

区民の皆様への「まごころ」あふれる区役所づくり

継続して取り組んでいる「金沢まごころ運動」を軸に、皆様に寄り添う共感と信頼の区役所となるよう区役所サービスの充実を図ります。

区民の皆様に "ご 満足いただけるサ ービス"を私たち は目指します



Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

1 地域の皆様との"つながり" を強化

区役所、区社会福祉協議会及び地域 ケアプラザ等で構成される地域支援チームが、各々の専門分野の強みを活か しながら、組織横断的に連携すること で、複雑多様化している地域課題の解 決に地域の皆様と共に取り組んでいき ます。

また、地域の皆様とのつながりをより一層強めるため、あらゆる機会を通じて地域の状況を把握するとともに、地域福祉保健計画地区別計画の策定・ 推進に向けた支援等を行っていきませ

2 誰もが輝けるチーム力の 向上

近年威力を増してきている自然災害 や新型コロナウイルス感染症への対応 等について、組織の垣根を越えてチーム金沢で取り組んでいきます。

また、多岐にわたる区役所業務の相 互理解を深めるための窓口連絡会や、 課を横断した様々な庁内プロジェクト も推進していきます。

引き続き、全ての職員が意欲と能力 を最大限に発揮できる、働きやすい職 場の実現と長時間労働の是正に取り組 んでいきます。

3 職員一人ひとりの知識・行動力の向上

地震発生時の対応訓練、窓口・電話 応対マナー研修等の実施や、ベテラン 職員の技能や経験の継承などを通じ て、職員一人ひとりの知識や行動力を 向上させるとともに、ICTを活用し た迅速な情報共有とペーパーレス化な どワークスタイル改革を推進します。

また、経営責任職を筆頭にリスクマネジメントを徹底し、区役所業務の中心となる区民サービスの更なる向上に向けて、事務処理の適正化や事務の効率化に取り組みます。



昭和63年5月制定

港北区

昭和14年4月1日創設 〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 TEL 045-540-2323(代表電話) FAX 045-540-2209

人		358,791人	(令和3年4月1日現在)
世帯	数	176,491世帯	(令和3年4月1日現在)
面	積	$31.40\ km^2$	(令和3年4月1日現在)
区0	木	ハナミズキ	(平成3年5月11日制定)
区	D花	ウメ	(平成3年5月11日制定)
区0	マス	ノコット 港北区ミス	ズキー (平成21年4月1日制定)

青葉区 都筑区 港北区 鶴見区 神奈川区 南区 中区 東区 港南区 卷沢区

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/

あゆみ

港北区は市北部に位置し、鶴見川流域の平野部と多摩丘陵に連なる丘陵部から成っています。昭和14年4月都筑郡数か村の横浜市編入に伴い、現在の港北・緑・青葉・都筑区の区域を合わせた人口5万人あまりの行政区として誕生し、昭和30年代後半ごろからは、東海道新幹線・第三京浜道路等の開通に伴い、目覚ましい発展を遂げてきました。

その間、昭和44年に緑区を分区し、平成6年の行政区再編成により、区の北西部地域が都筑区に編入され、現在の港北区になりました。また、平成に入ってから、横浜アリーナや横浜国際総合競技場(日産スタジアム)、市営地下鉄ブルーライン(新横浜〜あざみ野間)・グリーンラインが開業するなど、まちづくりが急速に進みました。

平成31年4月に区制80周年を迎え、港北区は 今後ますます活気にあふれるまちとなることが 期待されています。

現況

■人(子ども・高齢者等)

港北区は市内最大の人口を有し、現在は約36万人の区民の皆さんが生活しています、今後も令和19年頃まで人口増加することが見込まれています。また、若い世代の割合が市平均と比べて高く、出生数も3,204人(令和2年1年間)と市内最多です。一方で、65歳以上の高齢者数

も今後急激な増加が予想されています。

■自然・環境

区内には市民の森などの緑地や一級河川の鶴見川をはじめとした多くの自然があり、市民の皆さんが散策などを楽しみ、市民団体が環境学習などの活動をしています。一方、住宅開発などから緑被率は平成13年度に28.2%あったものが令和元年度には24.1%に減少しており、緑の保全や創造、鶴見川の治水・活用、地球温暖化対策などの取組を進めていく必要があります。

■インフラ・まちづくり

道路は都市計画道路等の道路網整備が進められています。網島街道は、平成30年度に拡幅に向けた事業に着手し、設計・測量を進めています。宮内新横浜線は、昨年度末に暫定4車線で開通しました。今後は、事業完了に向けて残工事を進めます。鉄道は神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)の整備が進められており、新網島駅*の設置と合わせて、市街地再開発事業等の実施による網島駅東口周辺地区の一体的な

まちづくりに取り組んでいます。

※駅名称は都市鉄道等利 便増進法に基づく手続 き後に正式決定します。



©横浜市港北区ミズキ-



令和3年度 港北区 運営方針

活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」



基本目標

~区民の皆様の安心・安全を守り、ともに歩む区政~

Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 安心して、安全に暮らせるまちづくり

新型コロナウイルス感染症対策において、正確な情報発信やリスクマネジメント、自治会町内会や商店街等への 支援を進めます。また、避難所等における感染症防止対策や自助・共助による地域防災力向上を図るととも に、防犯・交通安全対策や道路・公園等の適切な維持管理を通じて、区民の皆様の安心・安全を支えます。

2 地域で支えあう福祉・保健のまちづくり

第4期地域福祉保健計画(ひっとプラン港北)の策定及び推進、子どもや子育て世代への支援の充実、地域包 括ケアシステムの構築や障害理解の啓発に取り組み、子どもから高齢者、障害のある方など、誰もが暮らしやす く、ともに支え合い、つながりのある福祉・保健のまちづくりを進めます。

3 活気にあふれるまちづくり

商店街の活性化、ふるさと港北ふれあいまつり等の地域のイベント、大規模スポーツ大会のレガシー創出など に、ICTを活用しながら、地域のつながりや魅力を実感できる活気あふれるまちの未来に向けて取り組みます。

協働で進めるまちづくり

区民の皆様との共感と信頼の関係を土台に、地区担当制によるフットワークを生かしながら地域の課題を把握し、 自治会町内会、商店街、団体、NPO、企業等とのつながりをさらに深め、協働による地域づくりを進めます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

行動指針

~区民の皆様のために~

区民の皆様によりそう

全を第一に、多様性を理解して皆 様の声を良く聴き、使命感を持つ て市政の最前線を担います。

協働と共創

私たちは、区民の皆様の安心・安 私たちは、地域協働の総合支援拠 点として、自治会町内会、商店街、 団体、NPO、企業等とともに公共を 創造します。

チーム力で応える

区民の皆様の声を、「何ができる か」「どうできるか」という視点で広 く受けとめ、区職員全体の知恵を 集めて対応します。

ベースとなる職員・職場の力

職員の力

一人ひとりが「5つの仕事力」を磨きます。

聴く力

を的確に把握します。

区民の皆様の声を真 課題の本質を見極め、 摯に受け止め、ニーズ 本来の目的にかなう解 決策を考えます。

考える力

学ぶ力

常に幅広く知識を深 める努力を続け、担当 業務に精通します。

行動する力

課題解決のために、 スピード感をもって、 積極的に動きます。

伝える力

区民の皆様に「伝わ る」ように、確かな説 明力を磨きます。

職場の力

皆で活気にあふれる職場をつくります。

おもてなしの職場

お客様目線によるデ ジタル化などの業務 改善や、応対スキル の向上に、職場をあ げて取り組みます。

課を越え、区を越え、 「チーム横浜」の一員 として、広い視野のも と、助け合います。

助け合う職場

創造する職場

を積極的に持ち寄り、 新たな手法や施策の 創造にチームで取り組 みます。

スマートな職場

互いの知恵やアイデア 地球環境に配慮しな がら、徹底した事務の 効率化に取り組み、ワ 一ク・ライフバランスを 実践します。

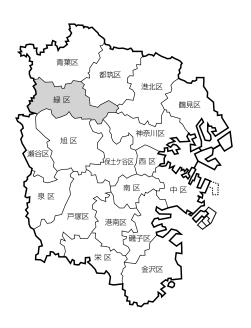


緑区

昭和44年10月1日創設 〒226-0013 緑区寺山町118 TEL 045-930-2323(代表電話)

平成元年7月1日制定 FAX 045-930-2225

人口	183,332人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	80,079世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	25.51 km²	(令和3年4月1日現在)
区の花	シラン	(平成6年11月6日制定)
区の木	カエデ	(平成6年11月6日制定)



ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/

あゆみ

緑区は、横浜市の北西部に位置し、鶴見川と その支流の恩田川に沿うように、東西に細長い 区域となっています。また地形は、鶴見川に流 れ込む短い支流の流域にあたる丘陵地と、鶴見 川が流れる低地から構成されています。

江戸時代には、主に農業地帯でした。明治以降には養蚕が盛んになり、明治41年には、生糸を横浜港に運ぶため横浜線が開通、同時に中山駅と長津田駅が開業しました。その後、中小規模の団地開発が始まる中、地元住民の請願により昭和37年に鴨居駅が、また周辺の土地区画整理にともない、昭和54年に十日市場駅がそれぞれ開業しました。そして、平成20年には市営地下鉄グリーンライン(4号線)が開通し、中山駅に接続しました。

昭和 40 年ごろからは工業集積が進みましたが、一方で川沿いの市街化調整区域では浜なしに代表される果樹園が広がるなど、都市農業も育成されてきました。また、丘陵地の市街化調整区域では、農地を維持するとともに、自然を生かした大規模な公園の整備や市民の森の指定により自然豊かな環境が保全されてきました。

昭和14年に都筑郡(現在の緑区を含む。)が港北区に編入され、昭和44年には港北区の分区が実施され緑区が誕生しました。さらに、平成6年の行政区再編成により、現在の緑区、青葉区そして都筑区の一部に分かれ、現在に至っており、令和元年10月に50周年を迎えることになりました。

現 況

緑区は区名のとおり緑が豊富で、緑被率(区の面積に対する緑地の割合)は、40.6 パーセントと 18 区中一番高い数値(令和元年度調査)になっています。

区内に残る緑の多くは市街化調整区域にあって開発が抑制され、一部は緑地保全地区や市民の森として積極的に保全されています。緑区の 貴重な財産として保全するとともに、適切な管理を行っていく必要があります。

一方、区内を横断している横浜線沿線では4駅を中心に住宅地や商業地が広がり、それぞれに特色のある街並みが形成されています。しかしながら、区画整理や再開発事業を実施したところを除き、各駅周辺地区では、道路や駅前広場などの都市基盤施設の整備がまだ十分ではないので、都市計画道路の整備、市街地再開発事業などを通して、渋滞の解消や安全な歩行空間の確保など、交通環境の改善を進めています。



緑区キャラクター 「ミドリン」

令和3年度緑区運営方針

I 基本目標

次世代につなぐ みんなにやさしいまち 「ふるさと みどり」

緑区は豊かな自然の中で、地域の皆さまの温かい「つながり」が息づく、みんなにやさしい魅力あふれるまちです。これは、区民の皆さまの継続した活動により大切に育まれてきたものです。

昨年からのコロナ禍は、今までの活動のあり方 を大きく変えるものとなりました。

令和3年度は、この魅力あふれるまちを次世代に引き継いでいくために、感染症対策の強化と社会・経済活動の再生の両立に向け様々な施策に取り組み、「新たな日常」のもと、区民の皆さまが安心して活動し、安全で住み続けたいと思えるみんなにやさしいまち「ふるさと みどり」を目指します。

Ⅱ目標達成に向けた施策

1 安全・安心なまち

新型コロナウイルス感染症予防対策のさらなる強化とワクチン接種を進めます。また、「新しい生活様式」での様々な地域活動を支援します。自助・共助による防災・減災、防火・防犯等、地域の特性に応じた区民の皆さまの主体的な取組を支援するなど災害に強いまちづくりを進めます。

区民生活に身近な道路の交通安全や食の安全、 ペットの適性飼育啓発など、暮らしの安全対策 に取り組みます。

- 新型コロナウイルス感染症対策
- 地域防災・減災の強化
- 安全・安心な環境づくり
- ●暮らしの衛生の推進

2 いきいき暮らせるまち

子どもたちや子育で中の方、高齢者や障害者、外国人の方々や生活にお困りの方など、誰もが安心して暮らし続けられる、共に支え合うつながりのあるまちづくりを進めます。また、健康づくりや健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。身近な区役所として基本的な行政サービスに適性・迅速・丁寧に取り組み、信頼される窓口サービスを目指します。

- ●「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進
- あんしん子育て支援の充実
- 地域における青少年の育成
- 高齢者・障害者施策の推進
- 多文化共生の推進
- 生涯にわたる健康づくりの推進

- 暮らしのなかのセーフティネット
- 信頼される窓口サービス

3 みどりの魅力あふれるまち

緑区独自の魅力である都市農業の振興や歴史 的資源などを広く発信するとともに、関係局と 連携しながら商店街振興や芸術・文化・スポー ツ活動を促進します。また、花植えや植樹、清 掃活動など地域の良好な環境づくりを進めま す。地域の課題解決に向け、自主的な活動やそ の担い手の育成、ICT を活用した地域活動の 取組を支援します。

- 自然、歴史、商店街など、みどりの魅力 を活かした地域活性化
- ●スポーツを通じた地域づくり
- ●区民による文化活動の振興
- 環境行動の推進
- 地域の現状を踏まえたまちづくり
- ICT 等を活用した地域力の推進と市民活動の支援

Ⅲ目標達成に向けた組織運営

●適正・迅速・丁寧に取り組みます

信頼される区役所を目指し、一人ひとりに寄り添い、わかりやすいご案内を心がけるとともに証明書等の発行、各種相談・支援等、基本的な行政サービスに適正、迅速かつ丁寧に取り組みます。また、区民の皆さまの声を真摯に受け止め、ニーズを把握して区政・市政への反映に努めます。

●地域との協働・共創を進めます

自治会や関係団体、企業、大学、NPO など様々な担い手と協働・共創の意識を持ち、新たな施策・事業の展開につなげます。

全ての区役所職員が一丸となって、多様化する地域の課題や要望を受け止め、地域の自主的な課題解決を支援します。また、常に持続可能な社会を創る視点で業務に取り組みます。

●チーム力・職員力を高めます

地域課題や組織運営上の課題を自ら発見し、 職員同士が連携して解決に向けて取り組みま す。

情報や課題を共有し、チーム力を最大限発揮できる環境づくりと人材育成に取り組みます。



青葉区

平成6年11月6日制定

平成6年11月6日創設 〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4 TEL 045-978-2323(代表電話) FAX 045-978-2410

人口	310,977人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	133,782世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	35.22 km²	(令和3年4月1日現在)

区の花 ナシ 区の木 ヤマザクラ 区のマスコット なしかちゃん (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定) (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定) (区制15周年を記念して平成21年4月12日制定)

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/



あゆみ

昭和14年、現在の青葉区域にあたる山内村、中里村、田奈村は、横浜市に編入されました。当時は静かな農村地帯でしたが、昭和30年代後半の高度成長期以降、宅地開発が進み昭和41年の田園都市線の開通を機に、急激に人口が増加しました。こうした中で、昭和44年には港北区から分区して緑区となりました。その後も都市化が進み、昭和61年に北部支所開設、平成6年11月6日に行政区再編成で青葉区が誕生しました。

現況

青葉区は横浜市北西部に位置し、区画整理によって計画的に開発された良好な居住環境が特徴です。また、「丘の横浜」と呼ばれるとおり、丘陵が多く、谷本川や恩田川沿いに広がる田園風景などの自然も残されています。

人口・面積はともに市内第2位を占め、特に年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)はともに市内で2番目となっており、平均年齢45.2歳で市内で6番目に若い区となっています。一方で、老年人口(65歳以上)も年々増えており、高齢化が進んでいます。厚生労働省から発表された「平成27年市区町村別生命表」によれば、青葉区男性の平均寿命は83.3歳で長寿全国1位、女性の平均寿命は88.5歳で全国9位となっています。

青葉区内の事業所数は、卸売・小売業が一番 多くなっていますが、教育・学習支援業が市内 で最も多く、医療・福祉の事業所が市内2位の 多さです。また、農家戸数も市内で2番目に多 いですが、工業事業所数は市内で5番目に少な い区となっています。



令和3年度青葉区運営方針

《基本目標》

「住みつづけたい・住みたいまち」 青葉の実現

青葉区は、計画的に整備された美しい街並み や豊かな自然があり、地域活動をはじめ、さま ざまな区民・団体等の活動が活発に行われてい る魅力にあふれたまちです。

この青葉区の魅力を次の世代に引き継ぎ、将来にわたって「住みつづけたい・住みたいまち」であり続けるために、全事業を通じて、コロナ禍の今だからこそ求められている2つの考え方の下、目標達成に向けた4つの柱に沿った事業を実施します。

【全事業に共通した2つの考え方】

- ・コロナ禍における事業展開
- ・人と地域のつながりづくりの推進 ~あなたの力の1パーセントをあおばの未来に~

【目標達成に向けた4つの柱】

- 1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまち づくり
- 2安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 さまざまな人や地域の活力を高めるまちづくり
- 4特色を生かして魅力を高めるまちづくり

《目標達成に向けた施策》

全事業に共通した2つの考え方

・コロナ禍における事業展開

コロナ禍における区民ニーズの変化を捉え、 ICTの活用、積極的な健康づくりや、感染症 対策の強化など「新しい生活様式」を踏まえた 事業を展開し、区民の皆様の健康や、安全・安 心な暮らしをお守りします。

・人と地域のつながりづくりの推進

~あなたの力の1パーセントをあおばの未来に~

顔を合わせた交流がしづらい状況下だからこそ、地域活動を始める「きっかけづくり」と、さまざまな人と地域の「つながりづくり」に積極的に取り組むことで、地域活動の活性化を図ります。

1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり

あおば健康スタイル、子育て支援関連事業及び地域包括ケアシステム等の取組を通じて、誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを 進めます。

【主な事業・取組】

- ○青葉区健康長寿のまちづくり支援事業
- ○地域包括ケアシステムの推進
- ○保育園子育てスマイル事業
- ○青少年育成事業

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

防災や防犯、新型コロナウイルス感染症対策 等に関する取組を通じて、さまざまなリスクに 備え、安全で安心して暮らせるまちづくりを進 めます。

【主な事業・取組】

- ○青葉区防災の街づくり事業
- ○交通安全対策事業
- ○区民サービス向上事業

3 さまざまな人や地域の活力を高めるまちづくり

さまざまな分野で多彩な人材・団体・活動が つながり、地域の連携やネットワークが広がる ことで、地域の活力を高めます。

【主な事業・取組】

- ○地域における企業等支援事業
- ○あおば地域サポート事業
- ○地域スポーツ振興事業

4 特色を生かして魅力を高めるまちづくり

文化・芸術、食、自然など、青葉区のさまざまな特色を生かした取組を実施し、発信することで、まちの魅力を高めます。

【主な事業・取組】

- ○芸術文化振興事業
- ○青葉ブランド事業
 - ・あおば地産地消の推進
- ○青葉6大学連携事業

その他

(区と局が連携・協力して実施する事業)

【主な事業・取組】

- ○フラワーダイアログあおば~花と緑から生 まれる対話~
- ○大規模な風水害時における区庁舎の電源保 全対策工事
- ○身近なスポーツの場整備事業

組織運営について

・地域連携力を高める

地域と「顔の見える関係」を築き、地域の 実情や課題、思いを共有しながら、青葉区地 域福祉保健計画の推進をはじめとした地域支 援を通じて課題解決に取り組みます。また、 人のつながりや、地域の組織・団体の連携が 深まるよう、コーディネート力を発揮して、 地域の主体的な取組を支援します。

・チーム力・職員力を高める

課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、どんな時でも互いに協力し支え合える組織づくりを進めます。また、働き方改革のほか、OJTや研修など人材育成に努めることで、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力の底上げを図ります。

・区民の皆様の信頼に応える

職員一人ひとりが区民の皆様の気持ちに寄り添い、丁寧・迅速・正確な応対を心がけます。また、ICTの活用等による事務事業の点検・見直し・効率化を進めるとともに、リスクマネジメントの推進により事務事業の適正な執行に努めます。

・健康区役所の推進

区民の皆様のさまざまなご要望に寄り添い、「住 みつづけたい 住みたいまち」青葉を実現するた めには、職員が持てる力を最大限に発揮すること が必要であり、そのためには職員が心身ともに健 康でなくてはなりません。

職員一人ひとりが健康行動・管理を実践するとともに、責任職は職員の健康に配慮した職場マネジメントを実践することで、健康でいきいきと働くことができる「健康区役所」を実現します。



都筑区

平成6年11月6日制定

平成6年11月6日創設 〒224-0032 都筑区茅ケ崎中央32-1 TEL 045-948-2323(代表電話) FAX 045-948-2228

人口	213,923人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	85,451 世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	27.87 km²	(令和3年4月1日現在)

区の木

(里山の木) ヤマモミジ、ヤマザクラ、コナラ、シデ (人里の木) サルスベリ、モクセイ、ウメ

(平成11年11月6日制定)

区の花 サクラソウ

(平成22年2月24日制定) ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg,jp/tsuzuki

旭区

瀬谷区



現在の都筑区にあたる地域は、昭和初期までは森や田園風景が広がるのどかな農村でした。 高度経済成長に入った昭和35年頃から、区の 南端の鶴見川沿いに道路が整備され、工場群の 進出が進みました。

昭和40年代に入ると、区の北部・中央部で 港北ニュータウン建設事業が始まり、区画整理 による計画的な開発が進みました。開発に伴い 人口が急激に増加し、これに対応するため、平 成4年に区役所の前身である港北ニュータウン 行政サービスセンターを開設しました。

平成5年には、市営地下鉄3号線が新横浜からあざみ野まで開通し、翌平成6年11月6日に港北区と緑区の行政区再編成により都筑区が誕生しました。

平成20年に市営地下鉄4号線(日吉~中山間)、平成29年3月に横浜北線(第三京浜道路・横浜港北ジャンクション~横羽線生麦ジャンクション)、令和2年3月には横浜北西線(東名高速道路・横浜青葉ジャンクション~第三京浜道路・横浜港北ジャンクション)が開通しました。

現況

平成6年の区誕生当時、約11万人だった人口は、平成26年5月に21万人を突破しました。

平均年齢は横浜市 18 区の中で最も若く、15 歳未満の人口(年少人口)割合も市内で最も高い、活力あふれる区です。

港北区

鶴見区

区の北部・中央部の港北ニュータウンでは、 里山型公園や緑道、歩行者専用道路などが計画 的に整備され、豊かな自然と都市が調和したま ちづくりが進んでいます。港北ニュータウンを 中心に張りめぐらされた総延長約 15km にも及 ぶ緑道は、公園緑地等をつなぐ緑のネットワー クとして区民の皆様に広く親しまれています。 また、区の中心となるタウンセンター地区には、 区総合庁舎、警察署、病院、郵便局、商業施設 などが集積しており、令和元年 10 月にはセン ター南駅構内に市パスポートセンターが設置さ れたほか、タウンセンター北地区では令和6年 度の開館を目指して都筑区民文化センター(仮 称)の整備が進められています。

一方、区の南部では、大規模な農業専用地区 が広がり、農業が盛んに行われているほか、鶴 見川沿いには市内屈指の工業地帯が形成されて います。

また、横浜北西線と横浜北線の開通により、 東名高速道路から横浜港までが直結されまし た。これにより、横浜北西部と横浜都心、湾岸 エリアや羽田空港とのアクセス性が向上しまし た。

令和3年度 都筑区運営方針



I 基本目標

「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑 ~区民の皆様と一緒に築く、都筑区~

新型コロナウイルス感染症対策及び新しい生活様式に即した必要な取組を進めると共に、基本目標の実現に向け、5つの施策に取り組んでまいります。また、ウィズコロナの時代にあわせて、災害等発生時における感染症対策をさらに進めるとともに、中小企業支援や商店街振興により、都筑のまちを応援していきます。

Ⅱ 目標達成に向けた施策

施策1 つながりと協働を育むまち

人と人とのつながりが実感でき、互いに支え合える地域づくりを多様な主体と協働して進めていくため、団体間の連携促進、人材の確保など、地域支援の取組の充実を図ります。

また、第4期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」を推進するほか、共感と信頼の区役所づくりを進め、つながりづくりを支えます。

施策2 いきいきと健やかに暮らせるまち

子育て世帯が住みやすいまちとして、両親教室の拡充、育児不安を抱える養育者支援など、更なるこども・子育てへの支援を図ります。また、今後早いスピードで進む高齢化を見据え、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、各世代に応じた健康づくりを進めます。

施策3 活力とにぎわい、魅力あふれるまち

都筑区ならではの都筑野菜、優れた技術を持つ中小製造業、文化、スポーツや商業団体などの地域資源を積極的に活用した取組を進め、コロナ禍においても活気あふれるまちを支援していきます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、更なるにぎわいづくりに取り組みます。

施策4 安全・安心なまち

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちを目指し、自助・共助による防災の取組や地域の自主防犯組織による防犯活動への支援などを行うとともに、地域や関係機関・団体と連携して震災や風水害に対する更なる取組を進めます。また、都筑区特有の地域課題である緑道等における自転車・歩行者の交通安全対策に取り組みます。

施策5 花と緑にあふれ、豊かな環境を育むまち

「ガーデンシティ横浜」の推進を踏まえ、都筑区においても、花と緑にあふれるまちを目指し、区内の地域資源である公園や緑道などの整備に取り組むとともに、魅力ある豊かな環境資源を広く発信していきます。また、環境にやさしいまちを目指し、地球温暖化対策を進めます。

正確・迅速・丁寧な業務の遂行

区民の視点に立った、きめ細やかなサービスを提供します。また、事務処理ミスを含む不祥事防止と業務の適正・適切な執行確保に区役所全体で引き続き取り組みます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

区民の皆様に信頼される都筑区役所を目指し、職員一人ひとりがその意欲・能力を最大限に発揮し、区役所を活力ある組織としていくため、次の項目に取り組むとともに、職員行動基準を順守し、長時間労働の是正やワークスタイル改革を通じてやりがいをもっていきいきと働ける職場づくりを進めます。また、重大なリスクから着実にリスク低減を図るリスクマネジメント(内部統制制度)に取り組みます。

◆職員力の向上

- ・地域のニーズや課題を敏感に感じ取り、課題解決に取り組める職員を育成します。
- •行政サービスを多様な区民の皆様の視点に立って提供できるよう、職員の説明力・コミュニケーション能力を高めます。

◆組織の枠を超えたチ―ム力の発揮

- ・複雑・多様化している社会課題・地域課題の解決に向けて、組織の枠を超えて専門性やノウハウを共有しながら、チームー丸となって取り組みます。
- ・風通しがよく、協力しあえる職場づくりを通じて庁内連携を進め、地域や関係機関とも連携・協力しながら区民の皆様の期待に応える行政の推進に取り組みます。



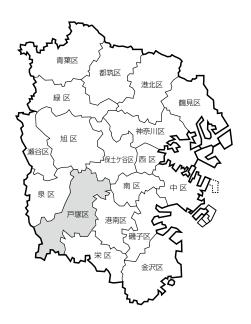
昭和63年1月30日制定

戸塚区

昭和14年4月1日創設 〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 TEL 045-866-8484(代表電話) FAX 045-881-0241

人口	283,846人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	122,948世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	35.79 km²	(令和3年4月1日現在)
区の花	桜	(平成11年4月1日制定)

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/Eメールアドレス totsuka@city.yokohama.jp



あゆみ

戸塚区は、昭和14年に戸塚町ほか7か村が鎌倉郡から横浜市に編入され、誕生しました。

昭和30年代以降、道路や鉄道などの交通網の整備により宅地開発が進み、人口が急増したことから、昭和44年に区の北側が瀬谷区として分区しました。その後も人口が増え続け、昭和61年に区の西側が泉区に、南側が栄区として分区し、現在の戸塚区の姿になりました。

区の中心を流れる柏尾川は、川沿いの桜並木とともに古くから区民のシンボルとして親しまれてきました。そこで、区制60周年(平成11年)を記念し、この柏尾川の桜並木に代表される「桜」を区の花に指定しました。

また、戸塚区は、東海道や戸塚宿をはじめと した名所旧跡が数多くある歴史の街でもあり、 平成16年には戸塚宿開宿400周年を迎えました。

平成21年には区制70周年を記念して、区民公募による戸塚区のマスコットキャラクター「ウナシー」(注)が誕生し、戸塚区のキャラクターとして区民に親しまれています。平成31年4月1月に区制80周年を迎えました。



戸塚区のマスコット キャラクター 「ウナシー」

(注)「ウナシー」の由来:戸塚区は横浜市内で牛の飼育数が多く、 また、平戸地区を中心に「浜なし」の生産が行われていること から、このマスコットがデザインされました。

現 況

戸塚区は横浜市の南西部に位置し、南北に長く、北は旭区・保土ケ谷区の2区に、東は南区・ 港南区の2区に、南は栄区・鎌倉市に、西は泉 区・藤沢市に接しています。

地勢上は、多摩丘陵の南端に位置し、区の中 央部を柏尾川が南北に流れて低地を形成してお り、その周囲を比較的起伏に富む大地が取り囲 むように広がっています。

区域の面積は35.79 kmで、18 区中1 番広く、 市域面積の8.2%を占めています。

人口は 283,846 人で市内第 4 位ですが、人口 密度は 1 km あたり 7,931 人で 10 位となってい ます(令和 3 年 4 月 1 日現在)。

戸塚駅周辺のまちづくりは、戸塚駅西口第一地区第二種市街地再開発事業が平成25年3月に完了したほか、戸塚駅の東西をつなぐアンダーパスや、土地区画整理事業に関する工事も平成28年3月までにすべて完了しました。

令和3年度 戸塚区 運営方針

基本目標。 こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

<目標達成に向けた取組姿勢>

暮らし、学び、働き、訪れる、とつかに関わるすべての人が、元気で笑顔あふれるまちとなるよう、地域の皆様、団体、企 業、大学など多様な主体や関係機関と連携・協働し、コロナ禍により対面での関わりが難しい今こそ、人と人との心の距 離・地域の結びつきをよりいっそう大切にしながら、未来につながるまちづくりを進めます。

今年度は「第4期とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)」のスタートの年です。福祉・保健分野をはじめ、防 災・減災、防犯、学校・家庭・地域の連携、趣味やテーマ活動を通じた仲間づくりなど、多岐にわたる地域の取組を積極 的に支援しながら、誰もが心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。

Ⅱ 目標達成に向けた施策

人と人とがつながるまちづくり

自治会町内会をはじめとする地域の様々な団体による地域のつながりづくりの活動や、青少年育成、まちづくりな どの地域の魅力アップや課題解決に取り組む活動を支援することで、お住まいの地域やとつかへの愛着を深めるまち づくりを進めます。

安全・安心を実感できるまちづくり

新型コロナウイルス感染症対応など健康危機管理や、防犯や交通安全、食の安全等、安全・安心を実感できる まちづくりを進めます。また「災害に強いまちとつか」に向けて、大規模地震や風水害などの災害の種類や地域の特 性に応じた自助・共助の取組を進め、防災・減災につなげていきます。

誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援の充実や、多様な保育ニーズへの対応など、安心して子育てでき る環境づくりを進めます。また、子ども・高齢者・障害者等への支援や地域全体での見守り、子どもから高齢者まで 幅広い世代の健康づくりに取り組み、誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

活気に満ちた魅力あふれるまちづくり

豊かな自然や旧東海道戸塚宿の歴史、活発な文化・芸術活動など、まちの特色を生かした取組により、とつかの 魅力を高めます。また、企業や商店街の支援を通し、まちの活気を高めるとともに、エコの取組を進めるなど、環境に やさしいまちづくりを進めます。

区民に信頼され親しまれる区役所づくり

安心して快適に行政サービスをご利用いただけるよう、区庁舎の感染症対策を進めるとともに、窓口混雑情報サ イトや区庁舎Wi-Fi等の活用によるデジタル化を推進し、来庁者へのサービス向上に取り組みます。また、区民の皆 様のニーズを的確にとらえたきめ細やかなサービスにつなげるため、区職員の人材育成に取り組むとともに、SNS等も 活用しながら行政情報をわかりやすく発信します。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

地域との連携

しながら課題解決に取り組みます。

しながら、地域との緊密な関係づくりな管理など、コンプライアンス意識をしまた、新しい生活様式への対応や や、区役所内や関係機関との情報 高く持ち、正確かつ迅速な窓口サー 長時間労働の是正などの働き方の 共有を積極的に行います。

質の高い窓口サービスの提供

区民の皆様、関係機関と区役所がお客様の立場や気持ちに寄り添い。男女共同参画の視点を意識した 連携し、地域ニーズをきめ細かく把握ながら、おもてなしの心でお客様をお職員の人材育成や、風通しが良く働 迎えします。

そのためにもコロナ禍においても工夫 業務に当たっては個人情報の適切層高めます。 ビス・事務処理を行います。

組織力の一層の向上

きやすい職場づくりにより組織力を一

見直しに積極的に取り組み、安定し た行政サービスを提供します。



昭和62年12月6日制定

栄区

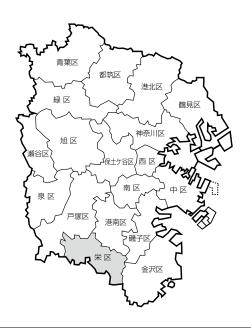
昭和61年11月3日創設 〒247-0005 栄区桂町303-19 TEL 045-894-8181(代表電話) FAX 045-895-2260

栄区いたち川 マスコット 「タッチーくん」



120,189人	(令和3年4月1日現在)
52,902 世帯	(令和3年4月1日現在)
18.52 km²	(令和3年4月1日現在)
キク サクラ、カツラ	(平成3年11月3日制定) (平成29年1月20日制定)
	52,902 世帯 18.52 km ² キク

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/Eメールアドレス sa-kusei@city.yokohama.jp



あゆみ

栄区のある地域の歴史は古く、特に鎌倉時代には幕府の軍事政策上、重要な役割を果たしていたと推測され、現在も数多くの史跡が残されています。

明治・大正時代までは平地のほとんどが田畑 で山裾や谷戸に集落がある程度でした。

昭和14年に鎌倉郡から横浜市へ編入され戸 塚区となり、昭和24年に本郷出張所が設置さ れました。

昭和13年、小菅ケ谷に第一海軍燃料廠が設置されると、付近に軍関連施設が次々に設けられました。また、軍用道路として原宿六ツ浦線(現在の環状4号線)が開通し、柏尾川沿いに大規模な工場の進出が相次ぎました。

戦後、軍の施設の大部分はアメリカ軍に接収され、地域の発展の大きな障害となりましたが、昭和40年から接収解除・払い下げが実現し、公共施設、学校、中高層住宅などに生まれ変わるとともに、昭和48年に本郷台駅が開設され、現在の街並みが形成されました。

また、丘陵部では、昭和30年代後半から50年代前半にかけて大規模な宅地開発が行われ、谷戸が連なる里山は戸建てを中心とした住宅街に大きく変貌しました。

こうした大規模開発により人口が急増したことから、昭和61年11月3日、戸塚区からの分区によって、栄区が誕生しました。

現況

■豊かな自然

栄区は、横浜市の南部に位置し、緑被率(区の面積に対する緑地の割合)は38.8%と高く(令和元年度調査、市第2位)、特に、区東部には大規模で良好な自然が残り、市の緑の10大拠点のひとつとなっています。また、区を東西に流れるいたち川は、自然環境に配慮した河川改修が行われ、区民の憩いの場となっています。

■活発な地域活動

公園等の清掃や環境保全、防犯・防災や交通 安全、介護予防や高齢者・障害者支援、子育て 支援など様々な分野で、地域と関係団体が協働 した活動が活発に行われています。

■少子・高齢化

栄区の高齢化率(65歳以上の老年人口の割合)は31.0%(令和3年3月31日現在)と市で最も高く、高齢化が進んでいます。合計特殊出生率は1.26(令和元年)となっています(市の平均1.26)。少子高齢化に対して、高齢者や子育てを行う家庭を、地域社会全体で支えあっていく仕組みづくりを進め、誰にとっても住みやすいまちづくりをめざしています。

■道路・交通

栄区の都市計画道路整備率は41.7%(自動車専用道路、新交通システムを除く・令和3年3月末現在、18区中最下位)となっており、環状4号線の早期拡幅整備のほか、骨格的な道路網の整備が急務です。

令和3年度 栄区 運営方針



Ⅱ 目標達成に向けた施策

1. まちの魅力づくり

本郷台駅周辺のまちづくり セカンドキャリア支援 生ごみ等の堆肥化に取り組む区民へ の支援



2. <u>みんなが支えあい、</u> 安心を感じるまちづくり

> 地域福祉保健計画第4期の策定・ 推進

食育の推進

就職に向けた再チャレンジの応援 養育者向け情報発信 セーフコミュニティ



4. 地域に寄り添う区役所の推進

窓口混雑緩和に向けた区民サービス の向上

栄区民ロードレース大会 バス停留所上屋設置に対する支援



3. 防災力・減災力の強化 安心を感じるまちづくり

水害対策

区災害対策本部の機能強化 福祉避難所の開設・運営訓練 ペット防災対策



Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

1. 正確・丁寧・親切



- ・各種制度を正確に理解した 事務手続
- ・栄区スマイルガイドに基づく 丁寧な対応
- ・お客様の気持ちに寄り添う 親切な行政サービス

2. 感染症対策·協働·

現場主義

- ・区民の皆様の安全・安心を第一 に、感染症対策を徹底
- ・区民、企業、各種団体等の皆様 との協働による課題解決や事 業効果の向上
- ・地域ニーズや社会情勢の変化 に対応する現場主義に対応す る現場主義

3. 人材育成・リスク管理・ ワークスタイル改革

- ・各職場、または職場の枠を超え た取り組みによる人材育成
- ・幅広いリスクに対する着実な 対応
- ・区役所全体が一つのチームと なり、協力し合い、知恵を出し 合うことにより総合力を発揮



昭和62年3月制定

泉区のマスコット キャラクター 「いっずん」

泉区

昭和61年11月3日創設 **T245-0024** 泉区和泉中央北5-1-1 TEL 045-800-2323(代表電話) FAX 045-800-2505

※住居表示の実施に伴い、平成29年10月 23日から所在地の表記が変わりました。

152,141人 人口 (令和3年4月1日現在) 世帯数 63.133 世帯 (令和3年4月1日現在) 23.58 km² 面積 (令和3年4月1日現在)

区の花 あやめ (平成4年4月制定)

サクラ、キンモクセイ、ハナミズキ 区の木 (平成19年11月制定) アジサイ、コムラサキ、モミジ

ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/



あゆみ

泉区域は、昭和14年に旧中川村、中和田村な どが鎌倉郡から横浜市に編入されて、戸塚区の 一部となりました。昭和30年代半ばごろから、 横浜伊勢原線の周辺を中心に宅地開発が進み、 昭和51年に相鉄いずみ野線がいずみ野駅まで開 通するなど、街並みは大きく変わりました。

昭和61年11月3日に、行政区再編により戸 塚区から分かれて泉区が誕生しました。区名は、 泉が湧き出るように、若い活力を生み出しなが ら発展するようにとの願いから、区民により名 づけられました。

平成11年には相鉄いずみ野線、市営地下鉄線 が相次いで湘南台駅まで延伸し、区内に9つの 鉄道駅を有するに至り、交通利便性が高まりま した。平成 14 年には人口が 15 万人を超え、郊 外の宅地都市として発展を続けています。

現 況

泉区は、水と緑に恵まれた区です。区域の 46.4% (令和2年度末現在)が市街化調整区域で、 樹林地や農地などの緑が多く残っており、緑被 率は36.3%(令和元年度現在)と、市内で3番 目に高くなっています。また、和泉川、阿久和 川などの河川や湧水など豊富な水資源にも恵ま れており、和泉川の「地蔵原の水辺」、阿久和川 の5つの「まほろば」などの親水拠点のほか、 泉区、戸塚区、藤沢市にまたがる県立境川遊水 地公園など、自然豊かな水辺空間が数多く存在 し、地域の方々に愛されています。

これらに加え、特に農業は、市内18区のうち、 経営耕地面積が1番目、農家数は3番目(2020 年農林業センサス)となっています。

都市基盤施設の整備も着実に進んでいます。 道路に関しては、令和3年3月に中田さちが丘 線が開通しました。現在は、権太坂和泉線(名瀬・ 岡津地区)の整備を進めています。河川に関し ては、和泉川・阿久和川の改修を進めており、 阿久和川では令和元年7月に河道改修と合わせ て慶林橋の架け替えが完了し、引き続き橋際橋 の架け替えを進めています。和泉川では令和2 年7月に区内の護岸改修が完了しました。公園 に関しては、令和3年4月に和泉中央北あやめ 公園が完成しました。福祉施設に関しては、平 成28年10月に区内6館目の「いずみ野地域ケ アプラザ」が開所し、令和元年度には、「岡津地 域ケアプラザーが開所しました。

また、平成26年6月に返還された深谷通信所 について、平成30年2月に策定された跡地利用 基本計画に基づき、都市計画決定の手続きに向 けた準備を進めています。

鉄道駅周辺では、平成27年12月に「泉ゆめ が丘地区土地区画整理事業 | が着工し、相鉄い ずみ野線ゆめが丘駅と地下鉄下飯田駅周辺のま ちづくりが進められています。令和元年11月末 には、相鉄・JR 直通線が開通し、都心へのアク セスが向上しました。今後は相鉄・東急の相互 乗り入れも予定されています。

令和3年度 泉区運営方針

I 基本目標 みらいへ進もう! 地域とともに ~#住むなら泉区~

泉区に住み続けたい、「住むなら泉区」と実感していただけるよう、 地域の皆様とともに未来に向けたまちづくりを進めていきます。







基本姿勢

すべての事務事業に、「魅力向上・創出」「戦略的な情報発信」「新しい日常への挑戦」の3つの視点を踏まえ、取り組みます。

魅力向上・創出

すべての事務事業が泉区の魅力向上につながるということを職員一人ひとりが しっかりと意識して、区民の皆様とともに、更なる泉区の魅力向上を図ります。

戦略的な情報発信

区役所が行う様々な情報発信について、ただ一方的に発信する のではなく、情報を必要とする方に「伝わる」ことを意識し、正確な情報を 迅速に届けます。

新しい日常への挑戦

新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための新しい日常の中、 事務事業の進め方や実施手法を工夫することで、事業目的を達成します。

魅力向上・創出 #住むなら泉区 戦略的な情報発信 新しい日常への挑戦

Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 *とどけよう!* いずみの魅力

定住・転入促進事業、いずみ文化振興事業 水・緑・みち魅力づくり支援事業 等

3 *まもろう!* 暮らしの安全・安心

防災対策事業、防犯対策推進事業 交通安全対策推進事業 等

2 *はぐくもう!* 地域のカ

地域力支援事業、地域を支える I C T 活用推進事業 商店街振興支援事業 等

4 *ささえあおう*! 健やかなまち

泉区地域福祉保健計画推進事業、泉区地域包括ケア推 進事業、妊娠期から子育で期まで切れ目のない支援充実事業等

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

<u>区民の皆様の</u> <u>信頼に応えます!</u>

区民の皆様の気持ちに寄り 添い、正確で親切・丁寧な行 政サービスを提供するととも に、公正・適正に業務を行い ます。

<u>区役所全体で</u> 地域支援に取り組みます!

区役所の各部署が連携して地域 と顔の見える関係を構築し、<u>地域</u> の状況や課題を一体的に把握して 解決へ結びつけます。

<u>「チーム泉」一丸で</u> 取り組みます!

全ての職員が力を発揮し、学び合い育で合う職場づくりにより、**多様な課題にチームで対応**します。



泉区の マスコット キャラクター 「いっずん」



昭和63年8月制定

瀬谷区

昭和44年10月1日創設 **T246-0021** 瀬谷区二ツ橋町190 TEL 045-367-5656(代表電話) FAX 045-365-1170

人口	122,193人	(令和3年4月1日現在)
世帯数	52,656世帯	(令和3年4月1日現在)
面積	17.17 km²	(令和3年4月1日現在)
区の木	ケヤキ	(昭和59年10月制定)
区の花	アジサイ	(昭和59年10月制定)
区の鳥	オナガ	(昭和59年10月制定)



ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/

あゆみ

現在の瀬谷区に当たる地域は、明治時代には 鎌倉郡に属する農村地帯でしたが、村の統合な どを経て、昭和14年に横浜市に編入されまし た。昭和20年代後半から公営住宅が相次いで 建設され宅地化が進むと、人口が急増し郊外の 住宅都市に変容しました。そして、昭和44年 10月の行政区再編成によって瀬谷区が誕生し、 令和元年に区制50周年を迎えました。

現 況

瀬谷区は横浜市の西部に位置し、大和市や町 田市と接する西の玄関口に当たります。昔なが らの相模野の面影を色濃く残し、南北に流れる 5本の川と、豊富な生物相に恵まれた良好な緑 地が多く残されており、水と緑に恵まれた環境 です。和泉川では人や生き物にやさしい「ふる さとの川整備事業」により、川辺と樹林が一体 となった光景は区を象徴するものとなりまし た。現在は二ツ橋~宮沢の約 2.8km 区間で6つ の水辺が整備されており、豊かで魅力的な自然



瀬谷区総合庁舎・二ツ橋公園

を楽しむことができる場所となっています。そ の一方で、都市化も進んでおり、残された貴重 な水と緑の保全が重要な課題となっています。

区の産業としては、市内最大級の上瀬谷農業 専用地区があり、「横浜瀬谷うど」やさつまい も等の農業が盛んです。商業施設は三ツ境駅及 び瀬谷駅周辺に立地しているほか、丸子中山茅 ヶ崎線や環状 4 号線など幹線道路の沿道にも出 店が進んでいます。また、東名高速道路横浜町 田インターチェンジに近接した北部地域には、 産業流通施設や工場などが集積していますが、 近年は、住宅など他の用途への土地利用転換に よる周辺環境との調整が課題となっています。

まちづくりにおいては、平成27年6月末に 日本側に返還された旧上瀬谷通信施設の土地利 用の検討を進めているほか、境川に特定都市河 川浸水被害対策法の適用を受け、関連する地方 公共団体等と連携して浸水被害対策の総合的な 推進のための計画の策定を進めています。また、 二ツ橋北部地区では、土地区画整理事業により、 都市計画道路三ツ境下草柳線・瀬谷地内線とそ の沿道の整備を行い、交通利便性の向上や安全 な歩行者動線の確保を目指したまちづくりを進 めています。

瀬谷区の主要な生活拠点である瀬谷駅南口で は、市街地再開発事業が進められています。再 開発ビルや駅前広場等が整備されるほか、文化 芸術活動の拠点として、再開発ビル内に(仮称) 瀬谷区民文化センターの整備が進められていま す。

令和3年度 瀬谷区運営方針

I 基本目標

幸せが実感できる瀬谷づくり

~思い出も 未来も共に この瀬谷で~

区役所一丸となって新型コロナウイルス感染症の状況に対応しながら、 2つの姿勢・4つの施策のもと区政を推進します。

【基本姿勢】 ~地域からの信頼に応え、地域とともに歩む区役所~

- ① **基本的業務の「正確・丁寧・公平・迅速」な遂行**区民の最も身近な総合行政機関として、区民視点に立った質の高いサービスを提供します。
- ② **区民に寄り添った課題の解決** 区民一人ひとりに寄り添った課題解決のために、関係課や地区支援チームが連携しながら 支援します。

Ⅱ 目標達成に向けた施策

1 子ども・青少年の育成

- ◆元気で心豊かな子ども・青少年を育む取組や地域・学校と連携した**小中学生への学習支援**を行います。
- ◆子どもの豊かな育ちを支える各種保育・教育 サービスや情報を提供し、**乳幼児から学齢期まで** 切れ目のない支援を行います。
- ◆子育て世帯の支援や、**児童虐待等の予防・** 早期発見に向けた取組を推進します。

3 安全・安心のまちづくり

- ◆災害に備えた**危機管理対策や地域の防災体制 の強化**に向けた取組を進めるとともに、自助、
 共助に向けた取組を支援します。また、ペット
 に関する災害時の対策を推進します。
- ◆安全・快適に利用できる道路・公園等を維持します。
- ◆地域の自主的な**防犯活動や交通安全運動**等を 支援すると共に、放置自転車対策に取り組みます。
- ◆ **感染症**や**食中毒**に対する予防及び拡大防止等 の健康危機管理に取り組みます。

2 健康増進、福祉の充実

- ◆第4期地域福祉保健計画の策定及び取組を進め、 地域や関係団体等と連携して、暮らしやすい まちづくりを推進します。
- ◆健康づくり、介護予防及び認知症対策などの 取組を推進します。地域での障害理解を進める 出前講座等に取り組みます。
- ◆様々な**課題を抱える家庭**や**生活に困窮する方への 包括的な相談・支援**により、生活基盤の安定・ 自立を図ります。

4 魅力の創出、区民協働の推進

- ◆国際園芸博覧会の開催に向け、地域・関係団体等と連携し、機運醸成のための取組を進めます。また、旧上瀬谷通信施設の土地利用の検討や、将来のまちづくりの取組を進めます。
- ◆新たな魅力創出の取組や自然・歴史などの地域 資源の活用により、**瀬谷の魅力を発信**します。
- ◆生涯学習や読書活動の推進、スポーツ振興など、 区民活動を支援します。
- ◆持続可能な社会に向けた環境行動の啓発を進めます。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

区民満足度の向上

- ◆「おもてなしの行政サービス」の実現のため、 職員一丸となって取り組むとともに、 各種手続きのデジタル化に対応します。
- ◆積極的な**挨拶・声かけ**や**親身な対応、分かり やすい説明**を大切にします。
- ◆すべての職場において、**誰もが利用しやすい 窓口づくり**を行います。



職員満足度の向上

- ◆課の枠を超えた**情報共有や連携強化**に取り組み、 チーム力を高めます。
- ◆ワーク・ライフ・バランス実践のために職場のマネジメントを推進するとともに、職員が互いの■個性や働き方を尊重し合える職場を目指します。
- ◆チーム瀬谷として**健康区役所**を目指し、**全員が いきいきと活躍できる職場づくり**を進めます。

市政記録 2021 年版 (第1分冊)

令和4年3月 発行

編集 横浜市市民局市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL(045)671 - 3882

FAX (045) 664 - 7201

E メール sh-shiminjoho@city.yokohama.jp

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/gaiyo/kiroku/



横浜市市民局市民情報課